

池田晃淵講述



平安朝史



早稻田大學出版部藏版

平安朝史

目次

緒言

一頁

第一章 平安奠都

第一節 新京經營と其再遷

三

第二節 藤原種繼の横死と廢太子の大獄

一九

第三節 蝦夷征服

三〇

第四節 民力の御軫念と官吏の戒飭

四九

○ 第五節 僧侶の戒飭と新宗派

五九

第六節 桓武天皇御事蹟の大略

七四

第二章 藤氏本支の軋轢

第七節 平城天皇踐祚と立太弟

八〇

目次

一

第八節 政局の刷新……………八八

第九節 御脱屣と藥子の亂……………九七

第三章 平安京の修正

第十節 朝儀と弘仁式……………一〇九

第十一節 天皇の好文付平安文學の端緒……………一一七

第十二節 東北の柘地と西南の無事付新羅人投化……………一二一

第十三節 嵯峨の別館と御脱屣……………一二六

第十四節 立太子と大嘗會の御儉素……………一三一

第十五節 官職の新任と文武の獎勵……………一三三

第十六節 災疫と瑞雲……………一三六

第四章 平安京の繁榮

第十七節 仁明帝踐祚と兩上皇……………一三九

第十八節 日本後紀と殿上元服及び御治績の概略……………一四五

第十九節 遣唐使と小野篁……………一四九

第二十節 兩上皇の崩御……………一五六

第二十一節 廢太子の變……………一五八

第二十二節 新設の御修法と奏瑞……………一六七

第二十三節 御惱と母子草の童謠……………一七二

第二十四節 御即位と立太子……………一七八

第二十五節 良房の任相國……………一八〇

第二十六節 崩御と御治績……………一八七

第五章 藤原政治

第二十七節 人臣攝政の始……………一九六

第二十八節 天皇御輔導の一斑と御元服……………二〇六

第二十九節 御治績の概略……………二一五

第三十節 天變地妖……………二二四

第三十一節 應天門の災……………二三一

第三十二節 立太子と貞觀格式付良房の薨去……………二四八

第卅三節	大極殿炎上と御脱履	二五五
第卅四節	出羽の夷亂	二六一

第六章 藤原氏全盛時代

第卅五節	基經の廢立と關白職	二七〇
第卅六節	天皇の御儉徳と立太子	二八七
第卅七節	基經の阿衡問題と其薨去	三九三
第卅八節	御治績の概略付菅公登用	三〇一
第卅九節	立太子付御脱履と御遺戒	三〇八
第四十節	時平と道眞及び道眞の左遷	三一六
第四十一節	時平の薨去と天滿宮	三二六
第四十二節	御治績と三善清行意見封事	三三四
第四十三節	古今集の敕撰と文學の一改新	三九五
第四十四節	攝政再置	四〇五
第四十五節	將門と純友の亂	四一二

第四十六節	御讓禪と忠平父子	四二五
第四十七節	天曆の治	四三二

第七章 平安京の衰兆

第四十八節	内裏炎上と御受禪	四四〇
第四十九節	立太弟と源高明の左遷付清和源氏と藤原氏	四四四
第五十節	内裏炎上付兼通の急除目	四五五
第五十一節	再應の炎上と御脱履	四六二
第五十二節	兼通父子の攝政	四七三
第五十三節	道兼伊周の軋轢と伊周の貶謫	四八一
第五十四節	災異と其影響付文學の隆昌	四八七
第五十五節	御脱履と道長の驕奢	四九三
第五十六節	皇太子の廢立	四九七
第五十七節	道長の薙髮と無量壽院建立	五〇五
第五十八節	平忠常の亂と源平軋轢の起因	五一六

第五十九節 御讓禪頼通の宇治閑居……………五二〇

第六十節 前九年の役……………五二五

第六十一節 御讓禪と關白の更任……………五二九

第六十二節 記録所設置と攝政關白領……………五三六

第六十三節 御治績と御脱屣……………五四二

第六十四節 御治略付御脱屣……………五四九

第八章 院政

第六十五節 異例の立后……………五五六

第六十六節 上皇の堂塔建立……………五五八

第六十七節 後三年の役……………五六一

第六十八節 南都北嶺の僧亂……………五六六

第六十九節 天皇の御事續付關白の讓補……………五七〇

第七十節 清和源氏の衰運……………五七六

第七十一節 女御入内と忠實父子の黜陟……………五七九

第七十二節 御讓位と御事蹟……………五八一

第七十三節 御讓禪と平氏の興隆……………五九四

第七十四節 咒咀事件と崩御……………六〇〇

第七十五節 後白河帝踐祚付保元の亂……………六一〇

第七十六節 大政の革新と御讓位……………六二四

第七十七節 平治の亂……………六三一

第七十八節 兩御所親臣の軋轢と平氏の榮進……………六四五

第七十九節 藤平兩氏の衝突……………六五一

第八十節 平氏攻撃……………六六〇

第八十一節 重盛の薨去と上皇清盛の衝突……………六六九

第八十二節 御脱屣と高倉宮御謀叛……………六七七

第八十三節 福原遷幸と其還幸付源氏の蜂起……………六九八

第八十四節 平氏の敗亡と平安京の衰微……………七〇八

目次終

平安朝史

池田 晃 淵述

例言

本編講義は、桓武天皇の延暦三年平安奠都に始り、安徳天皇の壽永三年(元暦)に終る、其間凡四百年とす、其史は續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、之に日本書紀を加へて六國史といふにて、何れも勅撰の正史なり、されど日本後紀等は缺卷あり、又三代實錄は光孝天皇に終るを以て、之を補足せんには日本紀略類聚三代格、政事要略、本朝世紀、類聚國史、帝王編年記、百練抄、歷代皇紀、皇年略記、皇代記等に據らざるを得ず、されども亦間々缺卷あると、一には勅撰なれば、専ら官府の記録に據りて、編れしと見えて、日本書紀とい其趣を同うせず、且民間の事に至ては、多く泄れたり、依て之を識るの参考として、大鏡、繼世繼、榮花物語、今昔物語

語、宇治拾遺物語、古事談、續古事談、古今著聞集等の物語と、神皇正統記、愚管抄の類を以て大綱を述べ、但し公卿の記録は、當時目睹耳聽の確説なるも、過半は朝廷儀式の備忘手録ともいふべきなれば、或る部分の外は、講義の冗長を避んため、據らざる所あり、將た政績隆替、事物興廢等に就ては、或は前朝史に遡り、或は後代に言及する所なきにあらず、是講演上自然已むを得ざる所、但し勉て冗長を避くべし。

第一章 平安奠都

第一節 新京經營と其再遷

平城京は、元明天皇の和銅二年、始て都を建給ひしより、元正、聖武、孝謙、淳仁（淡路廢帝）稱徳、孝謙、重祚、光仁の七朝、凡七十餘年を経しに、桓武天皇日本根子皇統照天皇即位の後、遷都あらせらるに至れる御事情は、前朝史の講義に詳かなれば、茲には贅せず、備還都に付ては續紀に、延暦三年五月、中納言藤原小黑鷹、中納言藤原種繼、左大辨佐伯今毛人、參議近衛中將紀船守、參議神祇伯大中臣子老、右衛士督坂上苅田鷹、衛門督佐伯久良鷹、陰陽助船田口良を遣して、長岡の地を相せしむ、とあれば、前以て山背國乙訓郡長岡を以て、皇都に撰定し給へしならん、尋て種繼、今毛人、船守及び從四位下石川垣守、右中辨海上三狩、兵部大輔大中臣諸魚、造東大寺次官文室忍坂鷹、從五位下日下部雄道、大少一に大鷹、外從五位下丹治比真淨を以て、造長岡宮使となし、六位官八人を之に附けられ、又船守を賀茂大神社に遣し、遷都の由を告られ、諸國に仰せて、今年の調

庸及び造宮工夫用度の物悉く長岡に進めしめ、新京に宅を造る爲めに、諸國の正税六十八萬束を、右大臣以下參議以上、及内親王、夫人、尙侍等に分け賜はり、百姓の私宅新京の内に入る五十七丁なるをもて、當國の正税四萬三千餘束を、其主に賜ひて償はせらる。偕殿閣未だ成らざるに、疾くも移御あらせらるべしと、十月に裝束使及び前後次第司を置れ、陪從の親王以下五位以上に裝束物を分ち賜ひ、又左右鎮京使を置れ、從五位下石川公足、主計頭大伴永主を以て之に任じ、各五位二人、六位二人を附られ、斯して十一月に車駕長岡に移御あり、此時皇后は御母の憂に丁らせられ、中宮亦移御なかりしを、出雲守石川豐人、攝津大夫和氣清麿を以て、前後次第司とし、平城に遣して迎へさせられ、又紀船守を賀茂下上社に、大中臣諸魚を松尾乙訓二神に遣され、賀茂を從二位に、松尾乙訓を從五位下に陞せて、遷都を告させらる。此如く忿急に移御あらせられしは、工事進行上に付ての叡感ならんも、蓋し又他に種々御事情のありしが如し、ぞは續紀延曆四年七月の勅に「遷都之務事弗獲已」とあるにても察せらる。斯も情況なれば、其工を急かせられ、且は工夫らの勞苦も尋常ならざりしは、續紀右の勅の續きに「所役之夫、宜給其功、於是和雇諸國百姓三十一萬四千人」とあれ

ば、此以前に幾何の工夫を課せられしやは推するに難からず、同書同月藤原種繼横死の條に「遷都長岡、宮室草創、百官未就、匠手巧夫日夜兼作」又同書延曆七年九月の詔に「建都長岡、而宮室未就、興作稍多、徵發之苦、頗在百姓」（中略）「造宮役夫、短褐不完、頻多羸弱」とあるにて、其一斑を知るに足る。されば天皇亦之を恤ませ給ふも渥く、其一二を述んに、移御の翌月造宮の有功者に爵を進め、四年五月會々皇后の宮に赤雀の瑞あり、之を慶し給ふ序にて「山背國者、皇都初建、既爲輦下、慶賞所被、合殊常倫、今年田租、特宜全免、又長岡村百姓家、入大宮處者、一同京戶之例」七月に役夫に功を給する勅は前に述たり、延曆五年五月に「新遷京都、公私草創、百姓移居、多未豐贍」と勅して、左右京及び東西市人に物を賜ひ、六年十月に「朕以水陸之便、遷都茲邑、言念此民、豈無驗」と詔して、乙訓郡延曆三年以後の出舉未納を免除し、郡司主帳以上に各々爵一級を賜ひし事、續紀に見えたり、こは輦轂の下なれば、特に恩惠を垂れ給ひしに相違なきも、輦轂の下たけ、夫丈に遷都に付て、何かと駈役せらるゝは、當時の情勢なれば、是らの恩惠ありしなるべく、其一般工役に與かれる國々には、續紀延曆七年九月の詔に「朕以眇身、忝承鴻業、水陸有便、建都長岡、而宮室未就、興作稍多、徵發之苦、頗在百姓、是以優其功賃、

欲無勞煩、今聞造宮役夫、短褐不完、頻多羸弱、靜言思此、深軫于懷、宜諸進役夫之國、今年出舉、不論正稅公廩、一切減其息利、縱二十束、其利五束、二束還民、三束入公、其勅前徵納者、亦宜還給とあり、以て民苦を厭はせ給ふ一斑を拜察すべし、帝の民政に叡念を勞させ給へるは次條に述ぶ。

右の如く、孜孜として長岡京御經營ありしに、其工全く成らざるに、再び都を遷さるる事となれり、そは何に依てとは日本後紀缺卷ありて、詳かにするを得ずと雖も、蓋し長岡京は藤原種繼が初め建議する所、此事は次條に述ぶにて、彼れ造宮使となりて、日夜工事を督勵しつゝありしに、延暦四年横死せるより、延て廢太子等の大獄となり、此事既に不祥なるも、猶工事を進められしに、天皇も其不祥を覺らせ給ひしか、延暦六年十一月に、天神及び皇靈を祀らせ給ひしは、元より新嘗の典ならんも、特に盛典を擧られし如きは、或は攘妖の叡慮に出しかと思はる、そは續紀同年同月の條に、

祀天神於交野、其祭文 維延暦六年、歲次丁卯、十一月庚戌朔、甲寅、嗣天子臣、謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藏原繼繩、敢昭告于昊天上帝、臣恭膺膺命、

嗣守鴻基、幸賴穹蒼降祚、覆燾騰徵、四海晏然、百姓康樂、方今大明南至、長暑初昇、敬采燔祀之義、祇修報德之典、謹以玉帛饗齊、黍盛庶品、備茲禋燎、祇薦潔誠、高紹天皇配神作主尙饗 又 維延暦六年、歲次丁卯、十一月庚戌朔、甲寅、孝子皇帝臣、謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原繼繩、敢昭告于高紹天皇、以臣庸虛、恭承天序、上玄錫祉、率土宅心、方今履長伊始、肅事郊禋、用致燔祀、于昊天上帝、高紹天皇、慶流長發、德冠思文、對越昭升、永言配命、謹以制幣饗齊、黍盛庶品、式陳明薦、侑神作主尙饗とあり、紀略に此事を、緣宿禰也とあれば、御事情のある事にて、決して尋常恒例の御事に非るを知るべし、且は九年三月に皇后崩御あり、又是より先皇太子安殿御惱頻り、此事は次條に述ぶにて、紀略延暦十年十月條に、先是、皇太子枕席不安、久不平復、十一年六月條に、皇太子病云々とありて、斯く不祥事の續けるは、凶災毎に居を遷して、本朝上古の習俗に推當て考るに、當時既に長岡京を喜ばざるの議ありしを知る、其一斑は、大日本史和氣清麿傳に、宇佐託宣集に據りて、營長岡新都、十歲未成、所費不貲、清麿密奏請、托遊獵、相葛野之地、以遷都とあるにても、察せらる、但し清麿の議は費用を重とせるも、再び遷都を經營せんよりは、長岡京を完成する方、遙かに所費少な

かるべければ、頗る奇怪の言に似たるも、所費云々は蓋し表面の言立にて、其内意は或は地勢の點より、或は不祥の嫌疑など、種々の事情ありしならん、されば十一年には既に再び遷都の議熟せりと思しく、紀略延暦十二年正月條に、遣大納言藤原小黒鷹、左大辨紀古佐美、山城國葛野郡宇太村之地、爲遷都也」とあり、續紀は缺本、又此時東大寺僧賢憬も相地の事に與かれりといふは、正史に見えざれど、元亨釋書に、

釋賢憬、世姓荒田氏、尾州人也、妙年出家、受唯識干興福寺宣教、天平勝寶七年、東大寺戒壇成、鑑真行竭磨法、憬爲受者、是本朝登壇受戒之始也、性耐苦勵、勤修不倦、剝皮然指、兼有才識、延暦十二年、朝廷議遷都、勅憬、見新都平安城地、是年十一月寂、壽八十九とあり、蓋し賢憬の才識春秋共に富るを以て、此撰に入しならん、偕彌々遷都に決したるは紀略此年の條に二月に參議治部卿壹志濃王を賀茂大神社に遣して、遷都を告げ、三月に伊勢神宮に遣して遷都を告られ、是月天皇葛野に行幸、但し是より先き屢々葛野に行幸の事續紀々略に見ゆ、蓋し新京卜定の御意旨ならんか、新京の地を御巡覽あり、五位以上及び諸司主典以上に、役夫を進じて新京宮城を築かしめ、百姓の地四十四丁、新京宮城の内に入るを以て、之は三年の租を賜ひて償はれ、又山陵山

階(天)後田原(仁)先田原(基)に使を遣して、遷都を告給ひ、九月に菅野眞道、藤原葛野鷹を、して、新京の宅地を班給せしめ、爾後屢々天皇行幸ありて、工事を御覽あり、偕其規模等は紀略に見えざるも、其一班は拾芥抄に、

延暦十二年正月甲午、遣使於山背國葛野邑、宇太村之地、爲遷都也、始造山背新宮、同年六月、令諸國造新宮諸門、尾張美濃二國造、般富門、伊福部氏也、越前國造美福門、壬生氏也、若狹越中二國造、安嘉門、海犬耳也、丹波國造、偉鑿門、猪飼(一本に使氏也、但馬國造藻壁門、佐伯氏也、播磨國造待賢門、山氏也、備前國造陽明若犬耳氏也、備中備後二國造、達智門、丹治比氏也、阿波國造、談天門、玉手氏也、伊豫國造、郁芳門、達部氏也、一本に使氏)

とあり、此何氏とあるは何れも名門豪族、即ち庄園の大地主にて、其工を督せしと知るべし、殊に天皇親しく工事にまで大御心を注かせ給ひし一班は、世繼物語に、今はむかし、柏原の御門(桓)の御時に、平安の宮作らせ給ひける間、長岡の宮より時に行幸して、あたらしくつくらるゝ都を御覽ずるに(中)らいせいもん(維城門)のほとりにて、御こしをとめて、たくみ(工匠)をめして、仰られける様は、いとよく門

はたてたり、たゞし丈たけなん、今一尺さるべき、風はやきところ、ひとつやにてたゞせば、風のためにあやうきなり、かぜはたけとの、さゝりおとるにしたかひて、ふせかるゝ事なれば、その地のていにしたかひて、たけのほとはたつるを、此頃のたぐみは、それを得知らで、屋をたつれば、此門今一尺され、さらばよかりなんと仰られ(中)さてつくりはてゝ、都うつり近くなりて、行幸して御覽ず、はじめの如く、らいせ(中)いもんのかたへに、御輿をとめて御覽ずるに、かはらふき、白土みなぬりはてたり、ことくくみなしはてゝ、金物ばかりうたざりけり、たくみ召て仰らるゝ様は、我ははじめあしく見て、一尺されと仰てけり、一尺五寸をきらすへかりける、いま五寸さるべし猶たかく見ゆると仰(中)たくみ申やう、此門(中)一尺されと仰られしか、仰のまゝにきりては、むげにひきく見苦しく候べきと思候へて、五寸をきりて候、それに今五寸されと仰られ候へば、はじめ御覽じそこなひ給へしには候はず(中)御門、かしこくみてけり、こぼちきらば都のうつりの日近くなりて、えあいせじ(中)たたし風にや、ともすれば吹たをされんと仰事あり(中)都うつり已後、末の世にいたるまで、三度吹たをされたり

とあり、紀略に十三年九月、諸國の役夫五千人を發して新宮を掃はしめ、七月東西市を新京に移し十月二十二日、車駕遷新京とあり、皇年代略記には、十三年甲戌十月廿一日辛酉、車駕自葛野京遷于新都とあり、此時の詔は紀畧に、

葛野乃大宮地者山川毛麗久四方國乃百姓乃參出來事毛便仁之云々

又十一月、詔云々、山背實合前聞云々、此國山河襟帶、自然成城、因斯形勝、可制新號、宜改山背國爲山城國、又子來之民、謳歌之輩、異口同辭、號平安京、今隨之云々、又近江滋賀郡古津者、先帝之舊都、今接輦下、可追昔號、改稱大津云々

とあり、此詔は後紀缺卷あり、唯紀略に載る所の外、他になきをもて、其詳かなるを知るを得ずと雖も、葛野云々山川もうるはしくとは、今の京都地形を一言に盡させ給へりといふべく、蓋し山背とは、山うしろの義なりしを、茲に至り、山河襟帶、自然成城てふ形勝に因り、山城と改め給ひしは適當といふべく、殊に子來の民謳歌云々に至りては、いかに此地に人心の歸せしやは、察するに餘あり、其平安京として永く帝都と定りしも、誠に故なきにあらず、されば神皇正統記に、

山背の國長岡にうつりて、十年ばかり都なりしが、又今の平安城にうつさる、山背

の國をもあらためて山城といふ、永代にかはるまじくなんはからはせ給ひける、むかし聖德太子峰岡（太秦に）のぼりて、今の城を見回らして、四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都をうつされて、かはるまじき所なりと宣ひけるとぞ（中）誠に王氣相應の福地たるにや

とあり、但し聖德太子云々の眞否は敢て論ずるに及ばず、唯斯る説の古くより傳はれるを参考に資するのみ、四神とは漢土にて、天の二十八宿を四方に配し、中にも東を青龍（蒼龍とも）南を朱雀、朱鳥とも、西を白虎北を玄武に屬すとす、之を旌に畫きて御即位の時前庭に建させらるゝは即ち光被四方の御徳を表し給へるなり、さて東に水南に郊原西北に山澤を控ふ、之を四神相應といふ。

右の如く遷御はありしも、未だ工を竣しに非ず、紀略に、延暦十四年正月、廢朝、大極殿未成、十五年正月條に、大極殿成始受朝賀、又二月條に、巡覽朝堂及諸院とあれば、三年めに漸く朝堂等の竣工せし如くなるも、後紀延暦十八年正月條に、豐樂殿未成、於大極度前龍尾道上、構假殿、晝以彩帛、天皇臨御、蕃客仰以爲壯麗とあれば、此時渤海國使に宴を賜ふに、豐樂殿成らざるをもて、假殿にて賜りしなり、既に同書十七年十一月

條に、遠江駿河信濃出雲等國進雇夫二万三十人以供造宮之役とあれば、猶工事中にて其夫役の漸く遠方まで及びしを察せらる、偕其新京の規模一斑は拾芥抄に、

宮城之部（圖はあるも畧す）宮城門、羅城門二重、閣七間、陽明門（中）五間、戸三間、號兵衛御門北端、待賢門（中）號中御門、郁芳門（中）號大炊御門南端以上東面、東大宮大路也、美福門（中）二階五間、戸三間、號壬生御門東端、朱雀門（中）二階中間、戸五間、號朱雀御門、
□二階門、皇嘉門、若犬耳氏造之號雅樂寮、□已上南面西端二條大路、談天門（中）五間、戸三間、號馬寮御門南端、藻壁門（中）西中御門、般富門（中）西近衛御門北端已上西面、西大宮大路、安嘉門（中）號兵庫寮御門、偉鑿門（中）不關御門、達智門（中）已上北面一條大路（中）上東門、陽明門北東面、號土御門、上西門、般富門南面、西土御門也（中）建禮門五間、戸三間、云青馬陣設之南面、謝仗中門、春花門、云左馬陣設之左廂、謝仗門建禮門東、修明門已上南面、云左馬陣設之左廂、謝仗門建禮門西、朔平門三間、云縫殿陣設之、□北面、謝仗中門、式乾已上北面、設之西廂、謝仗門朔平西、此門東無謝仗門、建春門東面、三間、號左衛門陣、一云陣設之西面、中門、承明門五間、戸三間、設之東面、內門建禮門內、長樂左廂門、承明門東、永安門已上南面、設之右廂門、承明門西、立陣門三間、設之南、謝

仗内門朔平□徽安門已上北面設之西廂門玄暉門西宣陽門三間云左兵衛陣建春門内嘉陽門設左廂門宣陽北延政門已上東面設右廂門宣陽南陰明門三間云右兵衛陣設之宮西南内門宣陽門内武德門右廂門陰明門南遊義門已上西面設之右廂門陰明門北日華門東設之南殿前大庭東向門春興宣陽兩殿間有此門號左近衛陣月華門西設之南殿前大庭西向門安福校書兩殿間有此門號右近衛陣左掖門東設春興殿南東向壁垣門右掖門西設安福殿南面向壁垣門内衛門陣座上東面恭禮門不載弘仁定文歟依鳥羽院御諱放額東面内衛門北崇明門陣座南面宣仁門西面東宜陽殿敷政門已上在東方東向東宜陽殿明義門南殿西面仙華門南殿乾在明義門北無名門(中)神仙門已上東西方殿上南面向右青瑣門内左青瑣門東西面右青瑣門西東面任德門在東綾綺殿北(中)中和門(中)北南向(中)殿舍紫宸殿俗云南殿九間四面廂(中)仁壽殿南殿北九間四面承香殿仁壽殿北九間四面常寧殿承香殿北(中)或九間四面貞觀殿常寧殿北俗云御匣殿在此殿已上五殿起于商行干北皆卯酉建之春興殿日華門南七間四面宜陽殿日華門北九間四面綾殿九間三間南溫明殿綾綺殿東七間四面麗景殿七間四面宣耀殿麗景殿北七間

四面已上六殿起于東南行干北東皆子午建之安福殿月華門南七間二間校書殿月華門北七間二間清凉殿云中殿又云御殿七間四面後涼殿清凉殿西七間九間弘徽殿七間四面登花殿弘徽殿北七間四面已上六殿起于西南行干北西皆子午建之昭陽舍東一梨子壺麗景殿東南北舍各五間四面淑景舍東云桐壺南北舍各五間四面飛香舍西一云藤壺弘徽殿西五間四面凝花舍西云梅壺飛香舍北五間四面襲芳舍西云雷鳴壺凝花舍北五間四面同北舍已上六舍起于南行干北卯酉建之(中)應天門八省朝堂院南面外門三間閣五間戶三間長樂門應天門東設之左廂門朝集堂東永嘉門應天門西已上南面設之左廂門朝集堂北舍耀門設之章義門外章義門設之南内門二間五間戶三間會昌門設之左廂門興禮門設之右廂門會昌門西敬法門設之左廂門章義門南章善門五間戶三間顯親門設之右廂門章善門北光範設之壽成門南方西面白虎樓北廊門西向盛花門設之東南北門五間戶三間宣政門設之南北門五間戶三間(以下三十一門あり畧す)

又朝堂は同書に大極殿蒼龍樓白虎樓栖鳳樓翔鸞樓昌福堂以下二十六殿あり以て其壯大を推知すべし又坊市の區畫は一條より九條に至る其一斑は同書に

凡一條ノ内四坊アリ、一坊ノ内有十六町、十六町ノ内有四保、一町ノ内有四行、一行ノ内有八門、一戸至長十丈弘五丈、又五家爲比、五比爲閭、二十五家四間爲族、百家五族爲黨、五百家五黨爲列、二千五百家爲隣、五隣爲里、二十五家四里爲族、五族爲部、五百家五部爲州云々、凡計坊ハ左京起西、下東、右京起東、下西、計町ハ左京起西北、下南、右京起東北、環計行ハ左京西上東下、右京東上西下、計門ハ左京起西北、南下、右京起東北、下行

とあり、以て其規模の大なるを推するに足る、されど此族黨列隣等の制は、單に區畫上の標に止りて、實際に行はれたるにあらず、従て左右即東西京の人烟も均一に至らずして、終に上京下京の名稱と變じて、上下京著しく人烟の粗密をなせるは、蓋し人情地勢の便なるに集れる結果にして、亦止を得ざるなり。

右の如き大工事なれば、民力を勞せしも亦大なり、されば延曆十六年六月二十八日詔して、遷都に依て諸國今年の租を免じ給ひしかど、猶續々工役に勞させたり、蓋し大工事の爲めなるは勿論なれど、其間に不時の天災に罹りて、再築せるも少からざる爲めなり、其概略を述んに紀略に、

延曆十四年閏七月乙巳日十一大風官舎京中屋破損、十七年八月丙戌日九大風壞京中百姓廬舍、十八年九月戊申日七暴風京中屋舍倒塌、二十三年八月壬子日十暴雨大風中院西樓倒、打死牛、又墮壞神泉苑左右閣、京中諸國多蒙其害、天皇生年在丑、歎曰、朕不利歟、未幾不豫云々

などありて、中にも朕に不利歟とまで御歎息あらせ給ひしなれば、其被害の慘况なりしは推知するに足る、其他延曆十六年九月に勅して、非常之備不可暫缺、宜山城河内兩國、便處置烽燧、又十九年十月に、山城大和河内攝津近江丹波等諸國の民一万人を發して、葛野川の隄を修せらるゝなど、其勞役のいかに夥多なりしやは察するに餘あり、されば延曆二十四年天皇御不豫の御中に、猶新京造營に民力を費しを御軫念あらせ給ひしは、後紀に、

十二月壬寅日七公卿奏議曰、伏奉綸旨、營造未已、黎民或弊、念彼勤勞、事須矜恤、加以時遭災疫、頗損農桑、今雖有年、未聞復業、宜量事優矜、令得存濟者、臣等商量、伏望所點加仕丁一千二百八十一人、依數停却、又衛門府衛士四百人、減七十七人、左右衛士府各六百人、各減一百人、隼人男女各四十人、每減二十人、雅樂寮歌女五十人、減三十人、仕女

一百十人減二十八人、停卜部之委男女厮丁等糧、又諸家厨租、暫停春米交易雜貨、又諸國貢調脚夫、或國役五ケ日、或國役三ケ日、役限不均、勞逸各殊、須共二日以同苦樂、中納言近衛大將從三位藤原朝臣内麿、侍殿上、有勅、令參議右衛士督從四位下藤原朝臣緒嗣、與參議左大辨正四位下菅野朝臣真道相論天下德政、于時緒嗣議云、方今天下所苦、軍事(此時蝦夷征討の事あり)與造作也、停此兩事、百姓安之、真道頗執異議、敢不聞、帝善緒嗣議、即從停廢、乙巳十廢造宮職、廿五年二月乙未朔丁酉三停造宮職、併木工寮

とありて、蓋し此時造營未だ全く竣功せずと雖も、過半は就れるを以て、造宮職を停めて、其事務は木工寮にて掌る事となりしにて、全くの竣功は何れの年にあるや、詳かならざれど、是にて造營一段落となりしなり、元より其民力を勞せる數字等は、諸書に所見なきも、三善清行の意見封事に、

桓武天皇遷都長岡(中)更營上都、再造大極殿、新構豐樂院、又其宮殿樓閣、百官曹廳、親王公主之第宅、后妃嬪御之宮館、皆究土木之巧、盡賦調庸之用、於是天下之費五分而

三

とあり、頗る過大の如く思はるゝも、事數年に涉り、しかも其間民力矜恤の叡旨再三下れるを見れば、此言必ず據る所ありしならん。

第二節 藤原種繼の横死と廢太子の大獄

前條に述し如く、延暦四年長岡京の造營最中、九月に造營使の長官たる中納言藤原種繼、賊手に罹りて横死せしより、遂に廢太子の大獄となれり、そは此月、天皇平城へ行幸ありし御留守の事にて、こは皇女朝原内親王、齋宮として伊勢へ御下向あるに、より、祖道の御爲めの行幸なりしに、此凶變は起れり、續紀に、

種繼爲賊射死、車駕歸自平城、捕獲大伴繼人大伴竹良等黨與數十人、推鞠之、皆並承伏、依法推斷、或斬或流、其種繼、參議式部卿太宰帥宇合之孫、天皇甚委任之、中外之事皆取決焉、初首建議、遷都長岡、宮室草創、百官未就、匠手巧夫日夜兼作、至行幸平城、太子(早良親王)及右大臣藤原是公、種繼等並爲留守、照炬催檢燭下被傷、明日薨於第、時年四十九、天皇悼惜之、詔贈正一位左大臣

とあり、又同書に、大同四年に至り平城天皇詔して太政大臣を贈らるとあり、又紀略

に此時の状況を、

乙卯日^{廿三}中納言兼式部卿近江按察使藤原種繼賊襲射、兩箭貫身、丙辰日^{廿四}車駕至自平城云々、種繼已薨、乃詔有司、搜捕其賊云々、仍獲竹良并近衛伯耆桴麿、中衛牡鹿木積麿、勅右大辨石川名足等、推勘之、桴麿歎云、主税頭大伴眞麿、大和大椽大伴夫子、春宮少進佐伯高成、及竹良等同謀、遣桴麿、木積麿、害種繼云々、繼人高成等並歎云、故中納言大伴家持相謀云、宜唱大伴、佐伯兩氏、以除種繼、因啓皇太子、遂行其事、窮問自餘黨、皆承伏、於是首惡左少辨大伴繼人、高成、眞麿、竹良、湊麿、春宮主書首多治比濱人同誅、斬及射種繼者桴麿、木積麿二人、斬於山崎、南河頭、又右兵衛督五百枝王、大藏卿藤原雄依同坐此事、五百枝王降死、流伊豫國、雄依及春宮亮紀白麿、家持息右京亮永主流隱岐、東宮學士林寸稻麿、流伊豆、自餘隨罪亦流、庚申日^{廿八}詔曰云々、中納言大伴家持、右兵衛督五百枝王、春宮亮紀白麿、左少辨大伴繼人、主税頭大伴眞麿、右京亮同永主、造東大寺次官林稻麿等、式部卿藤原朝臣乎殺之、朝廷傾奉、早良親王乎爲君止謀氣利、今月二十三日夜亥時、藤原朝臣乎政事爾依、勘賜爾申久、藤原朝臣在波不安、此人乎掃退乎止、皇太子爾掃退止、仍許訖、近衛桴麿、中衛木積麿二人乎爲臣

致支止、申云々、是日皇太子自内裏、歸於東宮、即日戌時、出置乙訓寺、是後太子不自飲食、積十餘日、遣宮内卿石川恒守等、駕船移送淡路、比至高瀬橋頭、已絕、載屍至淡路葬云々^(中)又傳一本縛桴麿等遺、就柩前、告其狀、然後斬決、十月庚午日^八告山科^(天)田原^(仁)佐保山^(武)、以廢太子之狀

とあり、又此事を水鏡には、

八月にならの京へ行幸^(中)長岡の京には中納言種繼留主にてさふらへしを、帝の御をとゝの早良の親王、東宮とておはせしが、人をつかはして、いころさしめ玉へてき、ことの起りは、帝つねにこゝかしこに行幸し給て、世の政を東宮にのみあつけたてまつりしかば、天應二年に延暦元佐伯今毛人といひしを、宰相になさせ給たりしを、帝かへらせ給たりしに、この種繼、佐伯の氏のかゝることは未だ侍らずと、帝に申しかば、宰相をとり給て、三位をさせ給てしを、東宮世にくちあしき事におぼして、種繼をたまはらんと申しを、帝むつかり給て、さらに聞給ずして、この後東宮に政をあつけたてまつる事なくなりしを、安からず思して、そのひまを、日頃うかゝひ給るに、よき折ふしにて、かくし給へつる^(中)東宮をおとくに寺にこめ

たてまつり給へしに、十八日までその命たえ給はざりしかば、あはちの國へなかつたてまつり給へしに、山崎にてうせさせ給にき

とあり、此書に據れば、東宮の種繼に御不快となりしは、佐伯今毛人が參議を召上られしに起因すとなすも、こは一斑をいふなるべし、いかにも皇太子として、臣下に特恩を垂れ給へしを、權臣の爲に之を破られしは、御耻辱此上なきのみならず、既に内々万機に與かり給へしをも、止めたるに至りては、種繼が專權の程は察するに餘りあり、されば後紀に「中外之事皆取決焉」と記さる、斯る權勢なれば、種繼疾くに廢太子の隱謀ありしかと思はる、そをいかにといふに、種繼の族藤原百川、稱徳帝晏駕に際し、衆議を排して光仁帝を迎立せしに依て、功を以て參議中衛大將式部卿に累進し、(即ち政事と親衛の兵權と朝堂の禮式を掌る)最も權勢あり、藤原氏政權を執るは其以前よりの事なるは前朝史に詳かなりしが、此人の作略にて、光仁帝の皇后井上内親王を廢し奉りしが、其事情は内部に種々ありしならんも、藤原氏の出に非るを以て思しも、其一なるが如し、然るに其御所生は即ち早良親王にて、桓武天皇には皇弟なるも、光仁帝の命にて、桓武帝の皇太弟に立せ給へれば、百川之を如何ともなし難

しと雖も、密かに後日に井上内親王廢后の返報の、自家に來るべきを憂慮せしなるべし(水鏡を参考せよ)百川、光仁帝の寶龜十年七月に薨去せしも、其憂慮は其子孫及び一族の間に、冥々の中、常に往來せしなるべく、斯る情勢なりとせば、折もあらば之を廢せんと企はありしに相違なし、内心既に右の如くなれば、事に觸ては衝突しつゝありしならん、之を早良親王の御方より考る時は、いつか井上内親王の二の舞の、御身に及ぼさんも計られねば、寸時も御油斷ならざるはいふまでもなく、特に藤氏の專權を、及ぶべき丈は押へ付んと思されしなるべし、是亦衝突しつゝありしなるべし、斯る間に大伴佐伯の如き、上古中外守衛の任を以て、御覺を受來りつる子孫の輩が、中臣なる藤氏の爲めに頭を押へ付らるゝに至りては、折もあらば一功立て、輕くとも彼と並立の地位を得んと、の冀望は、ありしに相違なし、そは國家事ある毎に、必ず此一族は、出て力を、兵役に致し、其家聲を墮さざりしにても察せらる、されば大伴一門より見るも、且は家持自身としても、己れ中納言たるに、藤氏庶族の種繼が、同官にて在乍ら、中外の事決を執るといふ程の權勢なるには、居常不滿の念、鬱勃たるは、蓋し人情の常なるに、家持春宮大夫として、天應以來傳翼し奉りし情誼より

しても、事を既往に鑑み、將來に謀るは、其位地よりしては自然の情勢なるに、佐伯氏とても、皇太子の藤氏に御心を寄せ給へる色を察しては、必ず其思召を迎合しつゝ、ありしに相違なし、さればいつとなく、伴伯二氏と、皇太子の間に、一道の脈絡貫通しつゝ、ありしも亦察せらる、そは佐伯氏に例なき今毛人を、皇太子の御旨にて、參議に擢て給ひしにても推知すべし、然るに種繼の機敏なる、疾くも伴伯の、藤氏否自己に對する舉動の、表面に顯はるを見るや、直ちに天皇に奏して、讒に非ず直言なり、皇太子の御計ひを翻へしめ、猶も進みて皇太子の御政務までを止め、但し種繼の奏に依て止めしならねど、事勢はしかく察せらる、奉りしは、種繼としては不手際乍らも、既に此時廢立の鋒矛を顯はせるなり、偕廢太子後の立太子はといふに、そは天皇第一皇子安殿親王にて、御母は皇后乙牟漏にて、内大臣藤原良繼の女なり、良繼は即ち種繼の伯父なるに、親王の妃は藤原帶子にて、百川の女、且其後閏には種繼の女藥子、此人後ち亂を企てし、顛末は次章に述ぶも入りたれば、藤氏一門に於て其囑望は察せらる、さるからに遷都の事も、此廢太子一件を加味せしかと思はるゝは、續紀に、首建議遷都長岡とあるは、歷朝玉座遷御毎に、必ず何事か異常の事あるは、前朝史及び後

の藥子亂參看して察すべし、且、日夜兼作云々照炬催檢とあるは、種繼即ち遷都の建議者たり、且は造宮長官たり、殊に時漸く寒冷の候に向へば、一日も速に竣功せしめんと、の熱心よりとは申せ、宮室未就に天皇移御ましませしも、斯く急劇に御移りあるべき御事情のありしとも思はれざれば、必ず竣功の曉には、廢立の事實に顯はるべしとは、蓋し當時既に一部の人々に知れ渡れるならん、况や皇太子方ともいふべき大伴佐伯の人々に於てをや、必ず大伴佐伯の人々の眼に映じたる、事實のありしなるべく、故に到底廢太子となるならば、寧ろ先じて彼を殪し、即ち君側の奸を除きて、其罪に處せらるゝに如ずと、所謂絶跡絶命止むを得ず、斯る暴舉に及びしならん、且此時大伴家持薨去、二十餘日未だ其屍を葬らずと、續紀々畧にあれば、其切迫の事情も推知せらる、但し皇太子の御覺めて度佐伯今毛人は、此時種繼と共に造宮使として、長岡に在乍ら、毫も此舉に與からざるは、不思議なるに、猶種繼の一言に、參議を放されつるに、之と共に造宮使となるも、更に不思議といふべし、蓋し官職の任免は、裏面はともあれ、表面は叡裁にあるは、申に及ばざれど、或は是種繼が、自己の主張せる遷都なれば、ある一部の物議を慮り、故らに進んで推薦せしにあらざるか、殊に今

毛人の三年十二月參議に任ぜられ、即ち例なき顯職に就しなどを致れば、とにかくに其御信任渥きも誠に其故あり、されば下手人たる桴麿等を、種繼の柩に告て誅すとは、いかに御悼惜の深かりしやは拜察するに餘りあり、藤氏といひ御信任の渥きといひ、種繼薨去後も、猶延中に餘勢熾んなりと見えて、後紀和氣清麿の傳に「長岡新都、經十載、未成功、費不可計、清麿潛奏、令上托遊獵、相葛野之地、更遷上都」とありて、清麿如き當時名臣の聞えある人だも、種繼の主張に係る事は、潜かにするにあらざれば、上奏するを得ざるにても察せらる。

右の如く、早良親王廢されたるを以て、是年(延曆四年)十一月二十五日、天皇第一皇子安殿親王を立て、皇太子となす、時に御年十二、同七年正月十五日、御首服、加冠は大納言民部卿藤原繼繩、理髮は中納言式部卿近衛大將紀船守之を勤む、然るに幾程なく御腦に罹られ、數年に涉れり、其一斑は紀略に、

延曆十年十月甲寅^{日廿七} 先是皇太子枕席不安、久不平復、是日向伊勢太神宮、緣宿禰也、十一年六月戊子^{日五} 奉幣於畿内名神、以皇太子病也、癸巳^{日十} 皇太子久病、卜之崇道天皇、早良親王爲崇、遣諸陵頭調使王等於淡路國、奉謝其靈、庚子^{日十七} 勅去延曆九年

令淡路國宛某親王^{崇道}守冢一烟、兼隨近郡司專當其事、而不存警衛、致令有崇、自今以後冢下、置隍、勿使濫穢、是にていかに藤氏の人々の畏懼せしかと、又當時冢墓の制一斑を知るべし。

之に加ふるに、十三年五月廿七日、皇太子妃藤原帶子急に病て頓逝ありしかば、彌々早良親王の御祟りと一般に傳はれりと見えて、重て御崇敬を加へられしは、紀略に、延曆十六年五月甲辰^{日十九} 於禁中并東宮、轉讀金剛般若經、以有怪異也、乙巳^{日廿} 遣僧二人於淡路國、轉讀悔過、謝崇道天皇靈也。

とあり、蓋し此御祟といふは、初めは「卜之」とあれば陰陽道の言上なるべきも、茲に至り怪異ありとて、僧侶の興かる事となりしは、元亨釋書に、

延曆十六年^中初早良太子與黃門侍郎藤種繼有^中郤^中太子黨人、射種繼于燭下、斃事覺十月、太子廢、將更弑太子使々諸寺、預修白業、諸寺恐而拒之、獨善珠(東大寺)納焉、謁使者曰、太子夙殃不盡、今受嚴譴、此度回債焉、又幸也、乞勿結怨矣、委曲示諭、詞旨激切、使者復命、太子喜曰、我聞師言、披忍辱衣、以故、不怕逆鱗之怒耳、太子途死、其靈惱逼皇太子、醫巫不効、勅珠持念、珠語太子曰、昔聞貧道言、曰已披忍辱衣、今何有之乎、乃廣說

法要言未畢、太子病愈

とあれば、此善珠を初めとすべし、但し善珠延暦十六年四月二十一日寂す年七十五、皇太子爲めに像を圖して、秋篠寺に置く事紀略等にも載れば、勅に應じて持念せるは其以前なるべく、又皇太子の御歸依渥かりしも、右の文にても察せらる、偕是より一層早良親王に御崇敬を加へ給ひしは、紀略に、

延暦十九年七月己未^{廿三} 詔曰云々、宜故皇太子早良親王追稱崇道天皇、故廢皇后井上内親王追復稱皇后、其墓並稱山陵、令近衛少將大伴是成、率陰陽師衆僧、鎮謝在淡路國崇道天皇陵

と御母子共に復號の宣下あり、尋て延暦二十四年天皇御不豫の御禱の時、正月十四日に、奉爲崇道天皇、建寺於淡路國續て四月五日に、令諸國奉爲崇道天皇、建小倉、納正稅三十束、并預國忌及奉幣之列謝怨靈也、と後紀々略等にありて、全く御歷代天皇と同一に成され、是月十一日には崇道天皇改葬司を任じ、やがて七月に遣唐大使藤原葛野麿等歸朝して、唐國の答信物を上りしかば、二十七日に唐國の物を山科^天後田原^{仁光}崇道天皇の三陵に獻じ、十月二十五日に、奉爲崇道天皇、寫一切經、其書生隨功念

位云々と同書にあるは、益々御崇敬を加へ給へるを知る、又延暦二十五年(大同元年)三月天皇御不豫大漸に際し、勅緣延暦四年事、配流之者先已放還、今有所思、不論存亡、宜叙本位、奉爲崇道天皇、令諸國々分寺僧、春秋二仲月別七日讀金剛般若經、と同書にあり、斯く漸次に層一層と御崇敬あられしは、御崇りを鎮めん叡慮は申に及ばざれど、當時既に一部に種繼反對者ありて、彼れを非難せる議論の、次第に勢力を得來れる結果なるべし、但し怨靈などいふは大に可笑の至にて、之に恐怖して種々の祈禱をなすは猶可笑事なれど、當時の世態は大に然らず、眞に怨靈の災妖をなすを固信せると共に、之を神佛の冥助に依て禳ひ得るをも、固く信ぜしは上下一般の習にて、一旦怨靈の祟りを云々すれば、之に乗じて一方よりは、其死者の冤を唱導して、世人の注意を求め、之と同時に僧祝の輩其間に立て、其法驗を街ふといふ、所謂三仕組の情態なりしは、近世までの事にて、之に處せる自他共に、固く信じて毫も疑を容れざりしなり、畏こけれど早良親王の御事も、右の世態に参照して、其御事情も氷解すべく、又延暦四年の事(種繼暗殺)に坐せし諸人を本位に復されし事情も、分明なるべし(以下弘仁元年條參看)。

第三節 蝦夷征服

第一節の末項に、藤原緒嗣の奏議中の「方今天下所苦軍事とは、即ち蝦夷征討の事に、て、こは前朝史に詳述ある如く、近く光仁帝の御時も、既に征服の御計畫なりしも、未だ其功を奏せざるに、崩御ありしを以て、天皇之を御繼述あり、御即位の初め左の勅を下し給へり、續紀延暦二年條に、

四月辛酉、勅曰、如聞比年坂東八國、運穀於鎮所、而將吏等以稻相換、其穀代輕物送京、當得無耻、又臨役鎮兵、多營私田、因茲鎮兵疲弊、不任干戈、稽之憲典、深合罪罰、而會忍蕩且從寬免、自今已後不得更然、如有違犯、以軍法罪之、宜加捉搦、勿侵漁之、徒肆濫濁、とあり、蓋し從來征東の役、其功なきは、國司郡司及び鎮兵らの濫濁なるに起因せるは、右の勅旨に明かなれば、先づ此弊害を斷絶せんため、將に戒飭し給へしにて、其御用意の程を見るべし、同書右の續きに、

乙丑、勅坂東諸國曰、蠻夷猾夏、自古有之、非資干戈、何除民害、是知加徂征於有苗、奮薄伐於玁狁、前王用兵、良有以也、自頃夷俘猖犯邊、垂失守、事不獲已、頻動軍旅、遂使坂東

之境恒疲調發、播殖之輩久倦轉輸、念茲勞弊、朕甚愍之、今遣使存慰、開倉段給云々とあり、誠に兵を用うるの已むを得ざる趣旨と、兼て之かため涸弊の蒼生を賑恤ありて、其用兵は元治國安民のためなるを、小民に知得せしめんためにて、眞に感歎に堪ざるなり、當時奥羽の情況如何は、文獻の徵すべきものなきも、同書同年に、

六月丙午朔、出羽國言、寶龜十一年、雄勝、平鹿二郡百姓、爲賊所略、各失本業、彫弊已甚、更建都府、招集散民、預給口田、未得休息、因茲不堪備進調庸、望請給優復、將息弊民、勅給復三年

とあり、出羽の雄勝、平鹿二郡は、何れも山地、海邊に對比して假りに斯くいふにて、蝦夷の出沒に最も便利あれば、頻年其害を受しを察すべく、寶龜十一年より既に中二年を經過せしに、未得休息と奏する程なれば、猶堵に安んぜざるを知るべし、されば之が討伐の準備として左の勅を下したり、同書同年に、

六月辛亥、勅曰、夷虜亂常、爲梗未已、追則鳥如散、捨則蟻如結、事頃練兵、教卒備其寇掠、今聞坂東諸國、屬有軍役、每有脆弱、全不堪戰、即有雜色之輩、浮宕之類、或便弓馬、或堪戰陣、每有徵發、未嘗差黠、同日皇民、豈合如此、宜仰坂東八國、簡取所有散位子郡司子

弟及浮岩等類、身堪軍士者、隨國大小、二千已下五百已上、專習用兵之道、並備身裝、即入色之人、便考、當國白丁免徭、仍勒堪事、國司一人、專知勾當、如有非常、便即押領奔赴云々

そも此勅にある如く、蝦夷なるものは元來野住の蠻民なれば、追ば鳥の如く散じ、又捕へても之を放ち置時は、蟻の如く結び、即ち團結して些の閑隙あれば先に鳥の如く散じたるもの、更に鳥の如く襲來して殺掠を肆まにするに、蟻の如く團結せる者之に呼應するにて、其猖獗推て知るべし、之に反して從來坂東より出征の兵士は、厓弱者多くして戰に堪ず、しかも弓馬に便じ戰陣に堪る輩あるも、徵發に應ぜずとすれば、以て皇師の奏功せざる理由を解し得べし、於是乎勅して散位及び郡司等所謂地方の豪族と雖も、其子弟を徵發し、全く強健事に堪る者に兵役を課せらるゝは、即ち軍隊刷新の聖旨なり、明年二月從三位大伴家持を持節征東將軍に、從五位上文室與企を副將軍に、外從五位下阿倍あべ猿さる島墨繩を軍監として出發せしめたり、此家持は父祖以來數代の間、其門族征東若くは鎮守等の任に當り、又墨繩は入間宿禰にて、共に東北の事情に通曉せるを以てならん、翌四年陸奥小田郡大領正六位上九子部たごべ勝

磨が先に征戰の功を嘉尚して、外從五位下を授けらる、こは以て三軍の殊功を獎勵するの聖旨なるべし、然共家持ら征夷の如何は正史に所見なし、其陸奥に到り征討の策を廻らせしと見ゆるは、續紀延曆四年に、

夏四月乙丑朔辛未、中納言從三位春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍大伴宿禰家持等言、名取以南一十四郡、僻在山海、去塞懸遠、屬有徵發、不會機急、由是權置多賀、階上今の本吉二郡、募集百姓、足人兵於國府、設防禦於東西、誠是備預不虞、推鋒万里也、但以徒有開設之名、未任統領之人、百姓願望、無所係心、望請建爲眞郡、備置官員、然則民知統攝之歸、賊絕窺竄之望、許之、

とありて、僅に其一斑を知るのみ、然るに是年家持薨ず、間もなく廢太子の大獄第二節參看に連坐して、子息ら流罪等に處せられたれば、家持の赴任は指たる功なかりしなるべし、且朝廷にては遷都の大事業最中に右の大變等に依てか、家持の後任の宣下はなきも、延曆五年八月佐伯葛城を東海道に、紀楫長を東山道に、各々判官主典一人づゝを副遣して、夷を征するため、軍士を簡閲し、戎具を檢せしめ、七年三月に陸奥國に仰て、軍糧三萬五千餘斛を多賀城に運收せしめ、又東海東山北陸の諸國に

仰て、糒二萬三千餘斛と鹽を陸奥に運ばしめ、限るに七月以前を以てし、同時に、東海東山坂東諸國に勅して、步騎五萬二千八百餘人を、來年三月を限りて陸奥國多賀城に會せしめ、又是より先、其兵を差點するは、先々軍に従ひ戰を経て、愈勵したる者を盡し、且常陸國の神賤常陸鹿島社には古來武庫あり、其神領の民は武技を修練す鹿島を以て武神となすも、此故なりを盡して、然後に餘人の弓馬に堪る者を簡點すべきを勅し給ふなど、着々として周到に御準備あらせられて、七月參議紀古佐美を征東大使となし、十二月辭見の時は、續紀に、

十二月甲戌朔庚辰、征東大將軍紀古佐美辭見、詔召昇殿上、賜節刀、因賜勅書曰、夫擇日拜將由綸言、推穀分闡專任將軍、如聞承前別將等、不慎軍令、區缺猶多、尋其所由、方在輕法、宜副將軍以下有犯死罪、禁身奏上、軍監以下依法斬決、坂東安危在此一舉、將軍宜勉之、因賜御被二領、采帛三十疋、綿三百屯、

とあり、以て御委任の厚きを知るべし、殊に恩遇の優渥なるは古來其比希れなり、此古佐美は武内宿禰十三代の孫にて、且光仁帝の寶龜十一年、中納言藤原繼繩征東大使たるに副使たれば、東北の事に熟せるを以てならん、翌八年三月、皇師悉く多賀城

に會し、道を分て夷地に入るの報あるを以て、特に伊勢神宮に勅使を遣し、蝦夷征討の由を告て奉幣せしめらる、然るに其戰況の一斑は續紀に、

五月壬寅朔癸丑、勅征東將軍曰、省比來奏狀知、官軍不進、猶滯衣川、去四月六日奏備(此奏狀は正史に見えず)三月二十八日官軍渡河、置營三所、其勢如鼎足、者自爾以還、經三十餘日、未審緣何事故、致此留連、居而不進、未見其理、夫兵貴拙速、未聞巧遲、又六七月者、計應極熱、如今不入、恐失其時、已失其時、悔何及、將軍等應機進退、更無間然、彼久留一所、積日費糧、朕之所恠、唯在此耳、宜具滯留及海軍消息、付驛奏來、

とありて、其日曠日彌久の策に非るを譴められ、速戰を訓令し給ふなるが、蓋し京師と東北と、天候の差異あるを盡させ給はざるが如し、何となれば、賊の根據は即ち陸奥の膽澤にて、此地一帶は今も猶互寒の地なれば、往古は殊に甚しかりしなるべく、三月は京畿こそ晩春なれ、東奥山間の僻地猶積雪を見る、四月に入りて漸く四山の積雪融解し、諸川之かため氾濫し、或は人馬共に通ずべからざる土地少しとせず、是皇師の滯留久しきに涉る所以なるべし、且六七月極熱云々とあれど、是亦右に准じて暑は即ち暑なるも、兵を用るに難からざるなり、されば古佐美の専ら賊勢に怖れ

て、滯留せるものとも斷じ難し、但し此勅旨に勵まされてか、やがて進撃したるに不幸にも敗績したるは惜むべし、其戦況は同書に、

六月壬申朔甲戌、征東將軍紀古佐美奏、副將外從五位下入間宿禰廣成、左中軍別將池田朝臣眞枚、前軍別將外從五位下阿倍媛島臣墨繩等議、三軍同謀、并力渡河、討賊約期已畢、由是抽出中後軍各二千人、同共凌渡、比至賊帥夷阿豆流爲之居、有賊徒三百許人、迎逢相戰、官軍勢強、賊衆引遁、官軍且戰且燒、至巢伏村、將與前軍合勢、而前軍爲賊被拒、不得進渡、於是賊衆八百許人、更來拒戰、其力太强、官軍稍退、賊徒直衝、更有賊四百許人、出自東山、絕官軍後、前後敵受、賊衆奮擊、官軍被排、別將丈部善理、進士高田道成、會津壯麿、安宿部吉足、大伴五百繼等並戰死、總燒亡賊居十四村、宅八百許烟、器械雜物如別、官軍戰死二十五人、中矢二百四十五人、投河溺死一千三十六人、裸身游來者一千二百五十七人、別將出雲諸上道島御楯等引餘衆還來、右の奏上に就て左の勅を下して諸將を責らる同書前文の續きに、

於是勅征東將軍曰省比來奏云膽澤之賊總集河東先征此地後謀深入者然則軍監已上率兵張其形勢嚴其威容前後相續可以少薄伐而軍少將卑還致敗績是則其道

副將等計策之所失也、至於善理戰亡及士衆溺死者、惻怛之情、有切干懷、

右の勅旨の如く、官軍全く方略を忽かにしたるにて、全軍の威容を整へ、互に聯絡呼應して進しにあらで、蓋し強者は無二無三に賊を侮りて輕進深入し、怯者は猶後方に躊躇逡巡したるの結果、一軍敗れて全軍遂に潰へて、又振はざるに至り、辭を運輸の困難等に藉れて、裁可を待ず退軍休戦せり、續紀同月條に、

庚辰、征東將軍奏、備膽澤之地賊奴與區、方今大軍征討、剪除村邑、餘黨伏竄、殺害人物、又子波、今の紫波和我、今の和賀、僻在深奥、臣等遠欲薄伐、糧運有艱、其從玉造塞、至衣川營、四日、輜重受納三日、然則往還十日、從衣川、至子波地、行程假令六日、往昔の路程は此の如しと見ゆ、輜重往還十四日、總從玉造營、至子波地、往還二十四日程也、途中逢賊相戰、及妨雨不進之日、不入程内、河陸兩道輜重一萬二千四百四十人、一度所運備六千二百十五斛、征軍二萬七千四百七十人、一日所食五百四十九斛、以此支度、一度所運、僅支十一日、臣等商量、持子波地、支度交缺、割征兵、加輜重、則征軍數少不足征討、加以軍入以來、經涉春夏、征軍輜重並是疲弊、進之有危、持之無利、久屯賊地、運糧百里之外、非良策也、雖蠢爾小寇、且連天誅、而水陸之田不得耕種、既失農時、不滅何待、臣

等所議莫若解軍遺糧支擬非常軍士所食日二千斛若上奏聽裁恐更多糜費故今月十日以前解出之狀牒知諸軍臣等愚議且奏且行

依て天皇其怯情を譴め左の勅あり前文の續きに

勅報曰今省先後奏狀曰賊集河東抗拒官軍先征此地後謀深入者然則不利深入應以解軍者具狀奏上然後解出未之晚也而曾不進入一旦罷兵將軍等策其理安在的知將軍等畏憚兇賊逗留所爲也巧飾浮詞規避罪科不忠之甚莫先於斯又庶幾墨繩久在賊地兼經戰場故委以副將之任佇其力戰之効而靜處營中坐見成敗若入裨將還致敗績事君之道何其如此夫師出無功良將所耻今損軍費糧爲國家大害聞外之寄豈其然乎

とあり以て叡旨の嚴重なるを見るべし殊に巧に浮詞を飾りて罪科を規避すとは實に征將らの肺肝を洞觀ありしにて不忠の甚斯より先なるはなし又事君之道何ぞそれ如此とあるに至りては征將たるもの當に愧死すべきに更に詞を飾りて奏する所ありしと見えて其奏文は傳はらざれど同書に左の勅あり

七月辛丑朔丁巳勅持節征東大將軍紀古佐美等曰得今月十日奏狀此奏狀傳はら

ず爾所謂膽澤者水陸萬頃蝦虜存生大兵一舉忽爲荒墟餘燼縱息危如朝露至如軍船解纜舳艫百里天兵所加前無強敵海浦窟宅非復人烟谷山巢穴唯見鬼火不勝慶快飛驒上奏者今檢先後奏狀斬獲賊首八十九級官軍死亡千有餘人其被傷害者殆將二千人夫斬賊之首未滿百級官軍之損亡及三千以此言之何足慶快又大軍還出之日兇賊追侵非唯一度而云大兵一舉忽爲荒墟准量事勢欲似虛飾又真枚墨繩等遣裨將於河東則敗軍而逃還溺死之軍一千餘人而云一時凌渡且戰且焚搜賊巢穴還持本營是溺死之軍奔而不論又濱成等掃賊略地差勝他道但至於天兵所加前無強敵山谷巢穴唯見鬼火此之浮詞良爲過實凡獻凱者平賊立功然後可奏今不究其臭地稱其種落馳獻稱慶亦不愧乎

依て征東將軍らを召還し給へり之と同時に八月に勅して陸奥國の入軍人等に今年の田租を免除し兼て給復二年(舊租の額に復するを延期するなり)且杜鹿小田今の遠田郡の内長岡新田今の栗原郡の内志太今の志田玉造富田色麻(富田色麻は今賀美郡の内黒川の十一郡は賊と居を接して戦役に荒れたるを恤み特に復年を延べられたり)偕九月に至りて紀古佐美ら歸京して節刀を奉還せしかば同十九日

大納言藤原繼繩、中納言藤原小黑鷹、從三位紀船守等に勅して、太政官の曹司曹司とは一部局なり、に於て、征東大將軍紀古佐美、副將軍入間廣成、鎮守副將軍池田真枚、阿倍媛島墨繩等を召て、軍官逗留及び敗軍等の狀況を推問せしめられしに、悉く伏罪せるを以て、左の如く處罰せらる、續紀に、

於是詔 陸奥國荒備蝦夷等乎討治爾任賜志大將軍正四位下紀古佐美朝臣伊任賜之元謀爾不合順進入支倍奧地毛不究盡敗軍費糧豆還參來是乎任法爾問賜比支多米賜久倍在母承前爾仕奉留事乎所念行母不勘賜免賜布又鎮守副將軍從五位下池田真枚外從五位下阿倍媛島墨繩等愚頑畏拙進退失度軍期闕怠利今法乎檢爾墨繩者斬刑爾當利真枚者解官取冠久倍在然墨繩者久歷邊戍仕奉留勞在爾緣母斬刑波乎免賜豆官冠乎乃取賜比真枚者日上乃湊之溺軍乎扶拯留勞爾緣母取冠罪波免賜豆官乎乃解賜比又有小功人波乎隨其輕重豆治賜比有小罪人波乎不勘賜免贈止久宣御命乎衆聞食止宣、

右の如く、軍を敗られ糧を費して、些の功なく、且は斬刑に罪さるべき人だも、法を寛め給へるのみならず、小功と雖も賞され、小罪は問はざるとあるは、真に至慈の叡慮

を拜感すべし、倍紀古佐美等の征東は、全く失敗に歸せしを以て、是年十月更に從五位下巨勢野足を、陸奥鎮守副將軍となし、翌延暦九年閏三月、征夷のため、諸國に仰て革甲二千領を造らしめ、東海道は駿河以東、東山道は信濃以東の國々は、別に其數を課し、員數は正史に見えず、各限るに三年を以てし、又東海道は相摸以東、東山道は上野以東の國々に仰て、軍糧として糶十四万斛を徵せられ、同年十月に、先きに蝦夷征討に従軍して功勞ある輩四千八百四十餘人に、其輕重に従て恩賞あり、斯く着々御準備あるを以て、大臣以下奏する所あり、續紀十月條に、

太政官奏言、蝦夷干紀、久連王誅、大軍奮擊、餘孽未絕、當今坂東之國、久疲戎傷、強壯者以筋力、供軍貧弱者、以轉餉、赴役而富饒之輩、頗免此苦、前後之戰、未見其勞、又諸國百姓、元離軍役、徵發之時、一無預所、計其勞逸、不可同日、普天之下、同日皇民、至於舉事、何無俱勞、請仰左右京五畿內七道諸國司等、不論土人浪人及王臣佃使、檢錄財堪造甲者、并其所蓄物數、鄉里姓名、限今年內、令以申訖、又應造之數、各令親申、臣等職參樞要、中奏下、

とあり、蓋し、當時坂東諸國は、頻年征夷のために、徵發奔命に疲れつゝある中に、猶富

饒の輩は此苦を免れ、前後の戦に、未だ其勢を見ずとあるに至りては、貧勞富佚の世態は古今同一なりとはいひ、王朝時代は特に其弊習甚しかりし、是亦部民自治より來れる、自然の情况なり、又右の如く諸國に造甲を課せられしを以て、諸官員にも之を課せられ即ち、十年三月に、右大臣已下五位以上に仰て、甲を造らしめ五位以上殷富の人には特に其數を増し、二十領を以て限とし、其次は十領、同時に京畿七道の國司郡司にも之を課されたり、但し其員數は續紀等に見えざるも、各々有差とあれば、各官等に從て多寡ありしなるべし、尋て六月、鐵甲三千領を諸國に仰下されて、新様に依て修理せしめられ、十月には東海東山二道の諸國に仰て、征矢三万四千五百餘具を作らしめ、十一月には、更に坂東諸國に仰て、軍糧の糶十二万餘斛を辨備せしめらる、そも此時は、八年十二月に皇太后(新笠崩御ありて、九年は諒闇の御中なるに、長岡の新都猶御經營にて、宮廷は頗る御繁忙なるも、右の如く銳意に且周到に、征東の御準備ありしは、以て帝の御英武を拜察すべし、されば十年七月に、從四位下大伴弟麿を征東大使に、正五位上百濟俊哲、從五位上多治比濱成、從五位下坂上田村麿、同巨勢らを副使に任ぜられしも、最も其人を御精選ありしにて、中にも此田村麿は、苅田

麿の子にて、身長五尺八寸、胸厚さ一尺二寸、目は蒼鷹の如く、鬚金絲を編み、事有て身を重くする時は二百一斤、軽くせんと欲せば六十四斤、心の欲するまゝなり、目を怒らして轉視すれば、禽獸も懼伏し、平居談笑する時は、老少も馴れ親むと諸書に見え、眞に非凡の偉人なり、父苅田麿は、寶龜元年に僧道鏡の奸謀を上告せし功を以て、正四位下を授けられ、尋て從三位に進み、左京大夫右衛士督を兼て、宮廷守衛の任に在り、其蔭にて田村麿は近衛將監に出身したれば、嘗て天皇の親敷其材幹を見そなはして少將に進められしなれば、特に此任命ありしなるべし、蓋し先きには光仁帝の御時、大伴益立と共に、副將軍たりし紀古美を、征東大使として東下せしめしに、些の功なかりしより、今又大伴弟麿を大使となせしも、こは單に門閥を以て任じたるにて、其他濱成は古佐美の副として、聊か功勞ありしと、百濟俊哲は、前年來征東に従事したるをもて、東北の形勢等に通曉せるを御採用ありしまてにて、此軍の望は全く田村麿にありしならん、翌十一年十月に陸奥の俘囚二人を外從五位下に叙す、紀略に「懷外虜也」とあれば、大に麿慾の師を發すると共に、特恩を垂れ、即ち恩威並行の聖旨なり、但し此俘囚は何年の俘なるか、詳かならざれど、想ふに數年前のものにて、久

敷近畿に在て順民たりしならん、其外從五位下を授けらるゝは、格別の恩惠なれば、必ず相當の奉公もありしなるべし、尋で十二年二月に征東使を征夷使と更む、是月田村麿京師を出發す、翌十三年正月征夷大將軍大伴弟麿節刀を賜りて、京師を出發す、征夷大將軍の初めなり、但し紀略に、十一年閏十一月大伴弟麿辭見とあれど、十三年正月に節刀を賜ひたれば、十一年は何か事情ありて滯京せしか、或は副將田村麿の辭見は十二年なり、副將に先つて大將軍の出發といふも、順序に適せざれば、十一年は誤ならんか、偕是月山階田原の山陵に征夷の事を奉告せられ、又參議大中臣諸魚を奉幣使となし、伊勢神宮に遣して征夷の御祈願あらせらる、此年六月、田村麿以下蝦夷を討て着々功を奏し、紀略に、十月庚子朔丁卯^{二十}征夷將軍大伴弟麿奏、斬首四百五十七級、捕虜百五十人、獲馬八十五疋、燒落七十五所とあり、こは蓋し初戰の報告なるべくも、其後の戰況は所載なし、されど翌十四年正月、征夷大將軍大伴弟麿朝見進節刀、同書二月七日に、詔曰云々、征夷大將軍以下、加爵級とあれば、即ち論功行賞にて征夷は一段落を告たり、又是年五月に、俘囚大伴部阿豆良等、妻子親族を合て十六人を日向國に配す、こは同俘囚外從五位下喜彌^喜彌^彌侯部眞麿父子二人を、殺せしを

爵せる事同書にあり、こは此戰捷の俘囚らが、事に依て同志討せしと見ゆ、大伴部とか外從五位下など爵あるを見れば、必ず夷中の豪族なるべく、之を遠く西陲に配せしは、彼が舊據と全く消息を斷絶せしめん政略なるべし、又此役にも皇師中に怯懦の輩ありしは同書に、延曆十四年十二月甲子朔己丑、逃軍諸國軍士三百四十人、特宥死罪、配陸奥國、永爲柵戸とあれば、此役も中々容易の事に非るは、猶次に述べし察せらる、柵とは、後世の寨關にて、即ち其守戸とよせるにて、後世の屯田兵なり、同書十五年十一月に、相摸武藏上總常陸上野下上出羽越後國民九千人を、陸奥國伊治城に遷し置とあるも、亦同く守衛として、移住せしめしなり、尋で十六年十一月、田村麿を以て征夷大將軍となす、以て其功績の程を察せらる、同時に副將軍等の任命あるも、人名は詳かならず、此時敗餘の蝦夷ら猶野心を含めるは、後紀に十八年十二月、陸奥國言俘囚五人、未だ野心を改めず、賊地に往還す、因て身を禁しめて進送す、土佐國に配すとあるにても察すべし、蓋し此時曾て賊の巢窟たる膽澤を陥落せし後なれば、賊地とは夫より東北陲今の青森邊を指せしならんか、右の情勢なれば、是ら夷俘の國司郡司等に往々反抗せるを以て、紀略十九年に、十一月庚子^六遣征夷大將軍近衛

權中將陸奥出羽按察使從四位下兼行陸奥守鎮守將軍坂上大宿禰田村麿檢校諸國夷俘とありて、翌二十年二月田村麿節刀を賜りて京師を發し、再び蝦夷征討ありしは、同書同年九月に、丙戌(廿七)征夷大將軍坂上宿禰田村麿等言、臣聞云々討伏夷賊十月に、丁巳(二十)征夷大將軍坂上田村麿進節刀十一月己未朔乙丑、詔曰、云々陸奥國乃蝦夷等、歷代涉時、天侵亂邊境、殺略百姓、是以從四位上、坂上田村麿大宿禰等乎遣天、伐平掃治流之乎云々、田村麿授從三位、己下授位二十年正月には、甲子(七)陸奥國三神加階、緣征夷將軍奏靈驗也、乙丑(八)加征夷軍監己下軍士己上位勳、各有等とありて、全く征夷の成功ありしを知るべし、されば田村麿の從四位上より越階して、從三位に叙せられしにても、其戰況の尋常ならざるを察すべし、其功績の一斑は、同書同月十一日の勅に、官軍薄伐關地、膽遠(全文は次に出す)とあれば、從來皇師の未だ入らざる地までも跋渉せるを知る、蓋し當時の蝦夷なる者は、蠢爾たる野獸的、今の北海道のアイヌなる者のみに非ずして、其巨魁たる者は、やゝ開化に馴染したる土豪らの、各所に割據して皇命に抗せるにて、是らが彼野民を使喚して、所在を侵略せしめたるなり、そは後紀、延曆十八年(陸奥國新田郡今栗原郡内)の百姓弓削部虎麿、妻丈部小廣刀

自女等を日向に流す、久しく賊地に住し夷語を習ひ、屢謾語を以て夷俘の心を騷動せしむ、とあるにても一斑は察せらる、されば皇師の勞勩も非常なりしは、田村麿が神の靈驗を奏せるにても知るべし。

因みに云、清水寺緣起等に、桓武天皇延曆十四年、田村麿は奥州の逆賊惡路王、高丸等を征伐すべき綸言ありしかば、此事を延鎮清水寺の開山に語りて曰、我今度東夷を征せんこと、御僧の法力の加護を蒙らんと、深く頼みて奥州に赴く、高丸は駿州清見が關まで攻上る、田村麿軍兵を出すと聞て、奥州に歸る、官軍、夷賊と合戦す、矢種盡て、今は射出すべき様もなし、打節小比丘小男來て、落散りたる矢を拾ひ持來る、田村麿之を以て勝利を得、神樂岡といふ所に、高丸を射殺し、惡路王を切る、後ち都に上りて、延鎮に此事を語るに、鎮曰、我法の中に於て勝軍地藏、勝敵毘沙門の行をしける、其驗なるべしと、田村麿感じて、膽澤郡に入幡宮に建て、其弓矢を納め、達谷窟たかのいわやとて高丸の住ける所に精舎を營み、云々(上中下を要し)とあるは、此時の神驗の奏聞に附會せしに非るか、又羽後古志王神社に、田村將軍の矢の根とて在り、其摸寫は集古十種(松平定信の輯)に出たれど、親しく實物を見れば、大に疑はし

又十八年に、出羽の山夷に録を賜るを停め、山海夷を論ぜず、功に依て賜ふ事とせり、山夷とは、蓋し雄勝城等の治下に住せる者なるべし、右の如く蝦夷平定せしを以て、更に鎮護の爲め、其區域を北境に進められ、二十一年正月、田村麿を陸奥に遣し、彼賊巢たりし膽澤に城を築かしむ、其時の勅は紀略に、正月戊辰(日十一)、勅、官軍薄伐、關地膽澤、宜發駿河甲斐相摸武藏上總下總常陸信濃上野下野等國浪人四千人、配陸奥國膽澤城、庚午(日十三)、越後國米一万六千斛、佐渡國鹽一百二十斛、毎年運送出羽國雄勝城爲鎮兵糧とあり、されば蝦夷らも大に辟易して、是年四月に夷酋大墓公阿豆利爲、盤具公母禮等、種類五百餘人を率ゐて膽澤城に來降せしかば、七月に田村麿は阿豆利爲、母禮二人を率ゐて上京せしかば、百官表を上りて蝦夷平定を奉賀せり、偕俘夷の處置に付ては、紀略是年八月に、丁酉(日十三)、斬夷大墓公阿豆利爲、盤具公母禮等、此二虜者、並奥地之賊首也、斬二虜時、將軍等申云、此度任願返入、招其賊類、而公卿執論云、野性獸心、反覆无定、儻依朝威、獲此梟帥、縱申請放還奥地、所謂養虎遺患也、即促兩虜、斬於河内國植山とあり、此二賊の某公とあるは彼ら自稱の號なるべく、之に依ても彼ら其地の土豪にて決して蠢愚なるアイヌに非るを知る右の如く蝦夷平定せしを以て更

に翌二十二年陸奥志波城を築き、二月越後國に仰て米三千斛鹽三十斛を送らしめて築城の糧用を供し、三月田村麿を以て、其工を督せしめ、辭見の日彩帛五十疋、綿三百屯を賜はる、其工就るに及び出羽國の奏請を允し、秋田城を廢して郡となせり、此城は建置以來四十餘年に及ぶも土地礮礮にして五穀に適せず、加るに北隅に孤在し、緩急事あるに當りて比隣の救援に便ならざるを以てなり、是に至り出羽の雄勝城陸奥の志波膽澤の兩城と恰かも鼎足の勢をなして蝦夷の鎮護に備へたり。

第四節 民力の御軫念と官吏の戒飭

又清行の意見封事のみにては、天皇聊かも民力の如何に、御省慮なきが如くなるも、決して然らず、日夜民力の如何に御軫念あらせられしは、正史に歴々たり、但し實際には、聖旨の半ばも行はれざるにやとも思はるゝは、當時官界の混濁なるにて察せらる、そは官吏戒飭の頻々と詔勅あるに據る、蓋し當時は上古部民自治の習俗、未だ消滅せず、上官は下僚を奴僕の如く、國郡司亦下民を右の如く視て、其勞苦を厭はず、或場合には、勞苦は長上に對する、下僚下民の常職視せるかの觀ありて、是らは當時

隋唐との國交開け、使臣互に往來し、時に僧侶の來往もありて、是らは總て彼國の文化を、我に移せし功績は多とすべきも、事物は總て善事に限れるに非ず、善事あれば、惡弊之に伴ひ、一利を輸入すれば、一害亦從て輸入さるゝは、近く歐米文化輸入の跡に就ても、其然るを知る、殊に隋といひ、唐といひ、其官界は殆ど貪濫を極めたるは、彼史を見て明かなり、されば我使節の之を視て、官吏は斯うしたものと思想を輸入して、遂に從來部民自治の餘熱さめざる上加へたるも、官紀不肅の一因なるべし、

偕天皇の是等に叡念を注かせ給ひつる、一斑を述んに、續紀延曆三年十月に、
勅、如聞、比來、京中盜賊稍多、掠物街路、放火人家、良山職司不能肅清、令彼凶徒生茲賊害、自今以後、宜作鄰保、檢察非違、一如令條、其遊食博戲之徒、不論蔭贖、決杖一百、放火劫掠之類、不必拘法、懲以殺罰、勤加捉搦、遏絕奸究、

とあり、以て當時京師民間の情況を察するに足る、其遊食博戲之徒に、蔭贖の身柄ある族もありとは、以て世風の一斑は察せらる、又同書十一月に、

詔、民惟國本、本固國寧、民之所資、農桑是切、頃者、諸國司等、厥政多僻、不愧撫道之乖方、唯恐侵漁之未巧、或廣占林野、奪蒼生之便要、或多營田園、妨黔黎之產業、百姓凋弊、職

此之由、宜加禁制、懲革貪濁、自今已後、國司等、不得公廩田外更營水田、又不得私食墾關侵百姓農桑地、如有違犯者、收獲之實墾關之田、並沒官、即解見任、科違勅之罪云々、
十二月戊辰朔庚辰、詔曰、山川藪澤之利、公私共之、具有令文、如聞、頃來、或王臣家及諸司寺家、包并山林、獨專其利、是而不禁、百姓何濟、宜加禁斷、公私共之、如有違犯者、科違勅之罪、所司阿縱亦與同罪云々、

とあり、以て當時地方在任者の情態を知るに足る、蓋し國司等は京華の地を去て、所謂天下る部に赴くは、人情の欲せざる所、故に之に赴任するに於ては、心中に自ら慰藉する所なくばあらず、其慰藉する所は即ち貨殖の一點のみ、之に依て盛んに私墾を企て、しかも其勞役は、治下の民を駆使して、毫も憚る所なく、或は公廩を私し、又は出舉等に依ても、民を恤救するを第二として、専ら誅求を勤め、其間に於て私囊を満すといふは、一般の事なり、即ち前の詔に、唯侵漁の巧みならざるを恐るとあるは、此惡風習を戒め給へるにて、偕其貨殖はいかにするかといふに、之を後世子孫に遺すは希有の事にて、多くは秩滿歸京の日に、京師の上官輩へ贈遺して、官達を求るの資となし、即ち私墾庄園の如きも、大概は此資に用ひらる、されば地方は所謂財源地な

れば、國司らの所爲を見聞して、之を羨望する輩は、王臣、諸司より僧侶の世捨人までも、縁を求めて、其土地々々の山林藪澤、苟くも利のある所は、之を私するに至れるは、右の詔にても知るべし、但以上の惡風は、此御代に生じたるに非ず、古きよりの事に、て、其之を匡正せる事は、幾回なるをしらざる程なれど、いつしか其禁は破られて、如上の情態となれるは、延て後年まで及ぼせり、右の如く自家の利を専らにし乍ら、公納は疎漫を極めたり、そは延暦四年に、貢進庸調具著法式(略中)凡比年之間諸國貢物粗惡多不中用度云々とあるにても知るべし、夫のみならず、同書同年に左の勅あり。

夫正稅者、國家之資、水旱之備也、而比年國司、苟貪利潤、費用各衆、官物減耗、倉廩不實、職此之由、宜自今已後嚴加禁止、其國司、如有一人犯用、餘官並解見任、永不叙用、贓物令共填納、不在免死逢赦限、遞相檢察、勿爲違枉、

と、所謂國郡司共吟味せしめて、其弊を矯んとせられ、尋て國司等任用及び賞罰に付て制條を定めらる、同書延暦五年に、

四月庚申朔庚午、詔曰、諸國所貢庸調支度等物、每有未納、交缺國用、積習稍久、爲弊已深、由國宰郡司遞相怠慢、遂使物漏民間、用乏官庫、又其莅政、治民多乖朝委、廉平稱職

百不聞一、侵漁潤身十室而九、忝曰官司、豈合如此、宜量其狀迹、隨事貶黜、其政績有聞執掌無廢者、亦當甄錄擢以顯榮、所司宜詳沙汰、明作條例、奏聞、於是、太政官商量、奏其條例、撫育有方、戶口增益、勸課農桑、積實倉庫、貢進雜物、依限送納、肅清所部、盜賊不起、剖斷合理、獄訟無冤、在職公平、立身清慎、且守且耕、軍糧有儲、邊境清肅、城隍修理、苦有國宰郡司鎮將邊要等官到任、三年之內、政治灼然、當前二條已上者、五位已上者、量事進階、六位已下者、擢以不次、授以五位、在官貪濁、處事不平、肆行姦猾、以求名譽、畋遊無度、擾亂百姓、嗜酒沈緇、廢缺公務、公節無聞、私門日益、放縱子弟、請托公行、逃失數多、克獲數少、統攝失方、戍卒違命、若有同前群官、不務職掌、仍當前一條已上者、不限年之遠近、解見任云々、

とあり、詔に廉平稱職百に一を聞ず、侵漁身を潤すは十室にして九とは、元より對比の形容詞なるも、蓋し實況を指し給へるなるべし、されば太政官の議定せる所亦當時の弊を匡正するに、最大要點の條例なれど、其人撰等實際に行はれしや否は疑問なり、又此年六月に、

勅、撫育百姓、糾察部内、國郡官司同職掌也、然則國郡功過、其所預知、而頃年有燒正倉

獨罪部司、不坐國司事、稍乖理、豈合法意、自今以後、宜奪國司等公廨、總填燒失官物、其郡司不在會赦之限、

と、從來朝廷に於て、國司を寛假する所ありしも、之を更めて其責を課したり、此勅の正倉燒失の情況一斑は、同書同年に、

八月丁巳朔甲子、勅曰、正倉被燒、未必由神、神災をいふ即ち雷火の如きもの何者譜第之徒、害傍人、番人なり、而相燒、監主之司、避虛納私、消して滅ぜる高以放火、自今已後、不論神災、人火、宜令當時國郡司填備之云々、

とあり、尋て此償ひを寛め、法に依て臨時推決せしむと改めらる、正倉は即ち正稅收藏の所なり、但し從來一定の制なかりしと見えて、此年勅して每郡に土屋(土藏)一間を造らせしが、猶延燒を避んため、九年二月に、諸國倉庫、犬牙相接、一倉失火、令燒盡、於是勅、自今已後、新造倉庫、各相去十丈以上、量宜置之と更め、尋て健見(壯兵)なり、延曆十一年に諸國の兵士を廢して健見を置くをして之を守らしむ、又時に畿内七道に巡察使を派して政績を視せしむ、其結果は後紀十八年七月に、

勅、先遣問民苦使、採訪政迹(中)以嚴黜陟、今關使狀(中)延曆十四年簡差使者(中)慮彼自

(新中)而慢法不悛、縱欲无厭、此而可原、孰不可免、其延曆十五年以還、有犯國司已下、宜依法斷、以懲將來、但犯佃田三町以下、及驅使兵士等者、特從寬宥、其十四年以往所犯、積習已久、卒難洗滌、宜事無輕重、一從原免、

とあれば、度々の詔勅も延曆十四五年頃までは、實際に遵行せざりしと見ゆ、但し右の賞罰は正史に見えず、されば右の匡正に、延曆十六年九月に、勘解由使の任命ありたり、即ち參議藤原内膳を長官に、左大辨菅野真道を次官に、式部大丞紀濱を判官に住せらる、此下に主典、使掌等あり、其人名は致る所なし、職掌は職原鈔、延喜式等に出て、略言すれば、地方官に對する會計、檢査官の如し、こは圖解即ち解由狀の當否を勘辨する職にて、解由とは國司の交替に、後任者より收稅儲藏等の官物、一も缺損なく受繼たりとの證狀なり、蓋し從來國司奸濫の弊風とて、常に官物を私消せる爲め、いざ交替引繼となると、在る所と會て收納との計算立ず、故に前任者は公然職務を離れても、引繼を了せざるを以て、解由を携へて歸京するを得ず、後任者は公然と職を帶乍ら、引繼を受ざるため、空敷職を執らざる有様にて、此間に種々彌縫の奸策、即ち或は未納とか、又は水火損とか、種々の名の下に之を取繕ひて、解由狀を受取り、ため

に後任者往々苦しめられしなり、勘解由使の任、其初めを詳かにせず、或は是に始るか、尋て二十二年に交替式を制定せらる、こは國司交替に係る式條なり、以上は國司等戒錮の概略なり、想ふに斯までに國司の濫奸を戒め給ひしなれば、大臣以下即ち内官に對しても、一層の戒飭あらせられしに相違なし、されど其事の正史になきは故ある事ならん、其延暦十年に律令を頒たれ、又此御代に右大臣のみにて、左大臣の缺官なりしにても、天皇親政の程は察せらる。

又民事に叡念を注がせ給ひしは、水旱風火の災疾疫等ある毎に、必ず之を賑給して足らざるなく、御歴代皆然り、實に民を見る傷むが如かりし一二を述んに、延暦七年は去歲より畿内雨なかりしかば、四月畿内の名神に勅使を派して雨を祈られ且、五畿内頃者尤旱、溝池乏水、百姓之間不得耕種、宜仰所司、不問王臣家田、有水之所恣任百姓灌、令播種勿失農時」と續紀にあるは、眞に特恩といふべく、且同十六日條には、灌漑已竭、公私斷望、是日天皇沐浴、出庭親祈焉、有頃天闇雲合、雨降滂沱、群臣莫不舞踏稱萬歲とあり、又後紀延暦十五年七月に、

詔曰、朕以眇身、忝承司牧、日吁忘食、憫一物之向隅、味爽求衣、懼五行之紊序、比來太宰

府言、肥後國阿蘇郡山上有沼、其名曰神靈池、水旱經年、未嘗増減、而今無故涸減、二十餘丈、考之下筮、事主旱疫、民之無辜、恐蒙其殃、方欲修德施惠、消妖拯民、其天下鰥寡、獨不能自存者、量加賑給、兼令每寺三日齋戒、讀經云々、

とあり、其旱疫の兆といふを以てすら、實に御自身に御引受ありて、未だ殃の發せざるに先つ無告の窮民を賑給ありしは、眞に至仁といふべく、獨り無告のみならず、養老の典を屢々擧られ、延暦六年三月に詔して、畿内七道諸國百歲以上は各米二斛、九十已上は一斛、八十已上は五斗、鰥寡惻獨及び疫疾の徒は其老幼を量り、三斗已下一斗已上を、各本國の長官、親しく郷邑に至り情を存して賑贍せしめ、十月には、朕君臨四海、干茲七載、未能使含生之民共洽淳化(中略)天下諸國今年豐稔、享此大賚、豈獨在予、思與百姓慶斯有年とありて、百歲以上に穀人毎に三斛、九十已上は二斛、八十已上は一斛、鰥寡孤獨自存する能はざる者は所司に例に准じて賑恤を加へしめられ、仍各本國次官已上に、縣郷邑を巡りて親しく給せしめ、又最も民人の資産に付て御注意の一斑は續紀延暦十年に、諸國司等、按收常荒不用之田、以班百姓口分、徒受其名不堪輸租、又王臣家國郡司及殷富百姓等、或以下田相易上田、或以便相換不便、如此之類觸所

而在於是仰下所司却據天平十四天平勝寶七載圖藉改正爲來年班田とありて、専ら細民の撫恤に勉められ、且延暦十八年には、出舉之私稻先王禁制、如或違亂即有嚴科、而去年不稔百姓乏食(中略)宜寬前制、暫任民情、其收息利率十收三と、年の凶歉には百姓私稻の出舉を許可ありて、且其利子は官の出舉(第一節參看)と同一に十に三を取らしむ、從來十に五を取しもの、茲に至りて公私を通じて三となる、又納貢の上にての一斑は延暦十八年に、納貢之本、任於土宜、物非所出、民以爲患、今備前本無鐵、每至貢調、常買比國、自今已後、宜停貢鐵云々と勅あり、延暦二十年には、諸國調庸入貢而或川無橋或津乏船、民憂不少、令路次諸國貢調之時、津濟之衆設舟楫浮橋等、長爲恒例と勅あり、蓋し當時田租は十に七を收め、三分は國司の所分に任す、依て奸濫の弊ありしかば、延暦に至り口分班田の町段を計り、十の八を收め二を民に歸し、其八分の中半を損ぜざるは、言上して所分を請はしめ、尋て又七分を收め三分を民に歸し、長く制となれり、特に興業に付ての一斑は、延暦十五年に木工大允上道廣成、備前國に於て銀を採りしを褒して、外從五位下を授けらる、又風俗の匡正に付ての一斑は、延暦十五年に、京畿の男女混淆して北辰を祭るを禁じ、十六年には、三代格に、勅男女有別、禮

典攸崇、品類無差、名教已缺、如聞黎庶黑暗、不識禮儀、所司寬容、曾無誨導、公私會集、男女混淆、敗俗傷風、莫過於斯、宜加禁斷、十七年に申ねて、兩京畿内の人民夜祭に男女會飲歌舞するを禁ぜられ、又人民の便を思ほして、延暦八年に伊勢美濃越前等の關を廢し、攝津職の公私の使を勘問するを停めらる等、其重なる事なり、特に恩露罪囚にまて及びしは、延暦十八年に、朕祗纂丕業、撫臨黎元、尅已勤躬、不遑寧處、思欲輯熙四海、期之刑措、弘濟百姓、致之致壽域、而近巡京中、過堀川所、鉗鎖囚徒、暴體苦作、與言於茲、愀然干懷云々とありて、八虐故殺強盜放火私鑄錢犯等の外は、悉く赦降せしめられたり、以上は民庶御憐恤の一斑なり。

第五節 僧侶の戒飭と新宗派

當時國司の濫奸に次で、民間の煩ひをなしたるは僧侶なり、蓋し其佛法渡來の初め、眞の宗教家たる資性の僧侶のみなりしならんも、物事盛昌に従て又其弊生ずるは自然の情勢なるに、彼の道鏡出て僧侶跋扈となりし爾來は、戒行等は全く地に墮ちて單に頭を圓めるは、國術の徭役を免れん手段にて、寺觀の建立も亦民財を侵蝕し

て國術の徵税を免れ、以て自富を謀るより、慾心ある徒は、官吏民庶を論せず、此僧侶と相結托して、陽に土地山林の最も有利の地を以て、喜捨施入となし、陰には其寺領たるを以て、租調を免れて、其利を私するもの、滔々として全國に蔓延し、既に富む何ぞ濫行なからん、其僧にして俗に劣れるもの、比々是なるは、當時宗教界の現況なり、天皇此惡風を御洞觀ありて、最も匡正に勉め給ひしも、既に腐敗せるからは、又清淨の舊に復せず、是新宗派の起りて、君主の恩信を得たる所以にて、彼華嚴法相三論の如きは、僅に平城の舊地に存在せるの所以にして、平安遷都も、此宗教即ち僧侶腐敗を意味せると思はる、儲當時僧侶に對しての一斑を述んに、其得度に付ては、續紀延曆二年四月に、先是、去天平十三年三月二日勅、處分每國造僧寺、必合有二十僧、者仍取精進練行操履可稱者、度之、必須數歲之間、觀彼志性、始終無變、乃聽入道、而國司等不精試練、每有死缺、妄令得度、至是勅、國分寺僧死缺之替、宜以當土之僧堪爲法師者補之、自今已後不得新度、仍申缺狀、待報施行とあり、蓋し國司ら試練を精密にせざるにあらで、精密にする能はざる事情のありしにて、其精進練行操履可稱者の皆無なるも、一因なるべくも、他に寺僧と結托したる私利等の情實もありて、そが申まゝに得度を

許したるも多々なるべし、そは同書同年に、

六月丙午朔乙卯、勅曰、京畿定額諸寺其數有限、私自營作先既立制、頃來所司寬縱、曾不糾察、如經年代、無地不寺、宜加禁斷、自今已後、私立道場、及將田宅園池捨施并賣易與寺、主典已上解却見任、自餘不論蔭贖、決杖八十、官司知而不禁者亦與同罪

とあり、既に京畿に於てすら、官制を破りて私に寺を建て、之に田宅園池等を施入す况や其他をや、特に此施入せる田宅園池は、悉く京畿内に在るに非ず、多分は遠境にあり、こは國司ら私に墾闢したる所に、之を徵税又は官沒を避んために、表面だけ施入せるなり、年代を経ば地として寺ならざるなしとは、所司ら寬縱せるにあらで、實は建立しつゝありしなるべし、されば蔭贖の自分ある者にて、決杖八十の實刑を施す制を立られたるなり、且私有を表面だけ施入するは又しも、同書十二月に、

戊申先是、天平勝寶三年九月太政官備、豐富百姓、出舉錢貨、貧乏之民、宅地爲質、至於追徵、自償其質、既失本葉、迸散他國、自今已後、皆悉禁止、若有契約、雖至償期、猶任住居、漸令酬償、至是勅、先有禁斷、未曾懲革、而今京内諸寺、貪求利潤、以宅充質、廻利爲本、非只網維越法、抑亦官司阿容、何其爲吏之道、輒違王憲、出塵之輩、更結俗網、宜其雖經多

歳、勿過一倍、如有犯者、科違勅罪云々

とありて、官司阿容と明らかに、人民の宅地を寺僧に質入するまでを默許せり、或は官司ら自己の金穀を寺僧に托して、出舉殖利したるも多々ありしなるべし、(第四節)山川藪澤の詔參看すべし、されば僧侶も是らの利を追ひ、傍ら佛験を説て、俗間に徘徊せし一斑は同書四年に、

五月乙未朔己未、勅曰、出家之人、本事行道、今見衆僧多乖法旨、或私定檀越、出入閭巷、或誣稱佛験、誑誤愚民、非唯比丘之不愼教律、抑是所司之不勤捉搦也、不加嚴禁、何整緇徒、自今以後、如有此類、撥出外國(外國は畿外なり)安置定額寺

とありて、僧の本分は、各其寺内に在て、修法行道、即ち鎮護國家の奉公と、行道持戒の修行を專一とするなるも、寺門の隆昌なるに従ひ、僧らに物欲の情起り、寺内に蟄して清節を持するを迂愚となし、各自競ふて閭巷俗間をあさりて、信徒を求め、以て衣食の豊富を取る、其手段として無稽の妄言を以て、佛験を唱道し、所謂佛を賣るもの夙く此時に、其風の盛んなりしを知る、所司の捉搦を勤めざるを、責め給へるも、當時の所司は勿論、大臣の權貴すらも、此佛験の妄言に迷はされつゝある、(藤氏橘氏等の

氏寺建立の事を参照せよ)あれば、此勅旨の實際に行はれしや否は疑問なり、總て此事に限らず、當時の史上及び格等に載する勅旨は、旨趣嚴明なるに係はらず、多く一時的なりしは、其後に「先既云々」とか、於今不悛」とかある、申令を見ても察せらる、是ぞ當時の弊習なり、されば今此勅旨に依て、畿外に放たれたる僧もありしならんが、それらは反りて、賣佛の便利を得て、充分に望を遂しものあるより、各僧徒も往々之を羨み、京畿を去て、各方面に賣佛と出掛しと見えて、續紀延暦十八年に、

六月甲戌朔乙酉、勅、沙門擅去本寺、隱住山林、受人屬託、或行邪法、如斯之徒、往々而在、國憲内教同所不許、宜諸國司、巡檢部内、所有山林精舍、并居住比丘、優婆塞、具錄言上、とあり、其邪法とはいかなる事をなせるか、詳かならざれど、蓋し役小角を真似しならん、そも寺門に在て行業を修せよといへば、猥りに俗間を彷徨して、壇信徒を求め、之を禁ずれば、恣まに本寺を去て、山林に入て僻事をなすとは、以て當時僧界の濫蕩を察すべし、凡是らの弊を來せしは、其由來久敷事にて、物の利あるは、弊亦之に伴ふは、社會の常套にて、佛法隆盛に、赴くに從ひ、各々其奉ずる所を主張して、諸人の信を博せん(利を求む)とせるより、自賞毀他の風をなし、其極種々の方便を用ひしより、斯

る情勢となるにて、右の勅旨下りしも、猶此自賞毀他は弘教の方便として行はれしは延暦二十一年に、三論法相二宗相争、各專一門、彼是長短、若偏被抑、恐有衰微と勅令ありしも、實際に効なきをもて同二十二年に、緇徒不學三論、專崇法相、三論之學、殆將絶、頃年有勅、二宗並行、得度者未有法制、自今已後、三論法相、各度五人、立爲恒例と申令あり、明年正月に又、

勅、眞如妙理、一味無二、然三論法相兩宗、目擊相諍、蓋欲令後代學者以競其望、各深其業、歟、如聞諸寺學生、就三論者少、赴法相者多、遂使阿黨凌辱其道、踈淺、宜年分度者、每年宗別五人爲定、若當年無堪業、缺而莫填、不得以此宗人補彼宗數云々、と後紀等にありて、目擊相諍云々、不得以此宗人補彼宗數とあれば、其競争の度も察せらる、尋て又、

勅、頃年諸國緇徒、多虧戒行、既汚法教、先從撥出、然而特降弘恕、厚優耆宿、其有改過者、聽住本寺、又簡智行可稱堪爲人師者、擢任講師、化導釋侶、如聞、苟忝講師、或事奸濫、詐稱改過、未捨妻孥、此乃僧綱簡釋所失、國司阿容任意、違教慢法、英過斯甚、宜有此類一從撥斥、其僧綱國司、猶不悛革、量情科貶

と勅令あり、以て僧界の腐敗を察すべし、元來宗教なるものは俗人の因果應報の感想を左右する程の力あるなれば、國司らいかに法に據るも、之を俗人に對するよりは、數層躊躇するは古今の情勢なれば、法制いかに嚴明なるも、實際に全く行はれざるも亦已むを得ざるなり、

當時の宗教界は、右の情況なれば、天皇の叡慮に應ぜざりしは、察するに難からず、是に於て僧最澄(傳教大師)の如き英才出て、天台宗を唱道開派して、御信念を博するに至れり、元亨釋書、大師傳記等に據れば、

最澄、世姓三津氏、近江滋賀郡の人、其先は東漢獻帝之孫、應神天皇の時、皇化を慕て至る、朝廷憐みて、之に近江滋賀郡に於て、采邑を賜ふ、父百枝、叡山の麓に住す、神護景雲元年八月十八日、最澄生る、十二歳にして、大安寺行表に就て出家す、唯識を習ひ、傍ら博く經論を探り、華嚴經起信論等の疏を得、又南都に於て、天台玄義、同止觀四教義、維摩經疏等を寫し得たり、是先きに唐僧鎮眞、招提寺に住すの携へ來る所、延暦四年七月、最澄日枝山(比叡山)に登り、草舎を營み、法華、金光明等の諸大乘經を讀む、時に年十九、七年山頂に一字を創建し、一乘止觀院と號し、自ら等身の藥師佛

を作り之を安ず、然れ共天台奥旨に於ては、師授相承する所なきを以て、常に入唐の志あり、二十三年七月遣唐使藤原葛野麿(元亨釋書に菅原清公を大使となすは判官の誤なり)に從て、入唐求法の勅を蒙る、然れ共長く留るを許されず、乃ち海に泛て唐の明州に着す、時に彼國德宗の貞元二十年なり、九月台州に赴き、天台山國清寺に到り、道邃法師に謁す、遂は荆溪の上足、智者(諱は智顛字は德安、天台大師と諡す、智者は法號なり)七世の的孫なり、即ち最澄に一心三觀の旨を授け、菩薩三聚大戒を附す、依て最澄天台教門疏記を寫す、又佛隴寺行滿座主に謁し、行滿曰、昔智者大師告て曰、我滅後二百餘歲、我法東國に傳はらんと、祖識虚しからず、子は其人なりと、乃ち荆溪以上の諸籍秘頤を傾けて、悉く附して曰、汝此法文を持して海東傳燈の始祖となれと、二十一年越州に如き、龍興寺順曉阿闍梨に就て、三部灌頂密教及び陀羅尼經印契圖樣灌頂器物を受け、又唐興縣に赴き、沙門脩然に就て達磨一派牛頭山法を受け、禪要を求め、夏五月遣唐大使の歸朝に從て、延曆二十四年秋歸京し、得る所の天台密教諸經文等を上る、其表文は沙門最澄言、窃以、六爰探頤、猶局生滅之郷、百物生名、未涉真如之懷、豈若隨陀權教之開、三乘機路、隨自實教之示一

乘道場哉、然則妙法難傳流、其道者聖帝、圓教難說演、其義者天台、伏惟陛下出震承圖登極、膺運、東夷之郷化、歸德於先年北蕃之來朝、賀正于每歲、猶是万機之暇、一乘惟懷冀得、圓宗垂爲大訓、由斯妙圓拯教、應聖代而流傳、秘密真宗、感皇緣而格止、最澄奉使求法、遠踏靈蹤、台嶺越疆、躬寫教迹、所獲經論疏記二百三十餘部、並五百卷、又金字法華金剛般若等經、智者大師禪鎮白角如意等、隨表奉進云々

とあり、後紀等に延曆二十四年八月九日に、入唐求法僧最澄を殿上に召して、悔過讀經(天皇御惱なれば)せしむ、最澄唐物の佛像を獻ずとあれば、右の表文は其頃上りしものにて、最澄の護持僧となりしも、此時よりなるべし、尋て朝廷、七大寺に仰せて、最澄携へ來る所の諸經論を書寫せしめ、料紙を禁中より下し、大學頭和氣弘世をして其業を監せしむ、九月清瀧高雄道場に、諸寺の知行兼備の僧を會して、灌頂三摩耶を受しむ、是本邦に於て秘密灌頂の始なり、最澄乃ち新に天台法華宗を開く、時に大乘は華嚴、法相、三論、律の四宗、之に天台を加へて五宗となる、他に成實、俱舍の二派あるも、衰微して僅に存すといふに過ず、最澄以て政化に資し、教法を布く所以にあらずと奏して、毎年度者十二人、之を五宗に各二人、俱舍成實各一人と定めんと申て、許さ

る、嵯峨天皇弘仁五年に最澄久しく比叡山に住し、學行共に勤むとありて、近江國稻
 四百束を賜はりて山資に充しむ、其學行共に勤むとあるは御歸依の程を察すべし、
 同七年、最澄新集聖教序三卷、及び天台靈應圖、並本傳集十卷、涅槃獅子吼品一卷を上
 る、是王羲之聖教序舶來の初めなるべく、又嵯峨天皇翰墨に秀て給へるは、蓋し之に
 據らせられしならん弘仁十三年(或は十年)最澄上表して天台法華宗年分度者二人
 は比叡山に於て毎年三月先帝(桓武)國忌の日、法華經制に依て得度受戒せしめ、十二年
 出山を聽さず、四種三昧を練修せしめん、依て圓宗大乘戒壇を造立せんと請ふ、朝廷
 其表を南都の諸大寺に下して、意見咨詢するに當り、沙門護命上表して之を抗議し、
 東大寺景深は迷方示正論を著し、天台宗義の二十八失を摘舉して、最澄に抗せるよ
 り、南都の諸寺之に雷同して、紛論百出す、最澄乃ち顯戒論及び顯戒緣起を著して、二
 十八失を反駁せしかば、朝廷之を南都諸大寺に下せしに、諸寺の輩又いふ所なかり
 しも、戒壇造立には極力反抗して物論囂々たりしかば、朝廷、最澄の請を允さず、是ぞ
 後年南都北嶺紛争の濫觴なり、十三年六月最澄寂す、年五十四(或は五十六)とも、清和
 天皇貞觀八年に傳教大師と諡を賜ふ、又戒壇の事は元亨釋書等に、最澄寂後一七日

に當り、允許の詔ありとあるも、正敷勅許を蒙りて戒壇を造立せしは、淳和天皇天長
 五年にて、最澄より三代、定光(智證大師)の時なり、そも戒壇は、東大寺及び筑前の觀音
 寺、下野の藥師に限り、之を三戒壇と稱して僧侶たるもの、此中に就て入戒せるに非
 れば、僧籍に列するを得ざりし定めなれば、東大寺の反抗も故なきにあらずと雖も、
 茲に至りて四戒壇となりしが、藥師寺は後世廢絶して跡方もなく、觀音寺亦衰へて、
 遂に南都北嶺の二戒壇となれり、又延曆寺號は弘仁十四年に、開基の紀元(年號)に配
 して延曆寺と勅額を賜ひしなれば、所謂皇城の鬼門を鎮め、鎮護國家の御願所とい
 ふは蓋し此頃よりの事なるべし、そは弘仁五年に近江稻四百束を山資に賜ひ、又戒
 壇の事に付て南都諸寺の反抗せる情勢に参照しても、桓武天皇延曆年間は大層の
 寺格に非るを察せらる、但し山門中堂供養記、釋家官班記等に、延曆十三年九月三日、
 中堂供養勅會を御執行、天皇行幸あり、上卿は大納言藤原小黑鷹奉行は左大辨紀佐
 教にて、法會次第を載せつるも、正史に所見なく、殊に此年平安宮御造營中にて、十月
 に長岡宮より移御あらせ給ひしなれば、其以前に寺院供養に行幸とは如何あるべ
 き、又平安京中の一條より九條までの街巷の區畫は、最澄所用の九條袈裟に則とれ

りなどいふは、尤俗説なり、又傳法入唐の事に付ても、神皇正統記に、傳教入唐以前より、比叡山をひらきて練行(中)今の根本中堂の地をひらかれけるに、八の舌ある鑰をもとめ出で、唐まで持れけるに、天台山上りて智者大師(略中)六代の正統道遠和尚に謁し(中)彼山に智者歸寂より(中)鑰を失ひて開かざる一藏あり、試みに此鑰にてあけらるゝに、とこほらず(中)依て一宗の奥義のこる所なく傳へられたりとあるは、叡山の語傳を録せるならんも、其真否は敢て論ずるに及ばず、但し釋書に、最澄東國に下れるに、信濃は險路長坂殆ど千百折、一日行程僅に半山に宿るも、別に館あるなく、行人の困苦を察し、弘く募縁して、半途に一寺を營み、旅人の休泊に便せりとあるは、左もありしならん。

右の最澄に續て、又新宗派を開きしを空海とす、元亨釋書等に、

空海、世姓佐伯氏、讚州多度郡屏風浦の人、父は弘田々公、母は阿刀氏、寶龜五年生る、年十二にて、外舅從五位下阿刀大足(おほた)に從て學ぶ、十八にして大學に上り、儒書を讀むと雖も、志佛典にあり、偶ま泉州槇尾寺に至り、沙門勸操に謁し、遂に落髮して、教海と號し、後自ら如空と改む、延曆十四年東大寺に入り、又空海と改む、佛前に誓願

する所ありしに、夢中人あり告て曰、大經あり大毗廬遮那神變加持といふ、是真秘密なりと、寤て後ち人に語るに、此經を知る者なし、諸所を探求して、和州高市郡久米寺に之を得たり、披て之を讀むも通ぜざる所多く、依て入唐の志を立つ、延曆二十三年五月、遣唐大使藤原葛野麿に從て海を渡り、八月唐國の衡州に着く、乃ち彼の德宗貞元二十年なり、十二月長安に到り、城中の諸刹を周遊して明師を求め、青龍寺東塔院内供奉慧果阿闍梨に謁す、果は不空大廣智三藏の高弟なり、空海を見て喜て曰、我先汝の來るを知り相待もの久しと、尋て胎藏大曼荼羅に入り、五部灌頂の誓水に沐す、續て金剛界大曼荼羅に入り、傳法阿闍梨位の灌頂を受く、果曰、偷伽は密藏なり、儀軌圖器諸深秘のもの、經書或は遺て載せず、假令秘記を聞見すとも、調造を藉らざれば委しからずと、乃ち畫工李真らに命じ、胎金諸曼荼羅を圖せしめ、鑄工揚忠真らに命じて佛典を造らしめ、寫經生に命じて金剛頂等の諸密經を寫さしめ、之を空海に授け、汝宜しく本國に歸り、此乗教を以て、國中に流布すべしと、空海又闍賓の般若三藏に謁して、其譯する所の華嚴六波羅密經、及び梵夾等を受け、憲宗元和元年八月唐土を發す、舊唐書日本傳に、學生橘逸勢、學問僧空海、元

和元年、日本國使判官高階真人上言前件の學生藝業稍く成る、本國に歸るを願ふ、
臣と同歸らんと、之に従ふとあり、即ち平城天皇大同元年なり、

朝廷、空海に習得せる所の密乗を流布するを允す、然れども此時最澄、盛んに天台宗
を唱道せる中なればにや、南都諸大寺も敢て新儀に反抗するの状なきが如し、既に
して、名聲揚るを以て、嵯峨天皇弘仁四年三月、空海を宮中に召し、諸宗の碩徳を會し
て各所修の説を對論せしむ、空海乃ち即身即佛の義を主張し、衆之を難詰するに、空
海辨解甚明かにして、衆遂に屈す、故を以て同十三年、平城太上天皇、空海に密乗の灌頂
を受給ふ、是天皇密乗灌頂の始めなり、明年正月、京都の東寺を空海に賜ひて、灌頂院
となさしむ、東寺は、延暦十五年大納言藤原伊勢人を造寺使として、羅城門の東西に
二寺を建らる、東寺は東西二町東大宮、南北二町南九條、西寺は東西二町東皇嘉門、南
北南九條、東寺を金光明四天王護國寺と號し、或は云、蕃客來朝の際に其旅館に充る
所、茲に至りて佛刹となると、空海乃ち之に住し、青龍寺の法式に准じ、毎年春秋に灌
頂の事を行ひ、且慧果付する所の健陀國の袈裟等を置て、寺鎮となす、淳和天皇即位
の初め、空海に勅して皇后院に三日三夜、息災の法を行はしめ、尋て清涼殿に於て、大

通方廣の法を行はしむ、天長二年宮中に於て、仁王般若經を講ずるに當り、空海を東
宮講師に配せらる、是年勅して高尾神護寺を改めて、神護國祚真言寺となし、空海に
賜りて長日修法所となす、仁明天皇承和元年、空海奏して、唐國の内道場に准じ、宮中
に真言院を置んと請ふ、依て勘解由司廳を以て之に充らる、蓋し最澄の延曆寺は、鎮
國の靈場として御崇敬を博せるを見て、之を凌駕せん望みにて、内道場を建議した
るならん、されば是より毎歲正月、禁中に於て後七日御修法は、始り東寺長者の所役
となれり、是ぞ後世禁中勅會毎に、天台真言座班を争ひ、相和せざる原因となりたり、
是より先き空海も亦諸國を遍歴して、勝地を撰み、遂に紀伊高野山を卜して、金剛峯
寺を建立し、鎮國の露場となせしに、承和二年三月、此地に於て寂す、年六十三、醍醐天
皇延喜二十一年、弘法大師の諡を賜ふ、神皇正統記、嵯峨天皇の條に、真言天台の二宗
は、祖師の意巧、悉鎮護國家のためと心ざし、略中東寺は、略中弘仁の御時、弘法に賜てなが
く真言の寺とす、略中此宗を神通乗と云、如來果上の法門にして、諸教にこえたる極秘
密と思へり、就中我國は神代よりの縁起、此宗の所説に符合せり、略中弘法はことさら
師資の御約ありければ、おもくし給へけるとあるにても、いかに後世まで、真言宗の

禁中及び堂上家の信仰を博せしやは察せらる、殊に神代の縁起、即ち神話は、此宗の所説に符合せりとあれば、以て當時空海が弘教の手段を推するに足る、されば本邦神社に對して、本地垂跡は空海の唱道せる所との説もあるなり、されどこは誤にて、空海以前に其説はありしにて、但し空海に依て彌々擴張されたるなり、偕平城時代の佛教界は混濁を極めつる折柄、最澄、空海の二豪傑が、新宗派を唱道し、しかも行業共に卓然たるを以て、普く世間を風靡せるの觀あり、蓋し新宗派の興立のみならず、本邦佛教界一新紀元たり。

第六節 桓武天皇御事蹟の大略

以上述來る如く、天皇銳意治績を舉給へしも、猶御事蹟の一二を述んに、最も外交には叡念を注かせ給へて、懷柔の恩旨を垂れ給へり、其一斑は、延暦五年に渤海國使李元泰以下六十五人、出羽國に漂着せしに、蝦夷のために略され、四十一人生存せる由、國司言上せしをもて、之を賑給して歸らしめ、尋て十三年、又同國使呂定琳等六十八人、蝦夷の地に漂着せしを賑給して歸らしむ、當時彼國より本邦への航路を推知す

べし、渤海國は元高麗の故地なり、我朝和銅六年に唐の冊封を受けて渤海國と號せり、此時上介野御長廣岳、式部大錄桑原秋成に之を送らしめ、其王に璽書及び絹二十疋、絁二十疋、絲百絢、綿二百屯を贈らる、我國使還るに及び、彼國王書を上れり、後紀に
嵩璘啓、差使奔波、貴申請禮、佇承休眷、瞻望徒勞、天皇頓降敦私、睨之使命、佳問盈耳、珍貴溢目、俯仰自欣、伏增懽悅、其定琳等、不料邊虜、被陷賊場、俯垂恤存、生還本國、(中)嵩璘以寡德、幸屬時來、官承先爵、土統舊封、(中)欲修禮勝、方結交貴國、歲時朝覲、(中)小船航海、不沒即危、(中)雖慕盛化、如艱阻何、儻長尋舊好、幸許來往、則送使數、不過二十、以茲爲限、式作永規云々

とあり、以て出敬慕の情を思ふべし、されば群臣之に對して賀表を上る。

臣聞大人馭時、以德爲本、明王應世、懷遠是崇、(中)伏惟天皇陛下、仰天作憲、握地成規、窮日域而慕聲、布風、(中)近者送渤海客使御長廣岳等、廻來、伏見彼國所上啓、辭義溫恭、情禮可觀、悔申聞之遺圖、復先祖之遺跡、克已改過、始請朝貢之限云々

とあれば、此御宇に及びて、遙かに服從の禮を執り、以て中間に反抗したる過を改めしは、いふまでもなし、されば我よりも更に之に答へられ、同十七年内藏宿禰賀万等

を彼國に遣はせしに彼亦我使を送りて大昌泰等を來朝せしむ、依て明年正月大極殿に御して、群臣と共に彼使に宴を賜ひ、且綦楷衣を賜りしに、彼使悦びの餘り群臣と共に踏歌して賀を上れり、其歸國に際して式部小錄滋野船田等をして送らしむ、其時我國書は後紀に、

天皇敬問渤海國王、使昌泰隨賀萬至、得啓具之、王述慕風化、重請聘期、占雲之譯交肩、驟水之貢繼踵、每知美志、嘉尙無已、故遣專使、告以年期、而猶嫌其遲、更事覆請、夫制以六載、本爲路難波、如此不辭、豈論遲促、宜其修聘之使、勿勞年限、今因昌泰等還、差式部少錄正六位上滋野宿禰船田、充使領納并付信物色目如別、夏首正熟、惟王平安、略此代懷、指不繁及、

とありて、是より年々朝貢するを例とせり、其他新羅の如きも亦然り、互に使臣の往復ありしは正史に散見せり、又天皇の文學に觀念を傾け給ひし一斑は、延曆十一年に勅して、明經の徒、發聲と誦讀と既に訛りを致すを以て、音習は漢音を熟習すべしと改められ、十三年には詔して、古之王者、教學爲先云々とありて、天平寶字元年に置く所の大學寮田二十町は、生徒稍衆く費に供するに足らずとありて、更に越前國水

田一百二町を勸學田として付られ、二十四年に、紀傳の儒者を置れし等は、其重なる事にて、殊に前朝に續日本紀の勅輯ありしも、事疎漏なりとありて、更に民部大輔菅野真道、左少辨秋篠安人、大外記中科巨都雄等に補輯せしめ、延曆十六年二月就りて之を上る、其上表の略は、前朝詔故中納言從三位石川朝臣名足、刑部卿從四位下淡海真人三船、刑部大輔從五位上當麻真人永嗣等、分帙修撰、因脩舊案、略中臣等搜故實於司存、詢前聞於舊老、綴叙殘簡、補輯缺文とあり、以て聖旨の在る所を察せらる、又十五年に勅して、諸國地圖事、迹疎略、加以年序已久、文字缺逸、略中郡國鄉邑紛連遠近、名山大川形體廣狹、具錄無漏と即ち地誌の編成ありしは、御歷代中有數の御事業たり、されば御製の如きも想ふに多々ありしならんも、逸して傳らず、僅に史上にある一二を舉んに、延曆十六年十月に宴を賜ふの日、酒酣なる時、己乃己呂乃志具禮乃阿米爾菊乃波奈知利會之奴倍岐阿多良蘇乃香乎、十七年八月北野に獵し給ひ、伊豫親王の山庄にて、日暮に、氣佐能阿狹氣奈久知布之賀慶會乃己惠遠岐嘉受波伊賀之與波布氣奴止毛、其時鹿鳴ければ、供奉の臣下に唱和せしめらる、二十年正月の御宴に、雪下りければ、宇米能波那故飛都々郎黎叵敷魯度岐乎波那可毛社流屠於毛飛都留何毛、二十

二年三月遣唐大使葛野麿、副使石川道益に餞を賜ふ時、許能佐氣波於保邇波安良須多比良可爾何倍理伎末勢止伊婆比多流佐氣葛野麿感泣して、涙雨の如く下るを見て群臣涙を垂れざるなし、其臣下の遠征を勞はり給ふ、叡慮を拜すべし、又世態漸く開くるに従ひ、良賤の混構は、情勢の免かれざるを察し、延暦八年に、婢即ち賤民の良家の子弟に通じ、其家の女の、奴即ち賤男に通して、生む所の子は、悉く良家に従ふを許され、依て各家の系統を明白にすべきために、延暦十八年十二月、天下臣民氏族已衆、或源同流別、或宗同姓異、欲據譜牒、多經改易、至檢籍帳、難辨本支、宣布告天下、令上本系帳、三韓諸蕃亦同、但令載始祖、及列祖等名勿列、枝流并繼嗣歷名等、貴族之別者宜取宗中長者(略)凡厥氏姓、率多假濫、宜在確實、勿容詐冒(略)凡庸之徒、總集爲卷、冠蓋之族、聽別成軸、と勅あり、蓋し、弘仁四年成る所の姓氏錄は之に據るなり、又天皇佛教を御信仰ありしも、酷く妖僧巫祝らの姪祀を禁ぜられ、延暦十三年に、山城國乙訓社に在る佛像を大原寺に遷されたり、こは初め西山に採薪の樵夫が此社頭に休息し、戯れに木を削りて佛像を刻みしを、靈驗ありと稱して、衆庶群集せしを以てなり、十四年に右京の人上毛野兄國の女、自ら諸天を稱し、妖言を以て衆を惑しをもて、土佐に配流

し十五年に、越前足羽郡の人生江臣家道の女、常に市中を徘徊し、妄りに罪福を説て愚民を惑しを以て、本國に追放する等其重なる事なるが、當時既に巫女の世上に迷信せられつゝありし世態を知るに足る、殊に天皇財政に叡慮を用ひ給ひ、延暦十五年に從來私鑄錢の禁ありしも、猶止まざるを以て、頃者私鑄滋起、奸鑄紛然、施之交關、既爲輕賤、宛之貯蓄、不堪實用とありて、新たに錢貨を鑄造して、隆平永寶と銘し、一を以て舊錢の一に換へ、且民間の便を思され、新舊交通せしめしも、舊錢は明年より四年を限りて停められたり、又延暦十八年に、參河國に小船一隻漂着し、一人在り布を以て背を覆へ、犢鼻を着け、左肩紺布を着けて、形ち袈裟の如く、年二十歳程、身長五尺餘、耳の長さ三寸餘、言語通ぜざるを以て、何國人たるを知らずと雖も、唐人ら當時歸化の輩之を見て、崑崙人といふ、彼れ頗る唐國の語に通じ、自ら天竺人といふ、常に一弦琴を彈するに、歌聲哀楚なり、其携る資物を檢するに、中に草の實あり、之を綿種といふ、其願に依て川原寺に住せしめ、先づ彼が資物を賣り、屋を西墾外の路邊に作りて休息せしめ、後ち近江の國分寺に移し、偕彼が携ふ所の綿種を諸國に栽培せしむ、是本邦木綿種の始めなり、されど遂に播殖せざりしは惜むべし、又此年東海道之婦

女を陸奥に移して、蠶桑を奨めらる。是奥羽の地に蠶業の始めなるも、後ち又振はざるに至れり。現今本邦の栽培する所の木綿は、慶長の初め征韓凱旋の將士が齎らし所奥羽蠶業の漸く盛昌を致せるは、天明以後の事といふ。

第二章 藤氏本支の軋轢

第七節 平城天皇踐祚と立太弟

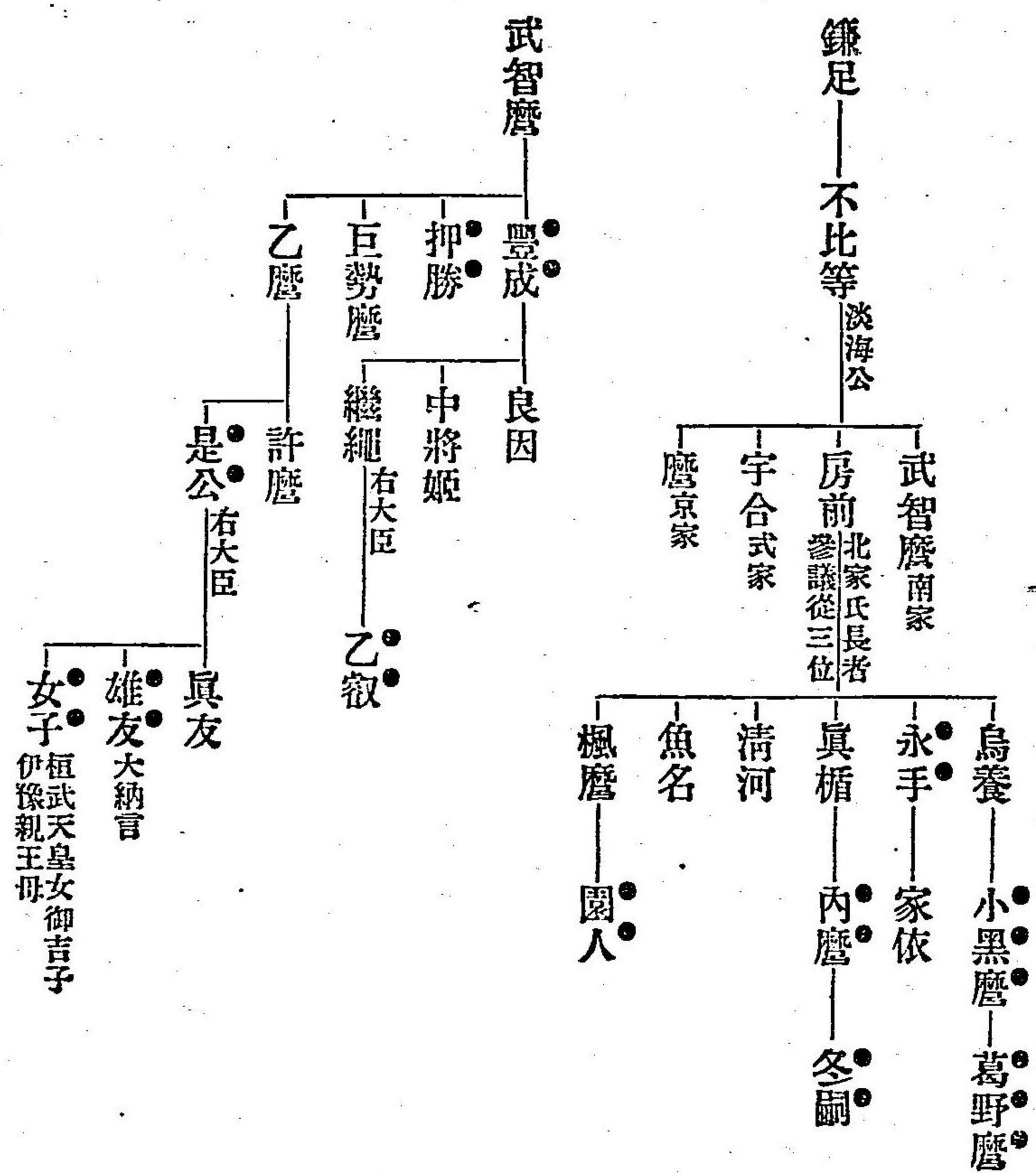
延暦二十四年三月十七日桓武天皇御事あり、依て皇太子御踐祚あらせらる。是より先き正月父帝御不豫に當り、急に皇太子召し、其至るを遅しとして、更に參議藤原緒嗣を以て迎へさせ給ひ、皇太子を御牀下に召て、良久しく勅語ありしと後紀にあり、こは御遺詔なるべく、中に就て立皇太弟の御事もありしならん、さて父帝崩御に、皇太子哀號擗踊、迷而不起、參議近衛中將坂上田村麿、春宮大夫藤原葛野麿固請、扶下殿而遷於東廂、以璽并劔櫛云々とあれば、其御孝志の程は察するに餘りあり、さて此月十九日山城國葛野郡宇太野を以て、山陵の地と定められしに、二十三日に日色赤く

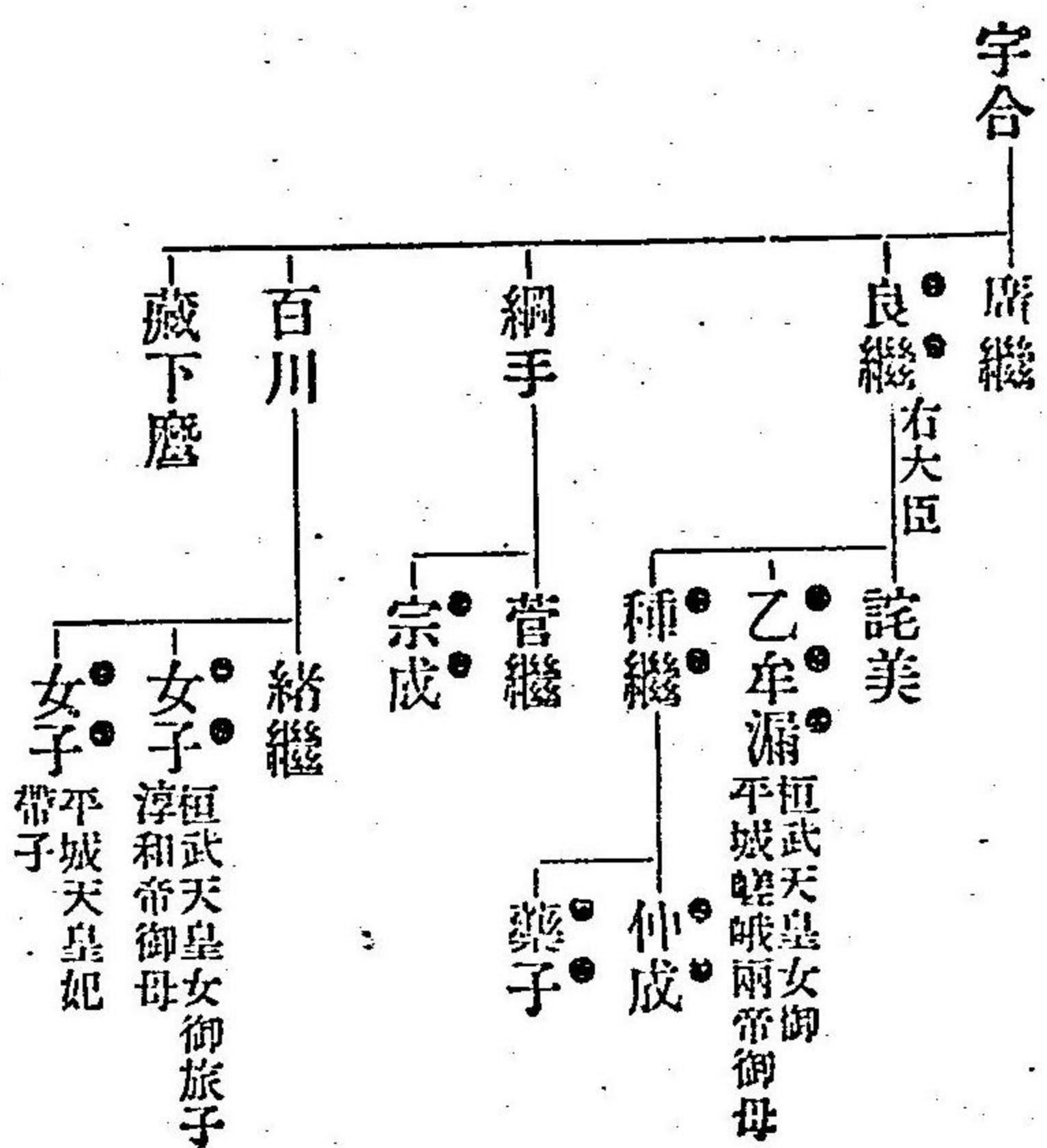
して光なく、大井、比叡、栗栖等山共に焼け、煙灰四滿して京中晝昏く、之に依て定る所の山陵の地は、賀茂社に近ければ、神災なるべしとトはせ給ふに、果して其祟ありと奏す、依て更に紀伊郡柏原の山陵と定めらる。五月十八日大極殿に御即位ありて、大同元年と改元ある、後紀等に、改元大同非禮也、國君即位、踰年而後改元者、緣臣子之心不忍、一年而有二君也、今未踰年而改元、分先帝之殘、年成當身之嘉號、失慎終無改之義、違孝子之心也、稽之舊典、可謂失也とあれば、當時公卿中に不服の人ありしを察せらる、是月彈正尹の宮を以て皇太弟と定め給ふ、宮は天皇御同母の弟なり、然るに此事に付て、水鏡に天皇御即位の日を以てこは誤れり、御即位は十八日にて立太弟は十九日なり、東宮に立て給へしが、やがて之を廢さんと思召ける程に、東宮の傅藤原冬嗣(東宮傅に非ず春宮亮なり)此由を察して、密に東宮に告まいらせし程に、東宮大に驚き給ひ、遙に先帝の陵を拜して御祈願の事ありしかば、俄に一天かき曇り、烟氣四方に立て、暗夜の如くなりし程に、天皇驚かせ給ひ、急に御卜の事ありしに、先帝の御祟りなりと奏聞あるより、御過ち悔させ給ひ、御祈りありしかば、三日にして天晴れたりとあるも、後紀等に此事なきのみならず、立太弟の日天變の事もなければ誤に

て、蓋し先きの山陵の御崇りとある、山燒の烟氣を混同せしならんも、天皇叡慮は皇太弟にあらで、皇太子(高岳親王)にありし一斑を察せらる、之のみならず先帝、延暦二十三年に、大和國石上社に在る所の器仗即ち兵器を、遷都の上は斯く遠所に置くは、然るべからずとありて、平安京へ遷されしに、延暦二十四年御不豫の時、石上神の人に托して、神寶の器仗を他へ遷したる御崇りと奏せしに、天皇の御夢にも斯くと御覽せられたりとて、二月宿徳の僧六十九人に命じて、石上社に讀經せしめ、器仗を本の如く納め給ふ、詔に「石上大神乃宮爾收有志器仗乎京都遠久成爾流依豆近處爾令治幸止爲母豆奈 去年此爾運收有流然爾比來之間御躰如常不御有爾大御夢爾覺志坐爾依豆大神乃願坐任爾本社爾返收云々」とあり、こは御夢は眞實なるも、事の起りは新舊思想公卿僧侶の造言なるべくも、元來此社の器仗は、鎮國の神寶にて、國家變ある毎に靈瑞ありと、古來より傳説もあるなれば、之を動すに於ては、兵革の兆ありと、或る一部の人が、或る一部に天皇崩御の後、必ず亂のあるべき色を察して、密奏したるならん、されば桓武天皇崩御の日、東宮の寢殿の上に血の灑きある事、尋て兵庫夜鳴る事二度等の異事、後紀等にあり、こも一部の人が、既に亂兆を知れるより、

故らに斯る事をなして、預かしめ警告し奉れる事と思はる、偕其發亂はといひば、即ち藤氏一門の政權爭奪が、此原動なるは、水鏡の冬嗣か言にても察せらる、さるからに此立太弟の事も、遺詔に依て定め給へしならんも、御母は良繼の女なれば、參議内麿が其議に與かれるなるべし、そは内麿が此時中納言より一躍して、右大臣に進みしにても、此人の勢力は察せられ又天皇も皇太子をと思されしも、暫くは内麿に對して黙し給へるなるべし、斯る情勢なれば内麿を妬む輩は遂に黙止し難くて其鋒矛を顯はしたるは藤原宗成なり、蓋し宗成は内々其族故藤原是公の女吉子の御所生なる中務卿三品伊豫親王を皇太弟と冀望せしならんも、既に先帝第二皇子の立太弟となりし上に内麿右大臣として政局の上班に居るより如何ともなし難きに、偶ま天皇皇太弟を廢すべき御内望のある由一部に密々傳説あるを機として伊豫親王立太弟の運動をなせし事の疾くも泄れたる後紀に藤原宗成中務卿三品伊豫親王を勸めて、潜かに不軌を謀るとあり、不軌とは廢立の事をいふにて、必ずしも謀反とか起兵などの事にあらず、同書右の續きに、大納言藤原雄友之を聞て、右大臣藤原内麿に告くとあれば、雄友をも語人とせしに、反りて雄友に密告されしにて、斯る

事には、古今ある事態なり、其續きに、是に於て親王遽かに、宗成己れを勸めて、反するの状を奏すとは、蓋し眞實にて、宗成を按驗するに、首謀叛逆は是親王なりとあるは、彼れの遁辭なるべし、斯る怯憶の者なれば、大望の成就せざるも當然の事なり、されば後紀に十一月乙未(十二)親王母子、仰藥而死、時人之を哀しむとあるも、以て當時既に、命を受けて伊豫親王の第を圍みたる安倍兄雄、大同三年に卒す、後紀其略傳に、乏文堪武(略中)高直有耿介之節(略中)伊豫親王無罪而廢、當上盛怒、群臣莫敢諫者、兄雄抗辨固爭、雖不能得、論者義之とあり、命を受けて討手に向ふ兄雄すら、之を争ふといひば、親王の冤罪は既に一般に知られたるも、上の盛怒に當りて、敢て諫る者なきは、内部に深き事情のあるを知る、同書藤原乙叡の畧傳にも、以父母之故、頻歷顯要、至中納言、性頑驕好妾、而縁山臨水、多置別業、以信宿必歸内事、平城帝爲太子時、乙叡侍宴、傾酒不敬、天皇含之、後遭伊豫親王事、辟連乙叡、免歸干家、自知無罪、以憂終とあるにても、此獄は一部の輩が、天皇の意を迎へて、讒誣結構に出てたるを知るべし、偕親王御母子の自殺と共に大納言雄友及び宗成も配流に處せられたり、左に尊卑分脈より、藤原氏一門の畧系を抄出して、参考に資せん。





右の如く、武智磨は不比等の第一子なれば、其長子豊成は孝謙帝の朝に右大臣となり、次子、押勝は正一位大師の極位に陞り、既にして押勝反逆を企て、誅せられしに、豊成先きに弟押勝と權を争へ、遂に橘奈良磨の事に坐して罪蒙りしが、押勝の亂に與からざるより、官位を復され、其子繼細父の先蹤を繼きて右大臣に陞り、其姪是公も亦同く、且其女は桓武帝に奉侍して伊豫親王を生めり、然るに宇合の子良繼百川、

藏下磨の三人は、北家の永手と共に光仁帝を擁立したるより、良繼の女は桓武帝に奉侍して平城嵯峨兩朝の國母たり、其子種繼は桓武帝の朝に威權内外を傾け、種繼の子仲成と藥子の二人は、此時内部に在て窃かに政柄を弄しつゝあるに、百川の女一は桓武帝に奉侍して淳仁帝の御母たり、一は平城帝東宮の時其妃となりて、當時藤原一門中に、式家宇合流は實に全盛を極めつゝありしなり、されどいかに權勢あればとて、未だ蔭子として出身の宗成が、伊豫親王を立んと企てしとは疑はしく、縦し企てたりとも、決して成就せざるは何人も知れるなるべく、况や當時威勢第一なる門族中に在乍ら、其所出の嵯峨帝を廢せんなど、あるに於てをや、蓋し是より先き平城天皇春宮に御座せし時、先帝は第二の宮神野親王(嵯峨帝)を御鐘愛の餘り、一の宮の春宮を廢して、二の宮にと内々思されし事のありし由、水鏡等にも見えなれば、平城帝の立太弟は、全く先帝の思召を繼承あられしも、先帝一時の思召立は、延て當今と太弟の御中に、何となく御不協の色ほの見ゆるにつけて、此機に乗じて、武智磨流(南家)の輩が其所出の伊豫親王を立んと企んも計られず、依て我より彼を偽り誘引て、之を破らんと、仲成藥子等が特に其門族中に於て、比較的沈倫なる宗成を以

て、南家中に、最も權勢ある雄友に談せしめたるなり、そは大同四年に仲成藥子が罪案の中に、仲成己が妹の勢を恃み、虚詐の事を以て、親王夫人を凌ぎ侮りて、家を棄て路に乗じて東西に辛苦せしむとあるは、即ち此獄をいへるにて、全く二人の奸計に出たるを知るべし、さるからに雄友も事の意外なるに驚きて、急に右大臣内膳に密告せしも、既に表向に露はれたる上は、讒誣の結構は遂に天皇の盛怒となりて、雄友空敷伊豫へ配流せられ、後ち赦免ありしも、南家は遂に衰へたり。

第八節 政局の刷新

天皇夙に百官の懈怠を知し、食されたれば、即位の初め政局の刷新を御斷行あり、先づ勘解使を廢して、六道觀察使を置く、其聖旨は左の詔にて明かなり。

朕以庸虚、謬承先業^(中)、伏惟先帝^(中)、讀延曆五年四月十一日詔下、者備諸國庸調支度等物、每有未納、交缺國用、良由國郡司遞相怠慢^(中)、宜量其狀迹、從事貶黜、所司宜作條例奏聞、公卿即依制旨、上一十六條事、自茲厥後、既經年所、空設憲章、未聞遵行、是則國郡官司不練之所致也、今爲行十六條^(第四節參着すべし)、量置六道觀察使、道別使一

人、判官一人、主典一人、所以移風淳風、易俗雅俗、激揚清濁、黜陟幽明也、其事有大小、使有輕重、自非國由興廢、政關成敗、宜遣判官已下、督察云々

以て聖旨の嚴重なるを知るべし、蓋し先朝の御時も、諸國に巡察使を差遣されしも、たまさかの事にて、國司らの濫奸は、勘解由使にて判別されしを、幾許もならざるに一步を進めて、觀察使の定職を置いて、實地に付て按檢せしむる事をなせるなり、されば其人々も、舊來の如く形式的ならで、仔細に實際を按檢されたり、其一二は山陽道觀察使藤原園人は、此年、西海道中は、入京の雜使其數繁多なるため、此道疲弊甚敷、其由を檢察するに、右使の送迎止むなきを以て、人民私の業を顧るに、違あらざる故なれば、自今西海道の府國司ら、五位已上の人、秩滿解任の外は、輒く上京するを許すべからずと奏上して許されたり、蓋し西海道は、太宰府の在る所にて、唐韓の往來もあれば、必ず緊要の使の上京ならんも、同道は外邦と貿易の地にて、所謂百貨輻湊の地なれば、中には名を公務に藉りて、私の往來も頻繁なりしならん、又園人の上言に依て、諸國山海の利は、公私之を共にすべき定めなるに、勢家の輩専らに之を占めて、百姓の活計を絶ち、然るに國司ら之に阿容して、毫も制止せずとあるをもて、自今は延

曆年中の格に依て、嚴重に所罰して宥すべからず、殊に山岳の體は國の儀容にして漆菓の利は用る所亦切りなれば、宜しく蕃茂を期し、決して伐損すべからず、山城國葛野郡大井川は、河水暴流して堰隄を淪没す、是材木を其水源地に伐採するより、下流の民に灌漑の利を失はしむ、依て國司ら計りて之を禁制せり、諸國も之を類する地は、公私を論せず、制禁すべしと命あり、又東海道觀察使藤原葛野麿は、延暦十七年の格には、出舉は正税の穀を給して穀を收むるは、立て恒例たるに、其地に依ては稲に早晚あるをもて、其宜に従て收むべきに、唯收るを主とする爲め、農民の種子も穀となすに至るは、有司の失なりと上言あるをもて、勅して早晚稻に依て之を收め百姓の種子を奪ふが如きを禁せらる等、凡是らに依て國司の戒飭及び庶民の保護に係る詔勅、頻々として下されれば、當時の官界はいかに震駭せしやは、察せらる、是實に天皇施治の御銳意に依ると雖も、所謂水清ければ魚棲ずの諺の如く、法令の嚴なると之を勵行の急なるとには、必ず群小の附隨して、常に苛察を用るは、古今政界の常套なれば、當時も既に其事あるをもて、一方に喜ぶ者あれば、一方に歎く者出來て、遂に後世をして、政令煩苛の觀あらしむは、惜しむべし、されば百官も天皇の意を

迎へんとてか、新宮造營の事を奏議したるは、後紀大同元年七月に、

甲辰^{十三} 詔曰比公卿奏 日月云除、聖忌將周、國家恒例、就吉之後、遷御新宮、請預營構者、此上都者、先帝所建、水陸所湊、道里惟均、故不憚暨勞、期以永逸、棟宇相望、規模合度、欲使後世子孫无所加益、朕忝承聖基、嗣守神器、事多興作、恐乖成規^中、朕爲民父母、不欲煩勞、思據舊宮云々

とあり、依て百官表を上りて聖徳を頌せり、蓋し平安城は、既に延暦二十三年頃まで經營ありし新宮なるに、いかに國家の恒例とはいひ、僅一二年を過しに、更に新宮を造營せんとは、理勢を辨ぜざるに似たるも、當時皇太弟と御不協なるより、或る一部には、御別居を思立、密々遷都をと企てしもあるべく、^{次條を參看せよ}又或る一部には、天皇即位間もなく、勘解由使を廢して觀察使を設置せる等、着々新制令の出るより、總ては舊を捨て新を採るものと推して、其意を迎合せんため、故らに新宮造營を贊せしもあるべく、又或る一部は、既に他に密々遷都の冀望を懷く者あるより、先づ新宮造營の議を建て、之に依て、遷都の議も出てなば、之に乗じて彼らを瘖さんとの下心にて奏議せるもあるべく、^{次條を參看せよ}右の如く各々に一の考案あるより、

斯奏議せしと察せらる、されど天皇には、父帝の多年叡念を勞して、經營されし平安宮なれば、眞實之を改るに忍び給はずして、右の詔ありしは亦至當なり、借新宮の事は右の如くなるも、政局の革新に於ては、叡圖既に立て、大同元年十月に、諸國貢女采女の事に付て、類聚國史に、

壬申^十三勅、凡貢女事、明令條、皆限四十歲已下十三歲已上者、然年齒尙弱、心志未定、自今以後、采年三十已上四十已下無配偶者、或欲適人者、必令貢代云々

と令され、翌年には全く貢女を停られ、又大同二年には、參議の官を廢して、觀察使をして其所職を行はしめらる、蓋し諸國牧宰の良否、民間の休戚を詳知せる輩をして、太政に參議せしむるは、施治上の至便を思されしなるべく、又近衛府を左近衛府、中衛府を右近衛府と改められ、延て後世に及べり、衛門府を廢して左右衛士府に併せ、依て衛士府の主宰各六十員を廢して左右門部各一百人を置き、凡そ諸門の禁衛出入禮儀及び門籍門勝等の監査等、衛士府をして掌らしめ、之を左右勅負府といひ、又近衛府等の近衛兵衛各四百人なるを減じて、各三百人とし、使部は元各三十人なるを、減じて十人となす、又是より先き勅して、東宮の舍人は蔭子の孫及びひ子の、儀容端

正にして、書筆に工みなる者を取るべき定めなるに頃來之に悖りて、白丁の子を兼取るは、令條に背くを以て禁止せられ、尋て從來蔭子の舉用は、先づ其藉を勘査して、後ち位に叙するも、五位已上は冠蓋惟貴きに、藉を勘るは事細碎に涉るをもて、自今以後は勘籍を停む、但し名を被蔭に冒し、若くは蔭子と雖も、孫を子と詐るの嫌疑あるは、嚴に検査し法に依て罪を科すべしとありて、蔭子の舉用を容易ならしめ、又此時最澄、空海の二人新宗派を唱道して、世間を風靡せるより、似而非の奸僧ら、邪説を唱ひて愚民を惑はせしかば、先朝既に之を嚴禁ありしも、斯る事は人々の思想に浸染しては、容易に脱せざるものなれば、猶盛んに民間に行はれしを以て、大同二年に巫祝の徒妄りに禍福を説き、庶民の愚、妖言を仰信するより、姪祀斯く繁く厭咒亦多く、當時巫祝の徒民間に跋扈して、姪祀厭咒を行ひつゝ、在し情況を察すべし、積習風をなして、淳風を缺損す、自今已後一切斷禁し、若此術を學ひ或は革めざるものは、遠國に放つべしと令されたり、蓋し奥羽の僻地等に、近頃まで一種の巫祝類似の徒、民間を徘徊し、姪祀厭咒を行ひて、愚民を惑はせるもの、由來甚久敷を傳ふる如きは、此時畿内を追はれし徒の遺流なるべし、姪祀だも右の如くなれば、當時上下追遠の佛

事等は、最も盛大を極めたり、依て大同二年に勅して、比年追孝の徒、心に哀慕を存して、事に豊厚を務め、人の耳目を眩して各競ふて名を求む、蓋し千僧供養百僧供養等を執行せるならん其盛大を競ふる情況を察すべし、貧者に至りては、或は田宅を賣却して、反りて家を滅す、凡功德(即ち追遠供養の謂)の道、信心を本とす、物の多少に因りて何ぞ輕重あらん、布施を調ずるは親王一品は商布五百段已下、二品は商布三百段已下、三品四品各二百段已下、諸王諸臣一位は五百段已下、二位は三百段已下、三位は二百段已下、四位は一百段已下、五位は五十段已下、六位已下三十段已下、件の差に依て相超るなかれ、又世俗の間毎七日に至りて、好て修福を事とす、既に紀極なく其弊少なからず、宜しく三七日若くは七々日に、一度施捨すべしと令されたり、茲に位階等級に従て差等を立られしは、蓋し實際行はれつゝあるよりは、餘程の減額なるは勿論なるに、猶右の如くなれば、當時施捨の豊かなるを察すると同時に、寺僧の富を致せる一斑をも伺はる、されば今も古寺舊刹には、佛體什具が美術の最として、希世の珍と稱へらるゝ物の存在せるも、誠に其故あり、天皇即位以來二年に滿たざるに、右の如く御斷行ありしのみならず、是より先き、中臣、忌部の二氏相争訟して、久敷

決せずありしが、中臣氏の訟は、忌部は元來幣帛を造進するの職にして、祝詞を申さず、依て忌部を以て幣帛使となすべからずといふにあり、忌部の訟は、奉幣祈禱共に元來忌部の職なれば、幣帛使は忌部を以て之に充て、中臣氏を以て祓使に充べしといふにあり、蓋し中臣氏の訟旨は、忌部を以て單に幣物の調進に止めんとするにありて、忌部氏の訟旨は、奉幣祈禱即ち正齋主は忌部の所職なり、中臣氏は祓使即ち副齋主たるべしとの意にて、兩者各據所あるに公卿中互に相援引する所あるを以て久敷決せざりしなり、天皇即位の初め之を裁斷あり、其略は、日本書紀に據るに、天照大神天の磐戸を開き給ひし時、中臣連の遠祖天見根命、忌部の遠祖太玉命と、天香山の五百箇を取て、眞坂樹の上枝に八坂瓊の五百箇御統をかけ、中枝には八咫鏡を懸け、下枝には青和幣白和幣をかけて、相共に祈禱を致せり、然ば祈禱の事に至りては、中臣忌部並に相預るべく、又神祇令には、其祈年月次祭は、中臣祝詞を宣じ、忌部幣帛を班つ、踐祚の日中臣天つ神の壽詞を奏し、忌部は神璽、鏡、劍を上る、六月、十二月の大祓は、中臣御祓麻を上り、東西文部上に祓部祓詞を讀み訖りて、中臣、祓詞を宣す、常祀の外、諸社に向ひ幣帛を供するは、皆五位已上卜食の者を取て之に充つとあり、依て

宜しく常祀(上)に見えたる祭日)の外、奉幣の使は兩氏を用ゐて、相半ばすべしと定められたり、右の如く諸般流るゝが如く御決行ありしも、悉く宸斷に出て、敢て大臣の意見を咨詢し給ふにもあらざる如くなるより、藤原内膳も慚愧に堪ずとて大臣の職俸を固辭するの上表二度に及べり、こは元より前例もあり、且は形式的の擧ならんも、實は内々安んぜざる所ありしに相違なし、然るに不幸にも天皇即位以來、凶歎連續し、且疫癘さへ行はれて、實に慘況を極めしは、後紀に大同三年正月、使を遣して京中の路背を埋歛せしめ、頃者疫癘熾んにして、死亡漸く多きをもて、諸大寺及畿内七道諸國に令して、大般若經を讀ましめ、二月には、今聞く往還百姓、路に在りて病患に罹り、或は飢渴に因りて死亡を致す、是誠に所司の格旨を存ぜざると、村里人の看養に意なきに依てなり、頃者疫癘死亡相仍るも、屍體歛するなく、路傍に委するは甚掩埋の義に乖くと令され、尋て又、疫癘の時、民庶相憚りて、水火を通ぜず(當時病汚死穢を厭ふ一斑を察すべし)心を救療に存せば、何ぞ死亡あらん、父子至親忌むを忌むなきに畏る、隣里疎族は更に復何をかいはん、亡者の衆多なる事此にあり、宜しく所司に諭して、務めて匍匐を存せしむべしと令せらる、以て至仁の聖旨を拜すべし、既に

京師に於てすら、道路に死屍充てりといひば、其他の慘況推て知るべし、尋て天皇大極殿に御して、名神に天下疫癘の消散を御親禱あり、重て諸國に令して、七日仁王經を講じて、疫を禳はしめられ、殊に京畿水旱穀米日に騰躍せるをもて、前年九月、左右京及び山崎の津難波の津等に使を遣し、酒家の冬釀を禁じて、各甕を封ぜしめらる、此事は御歷代中に稀有の事なれば、其慘況の程は察せらる。

第九節 御脱屣と藥子の亂

大同二三年に涉る、諸國の慘況、右の如くなれば、當時一般の人心恟々たるはいふまでもなく、特に古來より天變地妖を以て、人主の徳に歸する、唐土の風習を輸入したる事なれば、必ず公卿間は勿論、其他と雖も、彼是の私議ありしなるべく、况や仲成藥子らの專横を、内々憤りつゝある人々に於てをや、されば天皇も御自省あられ、會ま御惱もあらせ給ひしより、遂に大同四年四月に御脱屣あらせられたり、後紀に、

夏四月丙子朔、天皇自去春、寢膳不安、遂禪位於皇太弟、詔曰、現神等大八洲所知、倭根子天皇、我詔旨止、良未勅御命、乎親王等王等百官、乃人等天下公民衆聞食止、宣、朕躬劣

弱豆洪業爾不耐乎^已止本自思畏利賜許止暫毛不息加以朕躬元來風病爾苦都々身體不安思豆經日累月豆万機缺懈奴今所念久此位波避天一日片時毛御體欲養奈^止毛所念須故是以皇太弟止定賜流某親王爾天下政波授賜布諸衆此狀乎悟清真心^乎毛此皇子乎輔導使天下百姓乎可令撫育止勅天皇御命乎衆聞食止宣皇太弟涕泣固辭乃上表陳讓曰臣幽昧自天教訓無染逸由率性機務未涉陛下獎飭忝茲儲貳願惟重託因攸口口頃者聖體乖和淹除日月醫藥無驗責在身躬今忽遜神器傳之辱蒙事殊恒例聞命兢惕若登此皇階當彼大寶人神之聖既缺中外之心又沮冀日復嘗藥祈天遠壽佇昇平於半武濫庶績於一簣無任懇迫之至謹奉表以聞

天皇此上表を許し給はず明日御位を東宮に避け給ふ依て皇太弟更に上表して臣聞天下神器不可輕傳皇業大寶非聖不踐抗表冒請庶蒙優容丹款不孚立鑿悠逸俯仰焦惶心魂靡厝臣孱一物勤缺三朝生長深宮素闇稼穡常欲靜忝宸位周施聖訓頌王澤於泰平觀至治之鬱起而陛下不察鄙衷強授鼎祚臣之穉昧何堪之有也但以君唱臣和上下之分綸詔忽降敢不對揚苟欲遂志還懼稽命臣冀咨詢公卿擁攝万機機務穆卜有効當待翼日之瘳然後臨學齒胃口道終年在臣至願實爲欣幸無任悚

戰之至謹詣闕奉表以聞

然れども天皇御惱の故を以て許し給はず遂に御位を皇太弟に禪り給ふ依て尊號を太上天皇と上る。

大同四年四月十三日皇太弟諱は神野大極殿に御即位あり嗟峨天皇藤原内膳右大臣故の如く明日上皇第一の皇子高岳親王を立て皇太子となし中納言藤原葛野麿を以て東宮の傅となす尋て上皇東宮の殿に移御ありて御療養あり依て御座所を東院といふ天皇乃ち隱逸の僧立實法師を召て上皇の御惱平愈を祈らしむ元享釋書等に據れば立實俗姓弓削氏河内國の産若年にして興福寺の宣教に従ひ唯識を受傳後ち伯耆の山中に遁る桓武帝御惱の時召れて京に入り法驗に依て御惱平愈ありしに又山に歸る大同帝平城召て僧官を興へんとありしに遁れて備中國湯川寺に隱る茲に至り召命あり既にして上皇御惱平愈あり依て八月三十日天皇上皇に觀す内膳宴を獻じ終日御歡を盡さる時に天皇皇太子共に右左多く北家の人々なるに上皇の左右は式家跋扈し爲めに上皇の命を以て政務に容喙す後紀等の上皇詔曰云々と散見せるにて其一斑を知るべし蓋し初め上皇天變灾疫等の爲め

又は御惱のため、一旦御脱屣あられしも、猶政局に對しては、彼の孝謙帝の如く、大事は朕之を裁すべし、小事は天皇之を決せよの如き御深意は、御惱平愈と共に、彌々之を御言動に示されしに、仲成ら傍らより之を幫助し奉り、日一日と甚敷なるより、内磨等は嘗て、上皇御在位の時こそ群小らの制肘をも黙止すれ、御脱屣の今日に於ては、専ら天皇を奉じて、料理する所あらんと意氣込と畏しけれど、天皇も御登極の上は万機は、百官に咨詢して、宸裁あらせらるべきに、常に上皇に制肘され、しかも其過半は嬖臣の方寸より出るを知し召ては、叡慮いかで安かるべき、されば此兩々各々内に相反目せるは自然の情勢にて、既に上皇の時參議を廢して、七道觀察使を置れしを、天皇即位の初、勅して、去大同元年、六月十日、始て諸國觀察使を置、寄深く俗を庇し、任重く瘼を求む、故に二年四月十六日食封各二百戸を賜ふ、頃年諸國損弊百姓困乏、支度公用、頗る缺少有り、宜く暫く返納して、外任を兼、彼公廩を以て、此食封に代ゆべし云々とありて、觀察使を内官より遠ざけしは、當時觀察使たる人々に付て、之を内官に列するの、不可なる理由のありしにて、全く食封の點よりとも見えざるは、明年更に太上皇詔して、去大同元年、十六條を行はんがため、觀察使を置、各一道を委

せしも、參議の寄望み重く守り大に、歸責成に任ず、職虚設に非ず、是以之を廢置し、宜しく觀察使を罷めて、參議の號を復す、封邑の制亦舊敷に依れ、と改められしは、此人々を外任に移すは、上皇の欲し給はざる所、特に大同元年より僅に二三年を過せるなれば、彼十六條の勵行も、實際に徹底せしとも見えざるに、疾くも之を廢止せるは、正敷其御衝突の程を表示せるなり、且此時上皇御養病のために、避病於數處とありて、後紀々略共其所は明載なきも、五遷之後宮于平城とあれば、其御不協も察せらる後紀等に、大同四年十一月甲寅^{十二}遣右兵衛督從四位上藤原朝臣仲成等、造平城宮、十二月乙亥^四太上天皇、取水路、駕雙船、幸平城、于時宮殿未成、權御故右大臣清磨家とあるは、天皇上皇と、内磨らと上皇の嬖臣と衝突、其極に達し、彌々平安宮に御座に耐ず、急に別宮造營に托して、舊都に遷らせ給ひしにて、果して明年九月六日、上皇の仰として、坂上田村麿、藤原冬嗣、紀田上らを、造宮使として、都を平城に遷さんとせられたり、但し此事の發表までは、京都にては、故らに知りて知らざる態を粧ひしと見え、九月朔日に、勅して大和國租地子稻を以て平城宮の雜用料(上皇の御料)に充られたり、借此造宮使の田村麿は、當時驍勇を以て聞えたる人なれば、左もあらんが、冬嗣

の加りたるは不思議といふべし、蓋し此時内膳既に老年なれば、特に冬嗣に恩を垂れて、其心を攪んためか、將是より先き、北家の人々も、謀りて冬嗣のみは、中立の態度にて置しか、或は小黒麿(次)の詔を看よらの計策にて、冬嗣を加へしか何れにしても深き事情のある事と思はる、儲遷都の事發表するや、上下驚愕の情況は後紀に、九月丁未、^十緣遷都事、人心騷動、仍遣使、鎮固伊勢、近江、美濃等三國府、並故關とありて、即ち正四位下巨勢野足、從五位下佐伯永繼を伊勢使、正五位下御長廣岳、從五位下小野岑守を近江使、正五位上大野直雄、從五位下坂上廣野を美濃使となし、右兵衛督藤原仲成を右兵衛府に拘禁して、即日左の詔を下せり、後紀に、

天皇我詔^{良麻}勅大命乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣尙侍正三位藤原朝臣藥子者掛畏柏原朝庭乃御時爾春宮坊宣旨止爲^豆仕賜^比而其爲性能不能所乎知食^氏退賜^比去賜^使然物乎百方趁逐^氏太上天皇爾近^支奉流今太上天皇乃讓里給^附大慈深志乎不知^氏己我威權乎檀^爲止非御言事乎御言止云都々褒貶止^許任心^氏曾無所忌憚如此惡事種々在^毛太上天皇爾親仕奉爾依^氏思忍都々御座然猶不飽足^止之^氏二所朝廷^母言隔^氏遂爾波大亂可起又先帝乃万代宮止定賜^附平

安宮乎棄賜^比停賜^之平城古京爾遷^止左^平奏勸^氏天下乎擾亂百姓乎亡弊又其兄仲成己我妹乃不能所^波乎不教正^氏還恃其勢^氏以虛詐事先帝乃親王夫人乎凌侮^氏棄家乘路^氏東西辛苦^乎世^之如此罪惡不可數盡理乃任爾勘賜^比罪^奈賜^布爾有^毛所思行依^氏輕賜^比宥賜^豆藥子者位官解^豆自宮中退賜^比仲成者佐渡國權守佐渡へ配流^退止宣

又使を柏原陵に遣して左の如く告給ふ。

天皇我御命坐掛畏^支柏原大朝廷爾申賜^止爾申久内侍尙侍藥子者初太上天皇乃東宮止坐之時爾東宮宣旨止爲^氏仕賜^比而其爲性乃不能所乎知食^氏退賜^比去賜^支百方趁逐^氏太上天皇爾近^支奉^氏非御言事乎御言止云都々褒貶任意^氏曾無所恐憚又万代宮止定賜^之平安宮^毛乎棄賜^比停賜^之平城古京爾遷^止左^平奏勸^氏天下乎擾亂百姓乎亡弊又其兄仲成特己我妹勢以虛詐事親王夫人乎凌侮^氏棄家乘路^氏東西辛苦^乎世^之如此罪惡不可數盡因茲藥子者位官解^氏自宮中退賜^比仲成者佐渡權守退賜^都比又續日本紀所載乃崇道天皇與贈太政大臣藤原朝臣種繼不好之事皆悉破却賜^支云々

此日藤原雄友を本位に復し給ふ、蓋し此詔たる、平城の方に取りては、實に晴天の霹靂にて只今までも太上天皇の勅としいひば、唯々諾々たりし平安朝廷が、俄然とし此大決斷ありしは、平城方は申に及ばず、平安京の人々と雖も、内膳ら一派を除きては、必ず喫驚せしならん、是ぞ内膳の大器たる所、十二分に仲成らを傲らせつゝ、其間冥々の中に苦心畫策して、彌々平安京を故の平城に遷すといふに至りて、機熟せりと、持滿を一度に放ちたる英謀は、千載の下以て師表と仰ぐべし、是に於て藤氏本支の軋轢即ち政權爭奪の捷は、遂に北家に歸して、後世まで攝關の全盛を極めしは、實に此時に起因す、偕十一日に正四位下藤原眞夏、從四位下文室綿麿等を、平城より召て綿麿を左衛士府に拘禁す、時に大外記上毛野穎人、平城より急ぎ平安京に來りて、太上天皇今日早朝、川口道を取りて東國に赴く、凡諸司宿衛の輩悉く從駕すと、藥子亦天皇と輦を同くせり、蓋し上皇の御座を平城に遷し、今又事の急なるに及び、諸衛士を率ゐて東國に向ふ等、彼の天武帝の故事に倣ひしなるべし、之に依て大納言坂上田村麿に命じ、輕銳の兵を率ゐて、美濃路に遣し、上皇の駕を邀へしむ、時に田村麿奏請して、文室綿麿は武藝の人にして、頻りに邊戰を經たり、冀くは同行せんと、即ち

之を許し、且正四位上參議に陞せて之を遣る、綿麿歡喜踊躍して之に従ふ、又宇治山埜與渡(淀)の津に兵を置いて之を戍らしむ、是夜左近衛將監紀清成、右近衛將曹住吉豐繼等をして、仲成を禁所に射殺さしむ、後紀等に、

仲成者、參議正三位宇合之曾孫、贈太政大臣種繼之長子也、性狼抗、使酒、或昭穆無次、忤於心、不憚掣蹶、及乎女弟藥子專朝、假威益驕、王公宿德、多見凌辱、民部大輔笠朝臣江人之女、適仲成也、其姨有色、仲成見而悅之、嫌其不和、欲以力强、女脫奔佐味親王(桓武天皇第六皇子四品彈正尹)仲成入王及母夫人家、認之、僞言逆行、甚失人道、及遭害、僉以爲自取之

とあり、蓋し逆を謀りて成らざる者は勿論、苟も不善事を以て罪せらるゝ人に於ては、平素の濫行を摘記して、所謂筆誅を加ふるは、古史の常套なりと雖も、仲成の昭穆無次とあるは、明かに本宗を凌ぎつゝありしを表白せるなり、偕十二日に上皇大和國添上郡越田村に至り給ひしに、甲兵既に前を遮ると聞き、惶惑して行く、所を知らず初め、中納言藤原葛野麿、左馬頭藤原眞雄ら御動座の不可なるを諫めしも、御用いなく、茲に至り遂に勢い盛むを覺らせ給ひ、御薙髮あらせられしかば、藥子今は如何

ともなし難く自殺せり、後紀等に、

藥子、贈太政大臣種繼之女、中納言藤原繩主之妻也、有三男二女、長女、太上天皇爲太子時、以選入宮、其後藥子、以東宮宣旨、出入臥内、天皇私焉、皇統彌照天皇(桓武)虛淫之傷義、即令驅逐、天皇之嗣位、徵爲尙侍、巧求愛媚、恩寵隆渥、所言之事、無不聽容、百司衆務、吐納自由、威福之盛、熏灼四方、屬倉卒之際、與天皇同輦、知衆惡之歸已、遂仰藥而死、とあり、所言之事、無不聽容とは、いかに御寵遇の厚かりしやは察せらる、但し百司衆務、吐納自由とあるは、小事をのみいふにあらざるか、若し然らずとせば、平城帝御在位中、御政務に付ての一斑は前に述たり、之らの中にも、藥子の興かれる事あるべければ、彼れの器量は察せらる、そはとまれかくまれ、事の非なるに及び、自盡せるなどに付て考れば、決して尋常人に非ざるなり。

右の如く藤氏本支の軋轢は漸々上皇天皇の御間に波及し、茲に大衝突となりて其局を結び、乃ち十三日に、

天皇我詔旨其麻勅大命乎衆聞食止宣太上天皇乎伊勢爾行幸世志米諸人等法之隨爾罪賜布倍有毛止所念有爾依毛豆奈免賜比宥賜布又中納言正三位藤原葛野麿波

惡行之首藤原藥子加姻媾之中波奈禮重罪有志倍然多志の入鹿等申久雖不納毛止諫爭止已繼

至止申爾依毛豆奈罪比奈賜比波勸賜須又藤原眞雄波身命乎棄忘豆諫爭留多事衆人利興異

爾有爾依毛豆奈舉賜比勸賜比冠位上賜比云々

とありて、罪科餘人に及ばざりしは、元藤氏一族中の紛争に起因せしなれば、追究するまでもなきを、以てなるべし、唯越前介阿倍清繼、權少掾百濟愛筈ら、太上天皇伊勢に御動座と承るより、兵を擧て之に應じ、新任の越前介登美藤津を捕へて、交替せざりしをもて、民部少輔紀方麿を遣して勸合せしめ、二人を遠流に處されたり、こは二人が爲めにする所ありての事なり、偕是日(十三日)皇太子高岳親王を廢して、皇弟中務卿大伴親王を立て皇太弟となし、中納言藤原園人を以て傅となす、又是年十二月に參議巨勢野足を入幡宮櫛日宮に遣して奉幣せしむ、後紀等に、養靜亂之禱也、とあれば兼て斯あるべく内々思されし一斑も伺はる、特に是年皇女有智子内親王を賀茂の齋院となす、以て上皇との御和融を祈せらるは、天皇孝友の叡慮を拜すべし、之を賀茂齋院の初めとなす、されば上皇も漸く御自省あらせられて、弘仁十三年空海に就て密教の灌頂を受け、専ら沙門の行業を勤め給ひ、天長元年七月五日崩御、平城

天皇と諡を上る即ち奈良天皇の意なり。

因みに云、高岳親王の御事蹟は、元亨釋書に 釋眞如、大同帝第三子也、大同四年皇太弟弘仁受禪、即付祚中立高岳皇子、爲皇太子、即如也、尙侍藤藥子及兄仲成、勸上皇爲變事發覺、上皇薙髮、藥子仲成伏誅、乃廢太子、々々元有出薙之志、爲沙門、居東大寺、性聰敏、志氣宏邁、學涉內外、習三論於道詮、票密教于空海、旣而得阿闍梨位、勤於教授、常云、密乘奧秘、此方未盡、當入大唐質所疑、彼地若此土、遠踰葱嶺焉、貞觀三年上表、奏事、四年泛海入唐、遍詢名德、不充如意、遂杖錫西邁、翩々孤影、流離絕域、元慶五年、在唐留學沙門中、躍寄書來曰、如童子過流沙、傳聞到死、越國逆旅迂化、贊曰、丈夫貴志氣、不言功業、有志氣者功業自備中海師居東場東寺仁谷圓仁慈覺大師坐北壇、比叡山當此時、密學之盛、西唐不如矣、如公、眇視東北、直跨滄波、睥睨支那、橫截流沙、其志鋒不可觸也、猶湛盧豪曹、雖舛淨而不多讓矣、自推古至今七百歲、學者之事西遊也、以千百數、而跋印度者、只如一人而已、吾以爲求法之魁者是也、とありて、専ら密乘の奧旨を探らんか爲め、遠く印度に向ひ、遂に薨去あらせ給ひしは、惜むべくも、其英邁の御程は、以て父帝に酷肖たり、但し釋書に云如く、此時空海は東寺に、圓仁は比叡山に在

りて、密乘之盛、西唐不如とあるに、猶之に御満足なく、貞觀四年は御歳既に五十餘にならせらるゝに、遠く唐土を経て印度に至り、遂に不歸とならせられしは、蓋し冥々の中止むを得ざる事情ありて、故らに求法に托して、遠地に避け給ひしならん。

第三章 平安京の修正

第十節 朝儀と弘仁式

平安京の御草創は、工漸く就るに及び桓武帝崩御あり、平城帝に至りては、内部に驥幸事を専らにするありて、遂には平城へ再遷都をさへ企し程なれば、平安京は猶草創當時の情況なりし、藥子の亂定り、大同五年を弘仁と改元あり、是より漸く平安京は修正の緒に就けり、今其大概を述んに、是歳新に藏人所を置き、左右中將、辨官を以て之を補し、常に天皇に親侍して、下令上達の傳宣を掌らしむ、蓋し從來は中務省の所職にて、小事の傳宣は閹司之を掌れるも、平城帝に至り、閹司の奏を停め、内舍人に

代へしが、此内舎人は蔭子を以て補するなれば、其人格に於ては、元より華胄の公子なるも、其才器に於て、單に蔭に依れるまでなれば、或は缺る所あるを以て、更に之を停めて闈司に復せしも、猶公事等の便宜のため先づ藏人を置れしなるべし、其職は職原抄等に藏人所別當一人、頭二人、五位藏人三人、六位藏人四人、非藏人、出納、小舎人、雜色所衆、瀧口、辨七人、左右大辨二人、相當從四位上唐名尚書、左右大丞、官中の事大辨執行ふ所なり、仍重職たり、名家譜第の輩殊に精撰に依て之に任ず、華族中才名あるの輩、參議の時之を兼るを規模とす、規模とは衆人の規矩摸範の意にて、換言すれば光榮の謂、文才なき人々に居られず、左右近衛中少將の中、才名あるの人辨官に遷任し、或は之を兼るを又規模とす、又中少辨之間、權官一人必ず之を任ず、仍之を七辨と謂ふ、凡尚書は管轄の任權衡の職なり、尤其人を撰むべし、上七星に象どる故なり、漢朝の尚書郎は親近の官たり、依て口に雞舌香を含み、手に蘭を握る、故に之を握蘭の職といふ、藏人所は嵯峨天皇弘仁中初て之を置く、弘仁以往は、少納言及び侍從近習宣傳の職たり、而して此御宇初て當所を置く、公卿第一の人を以て別當とす、左大臣別當たる是流例なり、四位侍臣中殊に其人を撰て頭となす、但し上古五位の頭あり

近代なし、五位中又撰て三人を補す、六位中又撰て四人を補す、之を職事といふ、又禁苑駐使のため、六位中良家の子を撰て殿上に候せしむ、之を非藏人といふ、凡殿上の事、頭以下職事の執行ふ所、依て昇殿を聽るす、又頭を以て貫首と稱す、是は位階上臈の人と雖も、必ず其座下に着くを以てなり、又大辨たりとも、頭に非れば猶其下に着く、藏人頭は俗に貫首と稱して、四位殿上人の中、其人を精撰して、辨(大中辨或は少辨)の時もあれど、こは稀有の事なり、多くは左右大辨又は左右中辨の中なり、但し中辨も亦稀れにて、そは參議にて、左右大辨を兼る人ある時、元より一官に一人の事なれば、中辨より任ぜらる方一人、近衛司(左右近衛中將なり、少將は任ぜず)一人、以上二人を補する例なり、此二人は殿上人中の最上座にて、殊に傳宣を掌るなれば、最も威勢ある官にて、參議に缺官ある時は、直ちに之に任ず、凡そ禁中大小の公事を奉行する職なれば、非器の輩は競望するを得ず、五位藏人三人、唐名仙郎或は夕拜郎、五位殿上人の中に名家譜第等總て上に述る如し、但し辨官即ち大辨にても、藏人に補せざるを、俗の素辨と稱して何の威勢もなし、偕各家譜第の人にて、才學兼備の五位殿上人は藏人に補するを、出身の初めとして、次第に數官を兼又は歷任するにて、先づ藏人

に補するの日、左右衛門又は左右兵衛の佐、即ち武官を兼るを第一とし、次は勘解山次官、其次は式部中務等の少輔、其次は他省の輔を兼ね、中にも衛門又は兵衛の佐より藏人に補して、辨官(少辨にても)を兼るを最も榮譽とするなり、以上を俗に三事兼帯と稱して、撰中の撰といふ、六位藏人四人、其第一を極臈きまらうと稱し、次を差次さしつぎ、其次を氏の藏人、こは譬ば源氏なれば源藏人と稱する類なり、次を新藏人、此四人は重代諸大夫の子(諸大夫とは四位にて左右京又は大膳大夫等を先途として三位參議に叙任せざる家柄をいふ)又は地下の諸大夫(こは五位にても四位にても昇殿を聽るされざる家柄)の中、器量の人を精撰して之に補す、但し地下の諸大夫は之を以て先途とす、但し五位の人と雖も、藏人に補せらるゝ時は、正六位上に鶴退し、之を以て規模となす、何となれば、地下は四位と雖も昇殿を聽るされざれど、六位にても、藏人は至尊に親近するの故にて、殊に位階の正上は藏人に限り、他は譬ば正六位下より、上を経ずして從五下に進み、正六位上に叙するを得ず、正五位正四位總て然りとす、六位藏人亦五位藏人と職掌同く、禁中の公事は勿論、朝夕の御膳等を奉行す、故に極臈は至尊御袍の御召古を拜領して、儀式の時着用するを規模とす、且至尊三代極臈を経て

堂上に進むとありて、假令地下の家柄にても、至尊御三代の間、極臈を勤績すれば、特に家柄を堂上に進めらるゝ例なり、凡藏人は頭より六位の人に至るまで、之に補するに上卿奉勅の宣下に非ずして、内侍宣とて、至尊より直ちに當番の藏人頭に勅あり、頭より出納を召して、其旨を仰せられて、其當人に傳宣せしむるにて、他に例なき事なり、さるからに尊卑分脈等に、人名の傍注に、三事五藏など特に記せるは、其人の才徳を標出せるなり、但し此時始ての藏人所別當は、右大臣藤原内膳にて、藏人頭は職事補任に、左衛門督從四位上巨勢野足と、右衛門督從四位下春宮大夫藤原冬嗣始て補せられ、是年野足參議に遷り、其跡は左少辨内藏頭春宮亮從五位上藤原三守補せらる、且天皇常に嵯峨の山莊を愛で給ひ、時々行幸あらせられ、御不在の時朝議あれば、藏人頭御座の空位なるに、簾を垂れて其傍らに侍して、朝議聽き其結局を齎らして、御裁を仰く、依て職事と稱せりといへば、當時政局に威權ありし一斑を察せらる、又此年、從來大臣にして二位の人は、中紫を着するを聽るされしを改めて深紫を着するを聽るされ、同時に諸王二位已下五位已上、及び諸臣二位三位の人は、淺紫を用る例なるを改めて、中紫を用ゐしめ、弘仁二年には、禪正臺は大同二年に、雜石の腰

帶、書劔太刀、及び素木の鞍、毛皮の鞍具等を用るを禁ぜられしを、種々の弊を來せるをもて、其禁を解き、好みに隨て之を用るを許され、唯書劔の太刀は儀式及び外國使臣に對するの外、用るを禁ぜらる、又衛士兵衛等の人員は、延曆年中に減ずる所ありしを、四府者宮掖是守、戒嚴非輕とありて、其數を復し、尋て左右衛士府を左右衛門府と改められ、弘仁九年には、衣服及び禮節に改正を加へられ、朝會の禮服及び常服より、賤者の貴人に逢て跪く等は、男女を論ぜず、改めて唐法に依らしめ、唯五位以上の禮服、諸朝服の色及び衛仗の服は舊制に依らしめ、朝堂の公會に親王及び太政大臣に逢ふに、從來の禮節を増減ありて、左大臣は動座し、自餘は悉く床子の前、床子とは腰を掛る具なり、に立て拜す、但し六位以下は磬折して立べく、又諸衛の府生以上は衛仗を除く外、皆靴を着けしめ、唯布帶を着するの時は麻鞋を用いしめ、十年には、諸司の朝堂に於て、親王大臣を見る時は、磬折を以て跪伏に代へ、從來跪伏を以て最敬禮となせるを改めしなり、起立を以て動座、動座とは我座席を少し前下の方に下るをいふに代へ、太政官官に於て、少辨已上初て位に就かば、位に就くとは其人の座に就くをいふ、外記、左右史皆起つ、若し大辨一人先づ位に就かば、其時に起立の禮をな

すをもて、後に來る大辨已下には起立に及ばず、又中辨已下先づ位に就く時、起立の禮をなすも、後に大辨の來る時は、皆起立すべく、又彈正臺及び八省の長官初て位に就く時は、大弼、大輔已下、所管の寮司長官以下まで悉く起立す、刑部省の大判事も之に准ず、大輔、大弼初て位に就かば、省臺寮司の主典已下皆起立す、判事の屬も之に同じ、若し長官既に座にあらば起立に及ばず、寮司の長官位に就かば、主典、主典は本省の所屬にて寮司の所屬に非ず、已下は起立に及ばずと定められ、十一年には、天皇御服に付て、大小諸神事及び季冬に、諸陵奉幣の時は、帛衣を御し、正元朝賀を受け給ふには、袞冕十二章を御し、朔日の朝賀、政務の聽斷、及び蕃客の朝禮、且奉幣大小の諸節會には、黃櫨染の御衣を用ひ給ひ、皇后宮は帛衣を以て助祭の服とし、擣衣を以て元正受朝の服となす、鈿釵禮衣を以て大小諸節會の服と定められ、皇太子は、諸祀及び元正朝賀に従ひ給ふには、袞冕九章を服し、朔望蕃客の入朝、及び元正に百官の若宮(春宮御所)に賀を受け給ふ時、大小の節會には、黃丹衣を服し、但し常服は何れも此例に拘はらずと定められし等は、其重なるものにて、蓋し此時頻々として、李唐盛世の文化を輸入ありし結果なるべく、要するに皆内磨父子と、最澄、空海等の贊畫の力居

多なるに相違なし、されば弘仁十一年、冬嗣ら勅を奉じて撰ずる所の式格就りて之を上る、弘仁格式是なり、其表文は式の首めに、

(略上)推古天皇十二歳、上宮太子初而作憲法十七條、國家制法自是始焉、降至天智天皇元歳制令二十二卷、世人所謂近江朝廷令也、爰逮文武天皇大寶元歳贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等奉勅撰律六卷令十一卷、養老二歳復同大臣不比等奉勅撰律令各十卷、今行於世律令是也(略中)然而凝精政體、聘想治術、以爲律令是從政之本、格式乃爲守職之要、方今雖律令頻經刊修、而格式未加編輯、稽古政道尙有所關、乃詔贈從一位行左大臣藤原朝臣内麿、故參議從三位行常陸守菅野朝臣眞道等、始令撰定、草創未成、遭貶邊密(略中)然而觀先緒之未遂、嘗構於宸襟(略中)詔大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使臣藤原朝臣冬嗣、故正三位行中納言臣藤原朝臣葛野鷹、參議從三位行近江守臣秋篠朝臣安人、參議從四位上行春宮大夫行左兵衛督式部大輔臣藤原朝臣三守、從五位下守左少辨臣橘朝臣常主、從五位下守大判事兼行播磨大掾臣物部中原宿禰敏久等、上遵勅旨、下考時宜、據官府之故事、撫諸曹之遺例(略中)雖然不奉勅旨者、稍大者奏加、奉勅因而取焉(略中)又交替式者、延曆中勘解由使撰定奏聞、遵

行已久、依舊不加取捨、但歳代浸遠、京都屢遷、諸司文案、多或墮失、雖加檢索、猶有未備(當時既に記録文書等の散逸せるを知るべし)上起大寶元歳、下迄弘仁十年、編爲式三十卷、格十卷、辭簡而事詳、文約而意暢(略中)凡厥篇目列之如左、

とあり、即ち神祇四時祭式に起り、寮司の式に終り、末に雜式一卷を附す、式とは神祇太政の兩官より八省、寮司までを通じて所謂年中行事と職掌章程なり、格は天平勝寶より弘仁十年まで詔勅制詰の官符を輯めしなり、尋て冬嗣らに内裏式を撰せしむ、即ち禁中の年中行事なり、此式格は長く政務の規範として延喜まで遵行せり。

第十一節 天皇の好文付平安文學の端緒

天皇最も文雅の道に御志深く、其一二を述んに、桓武帝以來の例にて、神泉苑に幸する時、文人を召て詩を賦せしめられしも、天皇に至りて殊に頻繁に、且冷泉院に幸しても、同く詩を賦さしめ、其時々賜與ありて之を獎勵あらせられ、弘仁三年二月には、神泉苑に觀花の御宴を催され、文人の詩を徵して賜與ありし、ば、花の御宴の最初にて、爾後例となり、此秋九月又神泉苑に御宴を開かれて、同く文人の詩を徵し、妓樂を

奏せしめ、五位以上及び文人らに祿を賜ふ。是亦秋季の御宴恒例の初めなり、弘仁五年四月二十八日に、藤原冬嗣の閑院第に行幸あり、後紀に「供張之宜、甚有雅致、天皇染翰、群臣献詩、時人以爲佳會」とあるにても、其御好文を察せらる、されば万葉集も此御代に於て成就せり、蓋し万葉集は平城京の時、橘諸兄之を輯めしも、業半ばにして薨ず、尋て大伴家持其業を繼ぎ、成るに及びて薨ず、且早良親王の變等ありて、之を上るに至らざるなり、之ぞ本朝和歌の根基として、末代まで尊重せられ、延て斯道(平安文學の發展となりて後代勅撰の歌集を見るに至れるは、蓋し天皇好文の德澤なり、殊に翰墨に巧みなるは世の熟知する所にて、弘仁九年に平安城殿門の額を掲ぐるに當り、宸翰を染めさせられ、同時に橘逸勢と僧空海に命じて書せしめらる、二人は當時筆道の最優なり、依て天皇の宸翰を加へて、今に至るまで本朝三蹟と傳へらる、殊に空海の筆の最も多きは、其技の秀絶なるは勿論なるも、御歸依の僧即ち鎮護々持僧なれば、鎮護の意味もありしなるべく、されば小野篁が空海の書たる額字を評して、朱雀米に飽き美福田廣しいひ、小野道風の大極火極なりと嘲りしとの説は、空海の宗教上のみならず、書道などに於ても、天皇の御眷遇渥かりしより、或る一部の輩

が、名を二人に籍りて嘲笑せし言なるべし、神皇正統記に、此の御門誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學もあきらかに、文章もたくみに、書藝もすぐれ給へりし、宮城の東西の額も御みづから書しめ給ひとあるは、能く御好文の程を一言に盡したりといふべく、此時南淵永河、朝野鹿取、小野岑守、菅原清公等、皆儒學を以て名あり、常に天皇に親侍し奉り、殊に岑守の子篁は、岑守先きに陸奥守たるに隨伴して、弓馬の藝を専らにせしを、天皇、父の業を嗣く能はざるべしと戒しめ給へるより、驍然と志を學事に傾け、遂に一世の學匠と稱へられ、後ち天皇一日河陽館に幸して、詩を賦し、閉閣唯聞朝暮鼓上樓、遙望往來船の一聯を篁に示し給ひしに、篁謹て、御製誠に絶妙なるも、遙を空に改めば、更に殊絶なるべしと奏せしに、天皇驚かせ給ひ、是唐の白居易の句なるを、故らに空を遙に改めて、汝に示し以て試みしなり、汝が學才實に白樂天に同じと、御贊美あらせ給ふまでに、進みしも、蓋し天皇の呪といふべし、但し此時白氏文集僅かに一部舶來して、秘府にあるのみなれば、世傳て篁を賞賛せりと、いふは左もあるべし、ざるからに天皇の御子源清幼より學に志篤く、長ずるに及びて經史究めざるなく、時人嗟峨の隱居子と稱す、文章博士橘廣相の如き、經史に疑問

ある毎に、馳て教を請へりといふ等、皆天皇獎學の致す所、されば弘仁十三年(一)に十二年(藤原冬嗣)大學寮の傍に勸學院を建て、藤氏子弟の學問所となせるも、亦天皇獎學の旨を體せしなり、此勸學院は後まで傳はりて、大學寮廢衰せるも、猶學問講習を持續して、勸學院の雀は蒙求を囀ると、俗諺さへも出來たれば、一時盛んなりしを知るべし、冬嗣是より先、弘仁四年、父内麿の遺命に、因り、其氏寺興福寺の傍らに一寺を建て、南圓堂と號し、不空罽索の像を安置し、空海を請じて落慶供養を行ふ、此事を水鏡等に、此工事の人夫の中に一人の老翁あり、補陀落の南の岸に堂たて、今ぞ榮えん北の藤波と一首の和歌を詠ぜり、是春日明神の化身にて、これより北家代々攝籙の榮を極むとあり、春日の化身云々は茲に論ずるに及ばざれど、此歌新古今の神祇の部にも入りて、詞書にも明神の讀給へけるとなんとあれば、當時斯信ぜしなり、蓋し空海禁中に内道場を起して、國祚延長の修法を執行へるより、内麿父子も窃かに之に倣へて、氏寺の傍らに家運長久の祈禱所を營みしなるべく、殊に空海は當時御歸依第一の僧なれば、自家の便利上、之と密接の關係を結ぶ必要の意味もありしなるべく、且一方には一族の學習所を設立して、人材の養成を計りつゝあれば、宮中の

御覺といひ、一族の敬慕といひ、聲望の歸するは自然の情勢なり。

因みに、冬嗣即ち北家の當時を一言せんに、此時天皇夫人橘嘉智子を立て、皇后となし(弘仁六年)給へれば、從來の如く、内部に何ら由縁もなき如くなれど、實は然らず、此皇后宮は内舍人橘清友の女なるも、清友は諸兄の孫にて、諸兄の室多比能は、不比等の女にて、光明皇后の御妹なり、多比能橘奈良麿を生む、即ち清友の父なり、されば此立后も、冬嗣の冀望に出しかと思はれ、且は天皇第二の皇女潔姫は、冬嗣の室なり、斯る密接の御間柄なれば、北の藤波の榮は、春日明神の化身のみならず、歌眼なる人々は窃に謳歌せし所ならん。

第十一節 東北の拓地と西南の無事^付新羅人投化

延暦に田村麿蝦夷を征して爾來、全く平定に歸し、從て人民四方より入て、土地を開き、人烟漸く繁殖せるを以て、弘仁二年正月に、陸奥國に和我(今の和賀^{わが}種^{こゝろ}縫^{ぬい})今の種貫斯波(今の紫波)三郡を置て、郡司の管轄に歸せしに、國司ら土地の情勢を省みず、猶一般の私佃に擬して、之を律せしと見えて、是年陸奥出羽兩國土地曠遠、民居稀少、百姓

浪人隨便開墾國司巡檢隨即收公是以人民散走無有靜心宜兩國開田雖無公驗不得收公とありて益々拓殖を弊められしに是ら國司に恨みを含みてか是年稗縫弊伊(今の開伊)等の蝦夷叛せしを以て陸奥出羽按察使文室綿麿を遣して征討せしむ時に出羽守大伴其人管下の兵を率ゐて之に加はり相共に賊を討て不日に之を平けたり依て

天皇我詔旨良麻勅大命乎衆聞食止宜陸奥國乃蝦夷等歷代涉時互侵亂邊境殺略

百姓是以掛畏柏原朝廷乃御時爾(中)阪上大宿禰田村麿乎遣互伐平之米給爾布遠開

伊村爾極互略掃除止毛之可逃隱山谷互盡頭互究彈止不得奈利爾因茲正四位上文

室綿麿等乎遣互其頡覆勢爾乘互伏平掃治流爾副將軍等各同心戮力(中)不惜身命

勤仕奉利幽遠久薄伐巢穴乎破覆互之遂其種族絶云々

とありて綿麿を始め位階を陞せて之を賞せらる是より専ら拓地勸農を奨められ同時に郡領者難波孝徳朝廷始置其職有勞之人(土地の豪族)世序其官逮干延曆年中偏取才良(人才登用)永廢譜第(土着門地)今省大納言正三位藤原園人奏云有勞之徒奕世相承郡中百姓長幼託心臨事成務實異他人而偏取藝業(才學)永停譜第用庸才之賤

下處門地之勞上爲政則物惜不從聽訟則決斷無仍(中)郡司之徵先盡譜第遂無其人後及藝云々とありて郡司任用の制を更めたり蓋し才學の士は往々法規に拘泥して物情を顧みざるは古今の通弊にて爲政則物情不從とは前に述たる隨便開墾國司巡檢隨即收公とあるは其一班なるを知るべし尋て四年に諸國に勅して務めて所在の夷俘を教導せしむ教導とは即ち彼らか野獸的陋態を去らしめ地方拓地の役に就かしむるをいふされは漸次其功を奏して弘仁十一年に新たに加賀國を置る後紀に割越前國江沼加賀二郡爲加賀國以部内濶遠民人愁苦也とあり蓋し越加の地は所謂五歩に一阜十歩に一水といふ如き形勢なれば拓殖の擴張人口の増加に従ては別に一國衙を立て之を統治せしむるは自然の情勢なり殊に天皇の殖産に微念を勞させ給へしは弘仁六年三月近江の韓崎(今の唐崎)に行幸の序で崇福寺に入御あらせられしに住持大僧都永忠護命法師ら奉迎し更に梵釋寺に臨ませられしに永忠手自ら茶を煎じて奉る天皇嘉尚して御被を賜ふ依て諸國に勅して茶を植栽せしむ蓋し茶の種子は最澄(傳教大師)歸朝の時齎し來る所を筑紫に播種せしめしに傳へて茲に至るといふされど正教御せられしは實に是時を初めとなす

そを喜ばせ給ひて、播種の勅ありしは、即ち衆と共にするの叡慮を拜すべし、さるかに拓殖は獨り東北のみならず、後紀に、弘仁十二年に、讃岐國、去歲より始めて万農池の隄を築きしも、人衆少く、輒く成功し難きをもて、僧空海は此土の産にて、彼れは山中に坐禪すれば、獸鳥も馴狎し、殊に海外に求道して歸朝以來、民庶之を欽慕し居れば、則ち常、に生徒群をなし、出れば、則ち隨衆雲の如し、然るに、彼れ舊土を離れて京師に在り、此國の百姓ら、彼を思ふ父母の如くなれば、空海を以て、此築隄の別當(監督)となさば、人衆聚り、工亦速に成らんと、奏請して、允るされたるにても、一斑は察せらる。

偕光仁帝以來、東北方面に兵力を用い給ひしは、前述の如くなるに引替て、西南(韓國)は頻年事なく、且は高麗亡びて、勃海國を建しも、我朝に歸服して、年々使臣を送りつゝあれば、既に延暦の末には、對馬の兵を停めて、健兒に成らしむるに至りしに、彼の新羅國に於ては、漸く我備ひなきを見て、禍心を起せしと見え、其國民ら、遂に本邦を僞りて、仇をなさんとしたり、其略を茲に述んに、弘仁四年三月、太宰府奏に、肥前國基肆團校尉貞弓等の解に、二月二十九日、新羅人一百十人、五艘の船に駕して、小近島

に着く、土人と戦ひ、即ち其九人を打殺して、百一人を虜にすと、尋て同解に新羅人一清等申は、同國人清漢巴等歸來せるなりと、依て勅して、其還るを願ふ者は放還し、歸來は例に隨て進止(沙汰)せよとあり、蓋し此徒初め歸來、歸服來歸の意にて歸化なり、のため、先づ小近島に着船せるを、島民ら從前の新羅地方の海賊と誤り、之を討退んために鬭争したるにて、一清なる者は、想ふに通譯にて、清漢巴は此徒の頭目なるべし、五年五月の制に、新羅王子來朝の日、若し、朝獻の志あらば、渤海の例に準じ、但し隣好を修せんと願はゞ、答禮を用いず、直ちに還却せしめ云々とあるは、新羅漸く本邦の太平を敬慕して、王子來朝する事あらんと、歸化の徒の申せしに依れるならん、此年同國人辛波古知ら二十六人、筑前博多に來着して、投化し、七年十月には、同清石珍ら百八十人歸化す、之には、時服路銀を給し、入京せしめられたれば、必ず身柄の賤しからざる輩なるべし、八年には、二月に、同金男昌ら四十三人、四月に、同遠山知ら百四十四人歸化したるが、十一年に至り、遠江駿河兩國に配置したる新羅人七百人、俄に叛して、人民を殺し、屋舎を燒く、依て二國の兵之を討しに、利なく、賊轉じて伊豆國に入り、穀を盜み、船を奪へ、海に泛び、逃るを以て、相模武藏等七國の軍を發して、之を討

滅せり、こは蓋し先きに柔順を粧ひ投化したる徒が、其以前より投化したる徒と共に謀し、或る事情より、斯る暴動を企てしなり、されば之に依て一般に警戒を加へられしは、是年四月、七道諸國の介以上を以て、夷俘の專當即ち撫育教導を擔當せしめしにても知るべし、さるからに、新羅方面は最も戒心を要せしと見えて、此後は投化も稀有の事となれり。

第十三節 嵯峨の別館と御脱履

諸書に、天皇嵯峨野の幽靜を愛てさせ給ひ、屢行幸ありとあるは、蓋し文雅の御餘情に出でたるは、勿論なれど、一は御脱履後の御準備なるべく、殊に平城帝御脱履後に、屢數所に移御ありて、人心の動搖を來し、遂に嬖幸のために誤まられたるに鑑み給ひしならん、さて其別館行幸の事は、後紀弘仁五年七月二十七日條に、遊獵北野、日晚御嵯峨院、賜侍臣衣被とありて、初めは嵯峨院と稱せしと見ゆ、其後は嵯峨別館とあれば、院を館と改められしにて、其御儉素の程は察せらる、但し弘仁五年に、既に御脱履の御準備とは、早きに失するが如きも、此年天皇の皇子信弘、常明の四人、及び貞姫、

潔姫、全姫、長姫四人に源姓を賜ひしに参照すれば、必御遠慮に出しと思はる、尋で又皇子定已下數人と、皇女更姫已下數人にも源姓を賜へり、蓋し父帝御在位中に、皇子に姓を賜ひて、臣下に列せしは之ぞ初めなるべし、想ふに是より先き、早良親王、伊豫親王等の事ありしに嘗て天皇豊樂院に御して、射を試み給ひしに、皇弟葛井親王、桓武帝第十一皇子、歳十二にして、再發皆中せしに、會ま外祖田村麿座に侍せしに、之を見るや、喜び極りて、皇子を抱き、踊躍褒揚せしを見て、其外孫を過賞するを覺らせ給へる等より、天皇皇太弟に御讓位の後に於て、或は外戚の輩が、外孫皇子を援引する餘りに、紛争を醸さんも計られずと、斯る英斷ありしなれば、彼是共に御脱履後の準備たる知るべし、借天皇登極以來、文を弊め武を勵まし、勿論民力の休戚には、深く觀念を勞させ給ひしかど、いかなればか凶歎數年に涉りつゝ、遂に弘仁九年四月二十三日、去年秋稼、燹傷不收、今茲新苗播殖望絶(略中)今蚤畏天威、避茲正殿、分使走幣、偏於群神、其朕及后、服御物并常膳等、並宜省減、左右馬寮、秣穀一切權絶(略中)令左右京職、收葬道掩殮、瘞埋骨、人民飢困、特加賑贖、狴園之中、恐有冤者、宜令所司、申慮放出、同時に、頃者陰陽愆候、炎旱淹旬(略中)起自今月二十六日、迄于二十八日、總三ケ日、朕及公卿百官、一皆

素食、歸心覺門(佛法)凡厥僧綱精進、轉經以副素懷云々と詔ありたり、以て慘況を推知すべし、されば公卿奏して、使を畿内に遣し、富豪の貯蓄を査檢録上せしめて、貧困の徒に貸與するに至れり、即ち公廩の出舉等は、既に能はざるに至れるなり、十一年四月には、水旱等にて年穀登らざるをもて、天下百姓負ふ所の租稅未納、及び調庸未進は、左右京畿内は弘仁十年以前、七道諸國は九年以前、多少を論せず、悉く蠲除するに至る、此間朝廷の財政節減は、非常の事にて、天皇御膳は申に及ばず、百官皆俸を減じて、急を支へたるにて、十一年十一月に詔して弘仁八九年之間、府庫稍く耗きを以て百官の奏請に依て、暫く五位已上俸祿四分の一を割きて、公用に供せしが、今年々あるをもて、俸祿の數を舊に復さしめられたり、依て百官も奏請して、臣らの祿舊數に復し給はんには、先御膳も舊に復し給ふべしとありたるも、明年又炎旱旬を超えたらば、詔して天皇皇后服御々物は、一切省略を用い給ひて、四位に綬千斛、五位に八百斛、六位已下に三百斛を賜ひ、又新錢一百貫を以て、諸王に分ち賜はる、依て百官又奏請して、五位以上の祿を減省せり、但し斯の如く上下一意儉約に従ひつゝあるに、僧侶には祈雨祈晴等の命ある毎に、賜與豊富を極めたるは、史上にある分の、みを概算

するに、弘仁八九年來此年まで、綿のみにて十數萬屯に及べり、されば先輩も、此時代を評して、當時最澄、空海の如き、有徳の高僧と稱へられつる徒が、修法祈禱頻々たるに、些の効驗なく、唯徒らに國財を浪費して、上下猶覺らざるを惜むと云へるも、故なきに非ざるも、由來佛法東漸以後の弊風にて、若しも此時御祈などなからんには、彼僧侶らいかなる妄語を放ちて、人心を動かせしか、又一般の人々も、迷信に陥れる事とて、いかで怨聲放ちも測るべからざるを想はざるべからず、されば當時人心の動靜は、一に茲に在りしといふも、過言に非るなり。

右の如く凶歉連續せるより、弘仁十四年四月十日、天皇冷泉院に移御あり、右大臣冬嗣を召て、朕位を皇太弟に傳へんと思ふ久し、今宿志を果さんとして、故らに宮を避たりと仰られしに、冬嗣、聖は唯聖を知る、今陛下万機を以て、聖人に付託す、天下の幸甚なり、但し比年の間年未だ復せず、若し一帝二上皇を奉ぜば、臣恐らくは天下堪難からん、願くは暫く年の復するを待て、然る後位を傳ふも、未だ晚からずと奏せしも、天皇は、朕心素より定まる、又賢を推し位を讓る、唯天下のためなり、賢君位に臨む、何ぞ年の未だ復せざるを憂へんやと、仰られたり、蓋し天皇眞に歳凶を以て、御自省あ

らせ給へるを察し奉ると共に、冬嗣の流石に良相たるは、責て年の復するを待せ奉り後世をして、天皇の御宇、歳歎遂に復せずとの、歎なからしめんの意なり、十六日、天皇皇太弟を召て、朕は本諸公子なり、太上天皇(平城帝)褒飭を垂れ、超て儲貳に登せ、遂に位を譲らる、未だ幾ばくならずして、疾に罹り、彌留瘳ず、万機爲めに、擁滞す、依て藤原園人を以て、神璽を奉還して、歸閑の志なりしも、太上天皇之を允さず、此時に當り、小人の言ありて、太上天皇と朕とをして、隙あらしむ、公卿相議し、君側の群小を逐ふ、太上天皇、朕の愚欺を察せず、東國の入るの計をなす、群臣安んぜず、社稷のため之を邀ふも、朕に於て他意なし、朕在位十四年、朕太弟と春秋も亦同じ、朕人を知るの鑒に乏しと雖も、太弟の賢明仁孝は、朕の察る所、仍て位を傳へんと欲して、既に數年を経たり、今宿志を果さんとすと詔あり、皇太弟再三御辭讓あるも、遂に御讓位ありて、今日以前、朕太弟を見る事、子の如かりしも、今日以後は、朕を遇する事、猶子の如くあれと詔あり、やがて冷泉院へ移らせ給ひ、二十三日、太上天皇の號を上る、九月十二日、嵯峨の別館に移御あらせ給ふ、是より先き、中納言藤原三守、上皇の嵯峨別館に移御あらべき由を奏せしかば、天皇即ち諸司に勅して、御輿仗衛等を備へしむ、上皇固く之

を辭し給ひ、御騎馬にて、前駟儀衛等の儀従もなく、飄然として嵯峨に移御あらせ給ひしは、其御儉德、後世傳へて美事となす。

第十四節 立太子と大嘗會の御儉素

弘仁十四年四月二十七日、皇太弟大伴親王御即位あり、五十三代淳和天皇又此時大伴宿禰を伴宿禰と改む御名を避るなり、即ち前帝に尊號を上る、時に平城上皇御座あるを以て、之を前の上皇、前帝を後の上皇と稱し奉る、尋で六月に太上天皇に封戸一千五百烟、皇太后に同一千烟を上る、是より先き、後上皇、皇子正良親王(仁明天皇)を、權中納言藤原三守の第に移し、天皇第一皇子恒世王を立て、皇太子となさしめしに、恒世王上表して之を固辭し、依て後上皇の皇子正良親王を立んとす、後上皇之を聞き召れ、三守をして親王の立太子を辭するの表を呈せしむ、天皇敢て之を受給ず、直ちに之を返させ給ひ、即ち三守等を遣し、親王を其第に迎へ、兵衛をして御車の前後を護せしめ、御車待賢門に至れば、更に輦に御して春宮院に入れ奉る、こは元より嚴儀を刷へ給ひしには相違なきも、或は親王の避け給はんを慮りてなり、四月二十一

日立て皇太子となす、蓋し後上皇の叡慮の御子をして儲位を避しめられ、恒世王にとの御計ひは、元より御遜讓に出たるも、恒世王の御母は、桓武天皇の皇女高志内親王にてましませば、皇統を重んじ給へるにて、正良親王の御母は、橘嘉智子なれば、御外戚の卑賤(皇統に比せば)なるを、憚からせ給へるなり、然るに恒世王の御遜讓は、實は天皇の叡慮に出たるにて、蓋し此時冬嗣は大臣として、且其一門顯榮の官に在れば、一旦皇統を立てるとも、他日或は藤氏のために誤られんを御遠慮あられしなり、そは眞に冬嗣、三守ら、後上皇の叡旨を體し奉りしならば、是時固く請ふて、正良親王の立儲を止め奉るべきに、既に三守は、立太子御遜讓の御使にさされ、且其第に、正良親王を預り奉るに、一言さる事なく、且勅を奉じて、自分の第より、親王を迎へ奉るなど、にても、十分に立太子の冀望ありしを知るべし、猶後の仁明帝の御時の、恒貞親王、淳和帝の皇子、廢太子の事を参照せば、此間の消息自ら會得さるべし。

前條に述べ、如く、諸國凶歉未だ復せざる中に、御受禪あらせ給ふをもて、諸般の大典も、概ね略式に従ひ給ひしと見えて、十一月大嘗會の御舉行に付て、十三日右大臣冬嗣、大納言緒嗣ら奏して、聖王相續、大嘗頻御、天下騷動、人民多弊、然神態不得已、須此度

大嘗會停飭省幣と、但し天下騷動とは、單に人心不安といふ位の事にて、そは凶歉のため、一般の形况を概言せしなり、ありしかば、元飭りを好まず、唯神態を事とするのみと勅答あり、依て大納言緒嗣を以て、其事を檢校せしめ、治部省廳を以て大嘗會行事所となし、唯齋院のみは卜筮に依て之を定め、宮内省を以て悠紀所に、中務省を以て主基所に充て、各假屋を作りて之を用いられ、齋場は例に依て北野となすも、一切金銀刻鏤等の飭りを止め、標は榊を以て之を造り、橘木綿等を用いて之を飭り、悠紀主基の字を書して樹に着け、悉く清素を以て行はせられたり、大嘗會の儉素は、後世之に則とれりといふ。

第十五節 官職の新任と文武の獎勵

天皇即位の明年を以て、天長と改元あり、是月七月、又勘解山使を置く、蓋し諸國凶歉のため、公廩等の處分は勿論、正租及び調庸等未納未進多く、既に前朝に、弘仁十一年以前の未納等は、蠲除し給へしより、國司らに於て、往々濫奸の弊を生せしを以て、之が勘査に充られしなり、二年四月、右大臣冬嗣を左大臣、大納言緒嗣を右大臣となす、

緒嗣は藤原百川の子にて、天皇の外舅なり、茲に至りて式家再び台鼎に列せり、父是より左右大臣を置く、例となれり、是年勅して京都に施薬院を置き、貧者は勿論一般の病を療せしむ、是より先き年々疫病行はれ、死者街衢に充滿し、諸寺に勅して祈禳せしむるも、其効驗なし、時に醫官安倍真直、出雲廣真方あり、其術に精しく、平城帝の御時、大同類聚方百卷を上る、されど當時の世習は、病あるも先づ僧に祈禳せしめ、以て平癒を待つ、蓋し病は物のけ、即ち死靈生靈の如きが、禍する所となすにて、醫療は第二となせしも、茲に至り醫藥の必要を感じ、祈禳と相並行するに至りしは、良醫の出たるに因れるも、亦以て世態の開進なり、殊に此院は、左大臣冬嗣の設立したるにて、後ち仁明天皇の承和三年に、左大臣藤原緒嗣ら六人、左の上表あり、續後紀に、上故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣、情深謙挹、義貴能施、遂乃折割食封千戶、貯收施藥勸學兩院、藤氏諸親絕乏之者、勸學之輩、量班支之、封邑之賞、人歿則已、所以買置田業、散在諸國、創業之始、壞利所輸、不得督促、全入院稟、大臣歿後、巧遲多端、令輸不輸、十而八九、此則物色非分、人情不畏、州縣僻遠、檢覈不由之所致也、中伏望_畧下知國司令加檢送、とあれば數年ならずして、遂に斯る必要の所も、經濟を云々するに至れるは、當時諸國司

を始め怠慢の風習を知るべし、又上野常陸上總を以て、親王の任國となし、守を大守と改む、蓋し上古親王皇子の遠國に赴任し給へるは、皇威發展の爲めなりしも、茲に至りては、全く經濟の點と、藤氏の輩、皇子の排斥を意味せるにて、後ち太宰帥も亦親王の任となれり、是官に任せられし皇子は、其國に赴任あらせらるゝに非ず、京師に在りて其官を帶るのみ、露骨にいへば、其官俸を受るに止まる、國衙は介、太宰府は大式之を擔當せり、故に以上三國の介を、俗に守とも稱して、物語類に往々見えたり、此經濟の擴まる所は、延て介に及ぼし、又諸國の守に及ぼして、遂に揚名の介守となれり、さるからに皇孫に至りては、正に赴任して、諸國の守介以下にも任せられ、桓武帝の皇孫の常陸大椽となり、清和帝の皇孫の武藏介に任じたる等、其一例なり、但し常陸上總上野等は、蝦夷の押へとして、太宰府は唐韓方面の總鎮として、特に親王を任ぜりとは、表面の言草と知るべし、即ち常野總は奥羽に連絡して、阪東の富饒たると、太宰府は九州二島を管領して、唐韓貿易の富源なれば、皇孫のみならず、權勢家の子弟多く之に任せられたるにて、察すべし、されば天長二年に、桓武帝の皇子葛原親王の、其子女に一般平朝臣姓を賜はらん事を奏し、尋て庶子は王號を除かん事を奏請

して、允されたるは、右の理由にて、遂に高見王より高望に至り、阪東八平氏と繁昌したる、嵯峨源氏、宇多源氏、村上源氏等の諸國に蔓延せる等は、此故なり、殊に桓武嵯峨二帝の皇子皇女數多御座ありしより、自然供御の多額を要するより、諸國の歿官領(例せば罪ありて除かれたる食邑或は死歿無主の田園若くは荒廢無毛の土地等は、大概此皇子皇女供料(領地)に供せられたり、されば是らの爲め、時に校田使を任じ又は班田使等發して、諸國の田園等を勘査せしめられたり、蓋し平安遷都に續きて、蝦夷平定し、漸く外國(畿外)の交通便利を得るに従ひ、經濟集中の端緒を啓きしなり。

第十六節 災疫と瑞雲

由來災疫には大小と、天人の異なるあるも推なべて災害となし、之を神祇佛陀即ち神官僧侶に托して、祈禳せしめしは、一の典例の如くなり來るより、諸國の交通彌々便利となれば、之に従ひ災疫の上奏も、亦頻りにて、中には今より見れば災兆と見なすに足らざる者亦多し、例せば殿上に異鳥の飛過るか、又は聲ありといへば、直ちに數僧を召し、又は諸國に勅して大般若經又は金剛般若經とか、種々の讀經なさしめ

らるゝ事、常例にて、短きは一日、長きは一七日、或は三七日に至るもあり、其初は陰陽家の卜定に依て、兵革水旱疾疫等事の輕重に依て、此讀經期日に長短あり、同時に神宮を始め、諸社も奉幣使を發せらる、獨り此御祈には、禍を未萌に禳ふのみにあらずして、地震雷震の後も、是天怒なりとして、之を鎮むるが爲めに行る、されば天長年間には別て行はれ、先づ元年四月に、十五大寺及び五畿七道諸國に勅して、大般若經を讀ませられしを初めとして、頻りに此事あり、四年より九年に涉り、京畿を始め地震數回、其度毎に右の御祈あり、加るに疫癘さへ行はれたれば、六年四月に、諸國頃日疫癘間發して、百姓天死す、出家の功德は、異議すべからず、宜しく百僧を度して、此凶禍を弭ましむべしと勅あるなど、是らの類史上に五月蠅き程載られ、且七年正月には、出羽國より、今月三日辰時大地震地動く響き雷霆の如く、城郭官舎及び四天王寺、六佛像、四王等悉皆顛倒す、城内屋舎仆れて撃れ死する百姓十五人、支體折損の類一百餘人、地の割裂甚多く、大河涸盡して流れ細る事溝の如しと、奏せしかば、尋で詔して、同國當年の租調を免じ、倉廩を發きて賑給すると同時に、五畿七道に勅して、精進僧(精進とは行業精進をいふ)を簡ひ、各國分寺に於て、三ヶ日金剛般若經を轉讀せし

め、且大極殿に百僧を召て、大般若經を一七日轉讀せしめらる、されど災異といふは、上述の如くなれば、止む事なきは當然なるも、猶法驗を示さんとか、毎年薬師寺に於て、最勝王經會を設るを奏請して、許されたり、是ら御祈は、即ち金米布帛を費す事巨多なれば、之を羨みてか、又は災害のみの上奏は恐ありとての事か、諸國より頻々として、瑞雲祥氣等の奏上も、亦頻りなりし、こは前々よりもある事にて、百官上表して賀し奉るも多くは却けらるゝ例なるに、此御代に至り、天長三年に百官上表して、去七月十六日申刻五色の雲ありて、豊樂殿の西に見ゆ、又八月二十八日に、慶雲紀伊國海部郡賀多村に見え、七月七日慶雲筑前國那賀郡に見えたりと賀し奉る、依て天下に大赦し且養老の典を擧げ、百官に祿を賜へり、是よりして、諸國慶雲、若くは木連理の祥瑞等を奏する事、度々にて、其度毎に賜祿の事、是も亦史上に五月蠅き程載られたりされば水鏡に、

ことし(天長二年)浦島の子は歸りしなり、持たりし玉手箱をあけたりしかば、むらさきの雲、西さまへまかりてのちいとけなかりけるかたち、忽ちに翁となりて、はかしく歩みたもせぬほどになりなき、雄略の御代にうせて、ことし三百四十

七年といひしにかへりたりしなり

扶桑略記には、雄略帝時、丹後國與謝郡有水江浦島子者、釣龜水江、化爲女、於是浦島子與女、到常世國海神之都、蓋龍官也(略中)其後欲歸故里省父母、時神女授與玉匣曰、欲再來此者、必勿開斯箱、浦島子還鄉見之、知者無一人、驚怪問人、答曰、聞昔浦島子者、遊海、遂不歸、於是始知其到蓬萊、而急將赴神女所、向海不知在何許(略中)惘然憂之、忘神女言而少開玉匣、紫雲忽出、駭於常世國、浦島子大悔、其貌俄爲老人、遂死于時、天長二年也、從雄略御宇、至此蓋三百四十餘年(略上下)の如き神話的の俗説も出來しなり。

第四章 平安京の繁榮

第十七節 仁明帝踐祚と兩上皇

右の如く災異と祥瑞交互しつゝ、御在位十一年にして、天長十年二月二十八日に御讓位ありて淳和院(一に西院といふ)に移御、尋て尊號を上り、嵯峨上皇に對して後上

皇と申奉る、即ち三月六日、皇太子正良親王御即位あり、仁明天皇天皇降誕の事を續後紀に、母太皇太后宮嘉智子、贈太政大臣正一位橘朝臣清友之女也、太后曾夢、自引圓座、積累之、其高不知極、每一加累、且誦言三十三天、因誕天皇とあれば、其御襦袢の中より既に聖徳を謳歌せるを察せらる、されば天皇に至り、平安京繁榮の端を啓き給へるも、誠に故なきにあらず、さるからに大嘗會には最も盛典を舉られしは續後紀に、十一月癸卯、天皇御八省院、修禋祀之禮、戊辰^{十六}、御豐樂院終日宴樂、悠紀主基共立標、其標、悠紀則山上栽梧桐、兩鳳集其上、從其樹中、起五色雲、雲上懸悠近江四字、其上、有日像、其山上有半月像、其山前有天老及隣像、其後有連理吳竹、主基則慶山之上、栽恒春樹、樹上泛五色慶雲、雲上有霞、霞中懸主基備中四字、其上有西王母獻益地圖及偷王母仙桃童子鸞鳳麒麟等像、其下鶴^{略中}、悠紀之樂標、則大象之背、結構小童、命兩童子、擊書障子、其書曰、周禮曰、旌人當樂也、禮記曰、民勞其舞綴短、民逸其舞綴遠、故觀舞而知民治不、其障子後起烟霞、霞中造抗、隨舞人々出進、而舉其舞、其象之左有一胡人而取象、己巳^{十七}、悠紀獻屏風四十帖、主基獻揮頭華二机、厨子十臺、屏風二十帖、とあり、之を淳和天皇の大嘗會に對比すれば、畏くも大々相違なり、蓋し嵯峨上皇文

雅の聖旨は、延て百般に及ぼしたる結果として、事物皆華麗を競ふに至り、殊に天皇の御實父にわたらせ給へれば、此盛典も、上皇の聖旨に出たるなるべし、之のみならず、嵯峨上皇は御實父の御事とて、萬機に御心添あらせられたれば、後世院政の端緒は、此時に啓かれしなり、されば此時左大臣は藤原緒嗣、右大臣は清原夏野にて、夏野の跡に藤原三守任ぜられしも、共に上皇の聖旨を奉行するに過ぎるが如し、されば是年閏七月、天皇嵯峨上皇及び太后に冷泉院に觀し給ひ、上皇の幸姫大原全子、橘春子、阿保親王の御母葛井藤子等を、從五位下に叙せられ、尋て前上皇、後上皇の淳和院に幸し給ひ、親王以下悉く召て御遊譚あり、文人に幽居山水之題にて、詩を賦せしめ、兩上皇も御製あり、大藏省の綿一万屯を群臣の祿に賜ひ、九月には天皇、上皇と共に栗栖野に幸し給ひ、綿子池に於て、大中臣礖守に其調養する所の集を以て水禽を捉らしめ、日暮還幸あり、扈從の輩に祿を賜ひしを始めとして、常に兩上皇御宴遊を共にし給ひ、且御相互に御謙退なりしは、續後紀に、承和元年、御即位の明年、改元、正月二日、天皇、後上皇の淳和院に朝覲あらせられしに、後上皇中庭に逢迎、拜舞して共に殿に昇らせ給ひ、群臣に酒を賜ひ、音樂を奏し、左右近衛府更に舞を奏し、既にして後上

皇より、天皇に鷹鷲各二聯、嗅鳥犬四牙を進らせられ、天皇還幸には、後上皇殿を降り南屏の下まで送り給ふとあり、鷹犬等を進らせしは、後上皇も天皇も、放鷹を好ませ給ふに依れり、又同書に是月三日に後上皇は、先上皇を冷泉院初め冷然院といふに觀し給ふに、先上皇驚きて中庭に逢迎すとあり、以て御禮讓の厚きを察すべし、且此時先上皇は、御政務を輔け給ひしに、後上皇には元よりさる事なきのみならず、之に對して毫も御不滿の御事なきは亦御和融の一因なるべし、兩上皇既に右の如くなれば、此時上下を通じて、温々として常に春日の如かりしをもて、詩歌管歌等文學技藝の著く發達したると、後醍醐天皇延喜五年に、古今和歌集を勅撰ありしに、其作者は、概ね此御代の人若くは此御代の文運に薰陶せられし人々なるにても知るべし、されば天皇の御事蹟を水鏡に、御才かしく、管絃のかたもいみじくおはしき、すべて御身のういにしへの帝にもすぐれたまひて、くすしのかたなとさへ、ならびたてまつる人なかりしなりとあり、さるからに管絃の名人も多く出來て、承和元年正月仁壽殿の内宴に正六位上、大戸清が横笛の堪能を賞して、特に外從五位下に陞せられ、同十二年正月大極殿最勝會の時、外從五位下尾張濱主、年一百十三にて、龍尾道

上に於て和風長壽樂を舞しに、袖を垂るゝに及びて、恰も少年の如く、閑雅優美なるより、次日再び清涼殿前に召て、舞を奏せしめ、天皇御賞歎ありて、御衣一襲を賜ひしに、左右涙を垂れて優渥に感ぜしと、續後紀にあり、又天皇の御弟源信の事を、今昔物語等に、

今はむかし北邊左大臣と申人おはしける、名信とぞいひける、嵯峨天皇の第十の皇子なり、一條の北邊に住給ひけるによりて、北邊左大臣とは申なり、万の事やんごとなく、おはしける中に、殊さら管絃の道をなん、艶に知給ひたりける、中んづく筆の琴を、ならびなく彈給へり(中略)或夜筆を彈給ひ、曉方になりて、いと有がたき(有がたき)は秘曲の意、手のやんごとなきを取出して、彈給ひ我心にも、きはめていみじと思しけると、前の放出(はなだし)の隔子(かぢ)の上に、物の光るやうに見えければ、何の光にかあるらんと、見給ひけるに、長一尺ばかりなる天人、二三人ありて、舞光りなりけり(中略)誠に奇異にいみじき事なり

とあり、天人云々とは、今より見れば抱腹の至なれど、當時佛教最盛迷信の時なれば、斯いひたるにて、實は天地鬼神をも感動せりといふ意なり、以上にて其一斑を推知

すべし、天皇殊に學問を好ませ給へるを以て、承和元年八月、天皇紫宸殿に釋典を行はせられ、尙書を御宸講あらせられしは、以後恒例となれり、尋て紫宸殿に御し、正四位下菅原清公に、後漢書を侍講せしめられ、承和四年七月、式部省の奏議に大學寮の建議には去天平二年三月の格に、文章生廿人雜任及び白丁聰慧の者を簡取すとあり、今諸生等器岐嶷少く、才晚成多し、文章の遷に應ずるに至りては、皆二毛の初に及ぶ、而して人賢良と雖も、未だ必ず位蔭のみならず、望請ふ白丁文章生も、此出身に預らんとありしに、之を許さる、是よりして文章家漸く盛んなり、されば此時右大臣藤原三守は、幼より大學に入て、經傳を究めしが、身顯貴なるに拘らず、常に途上學生に逢ふ時は必ず馬を下りて接せりといふ、蓋し天皇弊學の餘澤なるべし、又弓馬にも御心を寄せらる、其一二を述んに、御即位の初めに五月五日の節は、事練武にあれば、闕如すべからずと勅して、武德殿に御して、馬射及び種々の馬藝を叡覽あり、明年正月、永安門の裏西掖廊の前に、新たに棚を造りて御射に備へ、紫宸殿の西南廊を毀ちて、箭の道を造り、尋て此所に御して、左右近衛等と共に、賭弓を催され、天皇先づ射て一箭鶴に中る、大臣已下近臣に至るまで、順次射て、其能否に隨て賭物を賜ひ、五月に

は武德殿に御して、四衛府の輩の、馬射馬藝打毬等を叡覽ある事三日、爾後年々時々弓馬の御獎勵あり、承和二年九月には、新たに弩を造らしめ、大臣以下に命じ、朱雀門に於て、諸衛府を召集して、之を試射せしめしに、其南に向て發するに、唯機發の聲を聞くのみにて、矢の去る影を見ず、又其矢の止る所を知らずと、續後紀等になれば、其發矢迅速にして、遠距離に達したる奇巧を知るべし、但し此弩はいかなる製作なるや、後世用いられし弩と、同きや否は、今詳かにする能はざるは遺憾なり、又御即位の初め、五月に、相撲之節、非啻娛遊、簡練武力、最在此中、宜令越前加賀能登佐渡上野下野甲斐武藏上總下總安房等國、搜求膂力人貢進と詔ありて、例年七月の相撲節會には、必ず叡覽あらせられたるにても、英武の御質を兼給へるを拜察すべし。

第十八節 日本後紀と殿上元服及び

御治績の概略

承和元年令の義解就りて之を奏上す、蓋し先朝の勅に依れるも、亦先上皇の叡旨に出しなるべし、續後紀に、

十二月辛巳日五施行天長年中所新撰令義解下詔曰（中）皇猷斯在故知弼成五教衝勸萬方垂拱而理其法令乎（中）事勤遠圖廣存長策以爲法令文義隱約難解前儒記譯方圓遞執豈使三家異說輕重參差二人殊躅舞文弄法永言於此固切宸忭爰勅在朝迺令討覈稽之典藉參之古今迨于滯疑祇稟聖斷或加弁折（中）宜頒天下普使率用畫一之訓垂於萬葉序文あれど略す全文は本朝文粹にあり

とあり當時既に文義隱約難解とありて此事ありしより後世其澤を被る事多々以ていかに治圖に御勵精なりしやは察するに餘りあり弘仁格の條參看されば天皇左大臣藤原緒嗣らに勅して桓武天皇延暦十年より淳和天皇天長十年二月まで即ち桓武平城嵯峨淳和四朝の正史を編輯せしめ承和八年十二月成りて之を上る日本後紀是なり但し此書中古散逸して今傳る所僅に十卷原四十卷なるは惜みても餘りあり又承和十年には古事を知れる散位菅野高年に内史局に於て日本紀を讀ましめられ即ち是年六月朔日に始り明年六月十五日に卒る以て本朝の舊事に叡慮を注かせ給へるを知るべしさるからに承和元年二月に皇弟忠良親王母は百濟俊哲の女に殿上に召て御親ら加冠せしめられしより續て皇子皇孫は大概に殿上

元服をなさしめ給ふされば伊勢物語に在原業平業平は嵯峨天皇の皇子阿保親王の五男の事をむかし男男は業平をいふ（初）冠し（中）仁明天皇の御宇（中）君の惠のふかき故殿上にての元服の事當時其例稀れなるなどあり續後紀に八月辛巳朔天皇御紫宸殿覽芳宜花宴老臣皆有復古之歎云々神皇正統記に我國のさかりなりし事は此頃ほひにや有けん（中）律令は文武の御代よりさためられしかどこの御代にぞえらびとへのへられける（中）令義解をいふとあるにても推知すべし又御治績の一二を述んに續後紀天長十年に武藏國言管内曠遠行路多難公私行旅飢病者衆仍於多摩入間兩郡界至悲田所建屋五宇介從五位下當宗宿禰家主已下少目從七位上大丘秋主已上六ヶ人各割公廩以備糊口之資湏付張出舉以其息利充用云々と奏して許され同書承和二年に太宰大貳小野岑守が建續命院一處以備往來之舍宿但不藉公力恐不得長存乃叙本意供解文續命院檜皮葺屋七宇鼎一口資田百十町伏望府監或主典一人及觀音寺講師勾當其事と奏せしに岑守卒せしが黎毗を恩撫するの厚きを褒して許されたる等從來國司の濫奸に似ざるは亦以て帝徳の然らしむる所當時行旅至難の一斑を述んに承和七年百濟慶仲卒す其略傳中に嘗自東國入都路到

渡頭、争船所、有傑黠人、率黨而來、駭逐諸人、不許俱渡、諸人畏之、不敢抗論、慶仲一揚鞭打之、額皮剝裂、血覆面、惑而仆伏、其黨亦退、諸人大悅、掉舟競渡とあるにても其困難を知るべし、又承和八年に、相模國高坐郡の大領、從六位下勳八等壬生直黒が、管内の貧民に代りて調布三百六十端二丈八尺、庸布三百四十五端二丈八尺、正税一萬千七百七十二束二把を貢進し、飢民に稻二千五百四束を賑給し、爲めに戸口の増益、三千百八十六人に及べるを褒して、外從五位下に陞せられし如き、實に稀有の慈善家の出しにても、いかに民政の淳篤なりしかを察すべし、されど又漫りに寛に失せざりしは、續後紀、承和八年主計寮の解に、貢調の期、越前國は元十一月を期とせしも、承和三年十一月廿三日の符に依て、明年二月を期とし、越中國は元十一月を期とせしも、天長八年十月十五日の符に依て、明年二月を期とし、能登國元十一月を期とせしも、天長十年十月十六日の符に依て、明年二月を期とし、讃岐國元十一月を期とせしも、天長十年十月十六日の符に依て、明年二月を期とし、長門國元正月を期とせしも、天長四年二月十二日の符に依て、四月を期とせしに、伴の五國は、令條に據らず延墮を致し、既に國用を欠くを以て、舊の定限に復せんと奏せしを以て、許され、又前々朝に、壹岐國

の防人を停めしも、承和二年に、太宰府より、壹岐島は遙に海中に居り、地勢隘狹、人數寡少にして、機急を支へ難く、頻年新羅商人來窺、絶えず、防人を置に非んば、非常に備へ難し、依て島人三百三十人に兵仗を帶せしめ、十四所の要害を成らしめんと奏せしを、許されたるの類なり、又前節に述し如く、天皇狩獵を好ませられ、承和十四年十月に、山城國双ヶ丘の東墳は、御遊獵の時々、蹕を駐め四望の地となせしをもて、特に從五位下を授けられし程なれば、一般に狩獵行はれしかば、屢々名蹟社寺等の地に於て、狩りするを禁せられしは、蓋し名蹟保存の聖旨なり、當時一般に狩獵の行はれし一班を述んに、續後紀、承和十年從四位上伴友足卒去の條、其略傳中に、最好鷹犬、與百濟勝義王、同時獵狩、但其用心各不同、勝義王獲鹿、不心分其肉、友足獻御贄、餘偏遺諸大夫、諸大夫とは諸堂上といふに同じ、一鬪不留、由是、諸大夫之戲言、至閻羅王廳、縱以友足、配惡趣、我等救之、必令脫出、謬以勝義、赴津剌、我等亦陳訴、擠墜泥黎とあるにても知るべし。

第十九節 遣唐使と小野篁

承和元年正月、參議右大辨藤原常嗣を持節遣唐大使、彈正少弼兼美作守小野篁を副使となし、判官四人、錄事三人を附られ、二年三月、大宰府に仰て、綿甲一百領、冑一百口、袴一百腰を遣唐舶不虞の備に充しめ、三年二月に、遣唐使の爲めに、北野に於て天神地祇を祀らせ、四月紫宸殿に御して、常嗣篁等に遣唐の錢を賜ひ、五位已上に、賜錢入唐使の題を賜り、詩を賦せしむ、其盛典なりしは、續後紀の同條に、干時大使常嗣朝臣、欲上壽、先候進止、勅許訖、常嗣朝臣避座而進、喚采女二聲、采女擎御盃來、授陪膳采女、常嗣朝臣跪唱平、天皇爲之舉訖、行酒人進、賜常嗣朝臣酒、即跪受、飲竟、降自南階拜舞、還座、旣而群臣獻詩、別有御製、大使賜而入懷、退拜舞、賜大使御衣一襲、白絹御被二條、砂金二百兩、副使御衣一襲、赤絹被二條、砂金百兩、皆淵醉而止とあり、尋て五畿七道名神に奉幣して、遣唐の無異を祈らせられ、又遣唐使に節刀を賜り、且此序てに嘗て入唐若くは留學生の彼地にて卒せる人々八人に、位階を贈らる、中にも故入唐大使藤原清河に從一位、故留學生安倍仲滿、仲磨、後唐にて仲滿と改むは、唐朝にて金紫光祿大夫、右散騎常侍、兼御史中丞、北海郡開國公となり、卒して、此前更に名を朝衡と更む、潞州大都督を贈られたるを以て、正二位を贈らる、大使等京師を發するに及び、右近衛中將

藤原助を攝津國難波の海口に遣して、慰勞せしめられたり、然るに大使等難波を發せしに、畿内頗る大風雨にて、人家を破る事無數なりしかば、特に山階(天智)田原(光仁)柏原(桓武)神功皇后の四陵に勅使を派して、大使の無事を祈らせられ、閏五月には、遣唐使等海上風浪の爲め、新羅國に漂着せんを慮り、武藏權大掾紀三津に、太政官より、彼國執事への牒を齎らし、派遣せしむ、明年三津、歸朝して復奏する所、悉く使命に悖り、剩へ新羅國の爲めに誣られて、通信と稱する如き、不都合あるを以て、官を剝がる、儲遣唐使は右の風雨の爲めに、第一船は肥前に、第二船は同國松浦郡の地に漂着し、第三第四の二船は、海上に破船して、或は肥前に、或は對馬に數人漂着せるのみにて、過半は死亡の慘況に陥る、依て右中辨伴氏長を造船長官、大工正三島公島を造船次官として、太宰府へ遣し、大使等は、一先京師に歸る、四年再び大使ら京師を發するに、又前の如く優渥なる賜錢等ありて、やがて肥前松浦郡旻樂埜を發船せしに、又も風浪の爲めに、第一第四の兩船は、壹岐に、第二船は、值賀島に、皆辛うじて漂着せる由、太宰府及び大使の奏上あるより、勅して遣唐使進發の月より、歸朝の日まで、五畿七道諸國に、海龍王經を讀み、大般若經を轉讀せしむ、やかで遣唐大使の發するに及び、副

使小野篁一人病と稱して發せざりしかば、勘發遣唐使右近衛中將藤原助之を奏せり、依て篁は罪せらる、續後紀承和五年十二月條に、

是日(日十五)勅曰、小野篁、内舍給旨、出使外境、空稱病故、不遂國命、准據律例、可處絞刑、宜降死罪一等、處之遠流、仍配隱岐國、初遣使舶之日、先自定其次第名之、非古例也、使等任之、各駕而去、一漂廻後、大使上奏、更復卜定、換其次第、第二舶改爲第一、大使駕之、こは第一舶は少く水の漏れるより此事ありしなり、於是、副使篁怨懟、陽病而留、遂懷幽憤、作西道謠、以刺遣唐使之役也、其詞率興多、犯忌諱、嗟峨太上皇覽之、大怒、令論其罪、故有此竄謫

とあり、水鏡には、

小野篁を(中)たびくもろこしへつかはさんとせしかども、身に病侍る由など申て、まからざりしに(中)唐へ遣しける文書、詞のつゞきにひかされて、世のためによからぬ事ども、かきたりけるを、さかの法皇御らんじて、大にいかり給ひて、流しかはさせ給ひしなり、同六年正月に、篁あきへまかる、和田の原こきいで、見れば久方の雲井にまかふ沖つ白波とは、此時によみ侍りしなり

とありて、遣唐國書の文詞となせるは誤れり、借六年八月に、大使ら七隻の船を率ゐて、肥前國生屬島(いぶつしま)に歸着し、九月京師に入る、續後紀に、

九月甲午日十六遣唐持節大使參議正四位下行左大辨太宰權帥藤原朝臣常嗣進節刀 乙未日十七天皇御紫宸殿、右大臣藤原朝臣三守、奏大唐勅書、獨召大使常嗣、昇自東階、天顏咫尺、勅曰、遠涉危難之途、平安參來、乎喜賜々都大坐、常嗣稱唯、拜舞庭中、更召殿上、置酒焉、于時使旨及路中艱難、一々以聞、内侍持御被一條御衣一襲、佇立、大臣命常嗣朝臣云、今勅汝銜國命、遠涉滄海、每聞險難、憐愍殊深、仍賜纏頭物、即稱唯拜舞退出

とあり、尋て、大使常嗣を從三位、判官長岑高名を從五位上、同菅原善主を從五位下に陞せ、唐國にて卒せる判官藤原豐並に、從五位上を贈らる、以て當時遣唐の鄭重なるを知るべし、十月に遣唐使持來る所の唐物を神宮に上り、且建禮門の前に幄三所を張立て、唐物を置き、内藏寮官人及び内侍らをして、交易せしめ、名づけて宮市といふ、神皇正統記に、遣唐使(中)歸朝の、ち、建禮門の前に、彼國の寶物の市をたて、群臣に賜はする事もありきとあるは、此事を後世まで語傳へて、其盛況を追想せるを知る

べし、又此時第二船は、後れて七年六月に歸着せり、續後紀に、遣唐第二船、海中遇逆風、漂着南海賊地、相戰之時、所得兵器五尺鉞一枚等、獻之、不似中國之兵仗とあれば、正敷南洋の蕃地を経て歸航したるなり、倭篁も七年六月に赦免あり、續後紀に、七月辛酉十七日、流人小野篁被黃衣以拜謝とあり、水鏡には、七年六月に、小野篁めしかへされて、未だ位もなかりしかば、黃なる上の衣きてぞ京へはいれりしとあり、當時服色の制一斑を知るべし、此赦免は、篁先きに隱岐に配せらるゝ途次、謫行吟七十韻を賦す、其秀麗人々傳誦せるより、遂に叡聞に達したりといふ、即ち續後紀承和八年閏九月に授無位小野朝臣篁正五位下、詔曰、篁雖期奉國、猶悔失晨、朕願惟舊、且愛文才、故降優賞、殊復本位とあれば、左もあるべし、されど是のみにあらず、内部よりの哀訴もありしならん、とは此時右大臣藤原三守の女が、篁の妻室なるに、三守の夫人は橋清友の女にて、嵯峨皇后の御妹、即ち天皇御外戚たると、其女美都子は、嵯峨上皇の尙侍たれば、此人々の哀訴も、與かりて力ありしに相違なし、序てに、篁が三守の女を娶れる文は、本朝文粹にあるを、左に述べて参考に資せん、但し同書に野相公とあるは、即ち篁にて、後ち參議左大辨に累進せるより、斯くいふなり、同書奉右大臣(三守)書に、

學生小野篁誠恐誠惶謹言、窃以、仁山受蘆、涑漢之勢寔峙、智水容露、灌浴之潤良流、是以尼公(孔子)結好於繆繼之生、呂公附嬪於驛亭之士、剛柔之位、不可得失、配偶之道、其來尙矣、傳承賢第十二娘、四德無双、六行不欠、所謂君子之好仇、良人之高媛者也、篁非馬卿、彈琴未能、身非鳳史、吹簫猶拙、獨對寒窓、恨日月之易過、孤臥冷蓆、歎長夜之不曙、幸願蒙府君之恩許、共同穴偕老之義、不堪霄蛾、拂燭之迷、敢切朝藿、向曦之務、篁誠惶誠恐謹言

とあり、今より考れば、甚突飛の仕方なれど、先きに述たる西道謠を賦して、遣唐使の舉を嘲りたると、世繼物語に、

今はむかし、嵯峨の御門の御時に、内裏に札をたてたりけるに、無善惡と書たりけるを、御門、篁によめと仰られければ、よみにはよみ候ひなん、されど恐候上は、え申候はじと申ければ、唯申せと、度々仰られければ、善惡(嵯峨)なくばよけん、とよみたりけるに、是は、あのれがはなちては、誰か書んとて、とくにおこなる人になりけり、篁さればこそと申(中)其時に御門何にてもかきたらん物はよみてんやと仰られければよみ候ひなんと申ければかたかなのねもじ十二書たるこれをよめ

とありければ篋子し々のこのこじ、ねこのこのこねことよみたり云々とあり、後半は後人の附會ならんも、善悪云々は蓋し實事にて、畢竟するに篋思ふ事は必ず發する性質なるを證するに足る、但しさがなくばといへば、御脱履後萬機に猶御補助あるを、或る一部には内々蹙眉せるもありしを察知せらる。

第二十節 兩上皇の崩御

承和六年より、後上皇御惱に罹らせ給ひしに、七年五月に至り、彌々重らせ給ひしかば、御願として御髮飾あらせられ、且皇太子に詔して、崩御の後事は、一切薄きに從へ、諸儀を全廢し、且茶毘に付し、御骨を粹きて粉となし、之を山中に散すべしとありて、八日に崩御あり、實算五十五、此夕山城國乙訓郡物集村に葬る、遺詔に依て火葬して、御骨碎、奉散大原野西山嶺上と續後紀等に載たり、實にいふに忍びざる程、恐れ多き御事なれど、當時佛教迷信の弊、其極に達せりといふべし、畏こけれど、至尊すら右の如くなれば、自余の輩が迷信の餘り、いかなる事をなせしやは、想像に餘りあり、此前年より、先上皇も亦御惱にて、名社大寺等の御祈數々なりしも、其効なく、九年七月に

彌々重らせ給ひたれば、遺詔あり、續後紀七月條に

余昔、以不徳、久忝帝位、夙夜競々、思濟黎庶、然天下聖人之大寶也、豈但愚憊微身之有哉、故以萬機之務、委於賢明、一林之風、素心所愛、思欲無位無號、詣山水而逍遙、無事無爲、翫琴書、以洗泊、後太上帝陛下、寄言古典、強我尊號、再三固辭、遂不獲免、生前爲傷歿後如何、因茲除去太上天皇之葬禮、欲遂素懷之深願、故因脩古事、爲之制、名曰送終、曰夫存亡天地之定數、物化之自然也、送終以意、豈世俗之累者哉、余年弱一刻、寒痾嬰身、服石變熱、頗似有驗、常恐大傷不期、禁口無言、是以畧陳至志、凡人之所愛者生也、所傷者死也、雖愛不得延期、雖傷誰能遂免、人之死也、精亡形銷、魂無不之、故氣屬於天、體歸于地、今生不能有堯舜之徳、死而何用重國家之費、故桓司馬之石槨、不如速朽、楊王孫之爵葬、不忍爲之、然則葬者藏也、欲人之不得見也、而重以棺槨、繞以松炭、期枯骨於千載、留久容於一壙、已乖觀真之理、甚無謂也、雖流俗之至愚、必將咲之、豐財厚葬者古賢之所諱、漢魏二文是吾之師也、是以欲朝死夕葬、夕死朝葬、作棺不厚、覆之以席、約以黑葛、置於床上、衣衾飯噲、平生之物一皆絕之、復歛以時服、皆用故衣、更無裁制、不加纏束、着以牛角帶、擇山北幽僻不毛之地、葬限不過三日、無依卜筮、無拘俗事、謂は諡誄及

舍咒願忌等の類夜刻須向葬地院中之人可着喪服而給喪事天下吏民不得着服而供事今上者一七日之間得服衰經過此早釋(中)後世之論者若不從此是戮屍地下死而重傷魄而有靈則冤悲冥途長爲怨鬼忠臣孝子善忘君父之志不宜違我情而曰他不在此制中者皆以此制依類從事

とあり十五日嵯峨院に崩御寶算五十七蓋し上皇嘗て最澄空海等に就て止觀の玄理に徹底あらせられしをもて右の遺詔ありしなり依て遺詔に従ひ百官及び諸國に仰て舉哀素服の禮を停め嵯峨院北山の地を卜し十六日是に葬り商布二千段錢一千貫文を以て御葬料に宛たり。

第二十一節 廢太子の變

嵯峨上皇御葬送の翌日一變事起れり續後紀七月十七日條に

是日春宮坊帶刀伴健岑但馬權守從五位下橋逸勢等謀反事發覺令六衛府固守宮門并内裏遣右近衛少將藤原朝臣富士鷹右馬助佐伯宿禰宮成率勇敢近衛等各圍健岑逸勢私廬于時伊勢齋宮主馬長伴水上來在健岑廬有嫌疑同被捕又召右近衛

將曹伴武守春宮坊帶刀伴甲雄令解兵仗五人分付左近衛左衛門左兵衛三府並衛柵禁任左右京職警固街巷令固宇治橋大枝道山崎橋淀渡先是彈正尹三品阿保親王緘書上嵯峨大后天皇の御生母橘嘉智子喚中納言正三位藤原朝臣良房於御前密賜書以轉奏之其詞曰今月十日伴健岑來語云嵯峨上皇今將登遐國家之亂在可待也請奉皇子入東國者書中詞多不可具載 庚戌十八遣參議左大辨正躬王參議右大辨和氣朝臣眞綱於左衛門府推勘橋逸勢健岑謀反之由日暮不得問究明日究問罪人奏其日記捕春宮坊舍人伴氏永付右衛門府健岑之從弟 壬子二十遣左大辨正躬王右大辨和氣朝臣眞綱於左衛門府拷問逸勢健岑等とあり又水鏡には

十七日に平城の御子に阿保親王と申人さかの太後の御もとへ御せうそくを奉りて申給ふやう春宮の帶刀にはみねと申ものまうてきて太上天皇すてにうせ給ひぬ世の中のみだれ出來侍りなんぞ東宮を東國へわたし奉らんと申山をつけ申給ひしかば忠仁公良房の諡號の中納言と申てはせしを太后よび申させ給ひて阿保親王の御文を帝に奉り給ひきこの事ははみねと但馬權守橋逸

勢とはかれりける事にて、東宮はしり給はざりけり(中)此但馬權守と申は、世の人
きせいとぞ申云々

とありて、嵯峨上皇の崩御に依て、俄かに思立し如くなるも、十日に思立と續後紀に
あるは眞なるべし、備右に付て、忽ち廢太子の御決行あり、後續紀に、

乙卯二十勅使左近衛少將藤原朝臣良相率近衛三十人(紀略に四十人)固守皇太子
直曹于時天皇權御冷然院、皇太子從之、喚集帶刀等、令脫兵仗、積置勅使前、右兵衛陣
下、張幄一字、散禁坊司及侍者帶刀等於其中、遣左衛權佐藤原朝臣兵雄、右馬助佐伯
宿禰宮成率近衛、大納言藤原朝臣愛發、中納言藤原朝臣吉野、參議文室秋津、幽於院
中、是日詔曰、現神止大八洲國所知須倭根子天皇我詔止萬宣御命乎親王諸王諸臣
百官人等天下公民衆聞食與宣不慮爾太上天皇崩爾依天晝夜止无久哀迷比焦禮
御坐爾春宮坊乃帶刀舍人伴健岑伊隙仁乘天與橘逸勢合力天逆謀乎搆成天國家
乎傾亡須止此事波乎皇太子波不知毛在毛止不善人仁依天相累事波自古言來留物利
又先々毛仁令法師等天呪咀止云人多利隱庇乎撥求女事乎不欲奈之天抑忍近日毛
或人乃云屬坊人等毛有謀止云若其事乎推究波恐波不吉事乃多有无事乎加以後

太上天皇乃厚御恩乎願毛天那究求女事乎不知奴今思久波直仁皇太子乃位乎停天
彼此無事波善久有止之思女須之又太皇太后乃御言毛如此久奈思奴保世故是以皇太
子乃位乎停退介賜不又可知事人止爲天奈大納言藤原愛發波乎廢職天京外仁中納
言藤原吉野波乎太宰員外帥仁春宮坊大夫文室秋津波乎出雲國員外乃守爾任賜比宥
賜止不宣(中)丙辰四日廢皇太子劍四口納袋、付勅使右近衛少將藤原朝臣富士麿進藏
人所、二口納珠繩紀略に珠總袋二口納帛袋、勅遣使於嵯峨山陵告廢皇太子狀(中)戊
午六日集廢坊諸人等於右衛門陣庭、詔曰(中)搜求事理爾於皇太子天無所避之因茲
皇太子(中)退給止不巳畢奴相隨人等其罪不輕理湏法乃隨爾罪之給倍之然而御心有所
思行毛天奈殊冤免給坊佐官以上及侍人藏人諸近仕者等又司乃長以上波乎皆流罪爾
當給

とありて、春宮大進藤原高直駿河權介に迂されしを首として、凡て六十餘人なり、又
橘逸勢は本姓を除き、非人として伊豆國に、健岑を隱岐國に配流す、逸勢の本姓を除
かれしは、蓋し嵯峨太后の爲めに諱れしなり、備廢太子の狀は續後紀に、

甲戌八月十日遣參議正躬王、送廢太子於淳和院、備前守紀長江、自院逢迎、其儀駕小車

出禁中、到神泉良角、駕牛車、先是童謠曰、天波爾琵琶乎、打留玉兒率枯乃坊爾牛車波善
氣平 夜辛莒乃小莒乃革成云々

又水鏡には前文の續きに、

東宮ちそりをち給ひて、太子をのがれんと申給ひしかば、帝、此事は、こはみねが、ひ
 とり思立つる事なり、東宮のあやまりにあらず、とかく思す事なかれとて、たゞも
 とのやうにて、おはしまさせ中ことし十六にぞなり給ひし中帝冷泉院に行幸
 ありて、すゞませ給ひしに、東宮もやがて參らせ給ひたりしに、いつかたよりとも
 なく、ふみをなげいれたりき、こはみねが、東宮ををしへ奉りたることゞもありし
 かば、にはかに東宮のつかさ、たちはき、をもと人など、百餘人とらへられて、東宮を
 淳和院へかへし云々

とあり、偕健岑が云々せるよりして、此變事の起りしなれば、何人か、皇太子を奉じて、
 陰に廢立を謀れるに似たるも、先づ主謀と見做さるゝ人なきのみならず、健岑と逸
 勢の二人は、此事を企てたるに似たるは、實に不可思議の極なり、何となれば、健岑元
 來さる企てなとすべき、勢力ある者に非ず、逸勢とても、僅かに但馬權守にて、些の勢

力なきのみならず、當時はいかなる身上かといふに、文德實錄逸勢贈位の條の、傳略
 に、逸勢者、右中辨從四位下入居之子也、爲性放誕、不拘細節、尤妙隸書、宮門榜題、手迹見
 在、延曆之季、隨遣唐使、入唐、々中文人、呼爲橘秀才、歸來之日、歷事數官、以年老羸病、靜居
 不仕とあれば、此時既に閑居且病弱の人なれば、此人も亦斯る企てをなすべくもあ
 らず、縦企てたりとも、實行はならざるべし、されば同書右の續きに、承和九年、連染伴
 健岑謀反事、掠拷不服とあれば、此獄の連坐なるのみ、殊に掠拷するも服せずとあれ
 ば、嫌疑の廉々の糺彈に、拷問に逢しも、其嫌疑にだも服せざるなり、服と屈との別を
 察せよ、且宮門の榜題手迹見在、即ち宮門の額に、逸勢の書たるは、文德天皇御即位の
 嘉祥三年まで、依然として掲げ在しにて、こは筆蹟の秀麗なるに依れるとせんも、そ
 も宮門は、畏くも至尊の通御あらせらるゝなるに、姓氏をだも剝れたる叛人の筆蹟
 を、撤却せずとは、頗る考ふべき題目にて、即ち逸勢の罪は、廢太子の御事情より、内實
 は、止むを得ざる、換言すれば一時犠牲に供せられしなれば、彼額字は、之を撤するに
 忍びざりし故なるべし、ざるからに、文德天皇御即位の初め、逸勢に正五位下を贈り、
 本郷に歸葬するを免るさる、こも又嵯峨太后崩御に付ての、特赦恩なりといはんも、

仁壽三年に至り、重て從四位下を贈られ、且其崇りさへ云々するに至りては、倍々一時の冤を證するなり、さらば此獄の主謀はといふに、主謀はなし、蓋し此獄たる、實は廢太子即ち文德立太子のために、藤原良房一派の、計策に出しならん、勿論是より先、密々に計畫しつゝありて、其時機を待居たるなり、そは天皇御即位の初、恒貞親王(御母は嵯峨天皇第一皇女正子内親王)を皇太子となし、尋て皇太子、天皇に朝覲あり、續後紀に、天皇御紫宸殿、皇太子始朝覲、拜舞昇殿、東宮采女羞饌未及下箸、勅賜御衣、受之拜舞早退、以當日須拜謁兩太上皇也、于時皇太子春秋九齡、而其容儀禮數如老成人云々、とありて、饌を羞め、未だ箸を下すに及ばざるに云々、早退とは、縦へ兩上皇の拜謁の事あるためとは申せ、眞に形式的の朝覲にて、御歷代に稀有の御事なるは、正敷御内々は御不協、即ち此立太子は、嵯峨上皇の、淳和上皇に對されて、俗にいふ御義理立て(淳和上皇も嵯峨上皇に御義理立てなり)の御事にて、天皇の御眞意に非ざりしを察せらる、殊に容儀禮數老成人の如しといふに至りては、或る一派の輩が感歎し奉ると同時に、良房一派の憚りし所ならん、續て是年七月田邑親王(文德天皇朝覲あり、同書に、第一親王田邑朝覲、于時春秋七歲、而動止端審、有若成人、觀者異之)とあり、但し此

書は、清和天皇天安五年に、春澄善繩等、勅を奉じて撰著奏進する所にて、御父帝の御幼時を記し奉るなれば、敬重の筆といはんも、去乍ら、必ず當時、或る一派の傳ふる所を探りしに、相違なく、且御生母は藤原冬嗣の女なれば、良房一派の唱道せし所に相違なし、既に兩親王共に、御英明の御質なれば、廢立を謀らんにも、口の藉くべきなきをもて、斯く疑獄を構成せるにて、水鏡に、帝冷泉院に行幸あり云々、東宮もやがて參らせ給ひたりしにいつかたよりともなくふみなけいれ云々、こはみねが東宮をしへ奉り云々とあるにても、其計畫に苦心の程は察せられたり、されば八月四日左大臣藤原緒嗣を始め、道康親王立太子の奏表に、系當正統性有溫恭とあるにても、即ち同く英明なる兩皇子なれば、御年少にても、當今の御嫡子、即ち正統を奉ぜんとの冀望は、表白せられたり、續て翌承和十年十二月、文室宮田麿の獄も此事に連坐せしなるべし、續後紀十二月二十二日條に、散位從五位上文室朝臣宮田麿從者陽候氏雄、告宮田麿將謀反、遣内豎喚宮田麿、即副使、參藏人所、即禁宮田麿于右衛門府とあり、是亦散位即ち閑散の人なる上に、僅かに從五位上なる人の謀反云々とは、頗る疑はしく、且同書に據れば、二十六日に左中辨良峯本連、右中辨伴成益を遣して、宮田麿を鞠

問せしめ、同時に、其私第を檢索せしめしに、京の宅には弓十三張、胡籥三、矢百六十枚、劔六口、難波の宅には冑二枚、零落の甲二領、劔八口、弓十二張、胡籥十具、鉾三柄ありしを、右近衛府に召上たる外は、連累共謀等の入會てなし、されど謀反といふ罪案にて、宮田鷹は死罪を減じて、伊豆國に、其子内舍人忠基は佐渡國に、次子安恒は土左國に、從者二人は越後と出雲に配流せられたり、いかに當時文弱の世態なりとて、二十餘張の弓や百六十の矢と、十餘口の劔などにて、何程の事の成るべき、殊に甲冑は零落の物二領に過ぎず、健岑といひ、宮田鷹といひ、共に罪案程の企畫あらざりしは、推知するに足る、想ふに、此輩、殊に健岑は春宮御附の人なれば、窃かに廢立の企畫ある色を察して、憂憤の餘り、若しも貴體に禍害の及ぶべきかを、陰乍ら慷慨して、今の内に、東國にても避け給ふ方、安全ならんと、口外せし位の事なるべく、宮田鷹亦、其族文室秋津が罪されしを、云々せし位の事ならん、偕此廢太子の計畫は、藤原良房なるべきも、自らは表面に立ずして、阿保親王其他を表面に立しめたるは、其權略中々に巧妙といふべし、そは冬嗣の女、即ち良房の妹は新太子の御生母たるにても、當時内部の事情は推するに餘りあり、且明年(承和十一年)左大臣藤原緒嗣罷むに及び、七月に右

大臣源常陸(嵯峨帝の皇子)を左大臣に、大納言橘氏公を右大臣に陞せらる、其詔に、橘氏公波於朕天近親爾毛在奉仕倍支次爾毛在爾依天右大臣爾治賜とあるは、御外戚御信任は勿論の事なるも、亦此事に參與したる故にてもあるべし。

第二十二節 新設の御修法と奏瑞

最澄空海の二人、新宗派を開き、御崇敬を博せしより、漸次隆盛を極め、從て臨時の法會も、頻繁たりしに、天長十年には、東大寺の泰善、是より先き文殊會を行ひつゝありしを、此年勅して、始て文殊の影像、類聚國史には摸像とありを造らしめ、之を宮中に安置して、文殊會を行はしめ、後例となせしに、承和二年には、更に諸國に勅して、文殊會を修せしめ、救急稻の利米三分の一を割きて、其料に充しむ、是諸國文殊會の初めなり、是年十二月、天皇清涼殿に御して、佛名經を禮し給ふ事三夜、尋て承和五年十二月、律師靜安、大法師願安等を清涼殿に召して、佛名懺悔を修せしむる事三日三夜、之を内裏佛名懺悔會の初めとなす、又承和六年に、入唐留學僧常曉、齋し歸る所の大元帥の像を獻ぜるをもて、明年、常曉、山城國宇治郡法琳寺は、地勢閑燥にして、大法を修

するに適す、依て此地に大元帥の像を安置し、永く鎮護國家の法を修せんとの請を允じ、は大元帥修法の初めにて、毎年正月、後七日法と共に、後世まで勅會として斷絶なし、此常曉は元亨釋書に、

釋常曉、山州小栗栖路傍棄子也、稍長、師事元興寺豐安、承和元甲寅、入唐到淮南廣陵縣館、遇栖雲寺文璿、稟密教、乃文宗大和八年也、(中略)又謁花林寺三教講誦、大清算照、請益密奧、照授以阿闍梨位、從受大元帥秘法、此法彼國不出都下、畿外諸州不許修供、(中略)明年歸、(中略)官於小栗栖故里法琳寺、修元帥法

とあり、又文殊會も入唐留學僧圓仁(慈覺大師)に依て、遂に比叡山に文殊閣造營せられて、専ら天台宗の執行する所となれり、元亨釋書に、

釋圓仁、姓壬生氏、野之下州都賀郡人也、(中略)延曆十三年生、是日紫雲覆產屋、同郡大慈寺僧廣智、(中略)怪喜而不言其端、(中略)仁幼喪父、(中略)遂付兒干智、(中略)智將仁、登叡岳、與傳教大師、(中略)時年十五、大同三歲也、(中略)教以止觀大定妙慧、亦試曰、吾常弘傳二諦不生不滅之旨、而世人解真諦不生滅之理、未解世諦不生滅之義、汝以此法、流傳世、(中略)承和二年、(中略)朝廷賜入唐請益之詔、其冬又夢教告曰、汝入大唐、索大法、密教之中、先詢天部、台宗之

中、先問中道、五年六月二十二日、從大使尙書右丞藤常嗣、上第一船、七月二日着唐國揚州海陵縣、則文宗開成三年也、(中略)有一僧、從上都來、號宗叡、通悉曇、仁從之、習梵學、又有全雅、能解密教、就受灌頂、得兩部曼荼羅、諸尊壇規、佛舍利等、四年大使促歸、不得辭、迸風俄吹、還海州縣、(中略)凡住長安六年、多得念珠經書道具等五百五十九卷二十一種、會昌五年武宗毀佛法、六年崩殂、明年宣宗即位、(中略)軍喋至、曰日本沙門宜歸本邦、(中略)九月着太宰府、今歲唐大中元年、本朝承和十四年丁卯也、(中略)仁禮五臺山、初至中堂之上、池中有文殊石像、拜已向西臺相去、(中略)又禮南臺、黃昏忽見聖灯一點之光、普照五臺、心中思言、若穩還國、必建文殊閣云々

とあり、水鏡には、嘉祥元年三月二十日、こは入京の日なり、に、慈覺大師唐より歸り給ふもろこしにおはせし間、惡王に會奉りて、かなしきめどもを見給ひりし也、佛經をやきうしなひ、聖法師を還俗せさしめ給ひしありにあひて、此大師も、男になりて頭をつゝみておはせしなり」とありて、蓋し圓仁留學中、唐朝廢佛の時に際會し、頗る困難せしも、文殊佛の加護に依て、恙かなきを得たりと吹聴して、文殊閣を造營せしならんも、亦新修法興立の志望なり、さるからに、年々諸國より凶變の上奏ある毎に、寺

信讀經は、漸次大層の事となり行きつゝあるに、僧らも其効験のなきを覆はんとてか、百官に雷同して、祥瑞等を奉賀するに至る。其略は、承元十五年六月に、太宰大貳紀長江等奏して、管下豊後國大分郡の擬少領膳伴家吉が、同郡寒川石上に於て獲たる、白龜を獻ぜしに、百官祥瑞なりと奏覽せしに、天皇嘉祥の美は恃まざる所と、之を斥け給ひしも、重て百官上表して、豈祥符顯慶は没して聞るなからしめんやと、奏するに當り、僧綱（僧綱とは僧官を帶る者をいふ）等共に上表して、祥瑞を奉賀せり、因りて之を御嘉納ありて、嘉祥元年と改元せり、されば是より先き、承和七年に、伊豆國より同國賀茂郡造作嶋は、本上津嶋といふ、此嶋の鎮坐阿波神は、三島大社の本后、又物忌奈乃命は即ち前社の御子神なるをもて、新に神宮を作る、こは承和五年七月五日の夜山火し、上津嶋左右海中燒炎野火の如く、十二童子互に炬を取り、海に下りて火を放ち、諸童子潮を履む事地の如く云々と奏せしかば、十月に、奉授無位阿波神物忌奈乃命並從五位下、以伊豆國造作嶋靈驗也と續後紀にあり、火山の變動偶ま海島にありしを、十二童子云々など附會して奏せしに、之を靈驗なりといふに至りては、可笑の至なれど、當時僧侶らが、社會の異事を以て、悉く諸佛の所爲と唱導して、彌々迷信

を博せる一斑を知るべし、されば承和十一年に、文章博士春澄善繩、大内記菅原是善等、大納言藤原良房に就て、先帝曰、世間之事、每有物怪、寄崇先靈、是无謂也云々と、物怪ある毎に、君主宰臣行を慎み、徳を修むるの古訓に反し、漫りに僧徒に讀經せしむるの不可を諫めしも容れられず、僧侶ら猶も君寵を得ん手段なるか、嘉祥二年三月に、興福寺大法師ら、天皇四十の寶算を賀し奉るために、聖像四十軀（を）を造り奉り、金剛壽命經四十卷を寫し、即ち四萬八千卷を轉讀し畢り、之に、更作天人不捨芥、天女罷紀畧には天衣羅（に作る）拂石、鬪擊御藥、俱來桓候、及浦島子暫昇雲漢而得長生、吉野女眇通上天而來且去像、副之長歌、奉獻と續後紀にあり、且其長歌に付ては、夫倭歌之林、比興爲先、感動人情、最在茲矣、季世陵遲、斯道已墜、今至僧中、頗存古語、可謂禮失則求之於野、故採而載之、と同書にあれば、其叡感の程は察すべし、依て此大法師らを、右大臣藤原良房の策に寓居せしめ、右近衛少將橘眞直を遣し、勅を宣し物を賜ふ、尋て參河國守は白馬四十疋、牛四十頭、支干（ちま）四十斛を獻じて、寶算四十を賀し奉りしに、藥師寺の僧ら、藥師經四十卷を繕寫して上り、以て寶算を賀し奉る、依て又物を賜はり之を賞し給ふ、斯く僧侶の御眷遇渥かりしは、蓋し彼ら年々に唐土留學歸朝せる輩が、種々の

新修法所謂新知識を齎し來れるを以てなり。

第二十三節 御惱と母子草の童謠

嘉祥三年二月朔、聖躬不豫、皇太子侍殿上、公卿悉候、と續、後紀にあれば、是日御惱にならせ給ひ、しかも御輕症ならざるを察せらる、尋て五日條に、御病殊劇、召皇太子及諸大臣於床下、令受遺制、遣四衛府及内豎等、或賚御衣、或賚綿布、分散四方、誦經諸寺、左右馬寮御馬六疋、奉鳴下上松尾等名神、放諸鷹犬及籠鳥、唯留鸚鵡、又下知近江國、禁諸殺生、緣梵釋寺修延命法也、請僧綱十善師及有驗者於御簾外、令奉加持、以絹十二疋、爲續命幡、懸十二大寺刹云々と續、後紀にあれば、俄に重らせ給へるなり、然るに同書六日條に、大法師眞頂、北山道士(後世の修驗なり)觀善と、御簾中に入て加持し奉るに、觀善誓つて、御病を除かざれば、更に座を起ず、復た飲食せずといひしとあり、以て彼らが世上に誇唱する態を察すべし、尋て十五日、名僧六十口を紫宸殿に召て、三ヶ日を限り大般若經を轉讀せしめ、天台座主圓仁(慈覺大師)及び定心院十禪師等を、仁壽殿に召て、文殊八字法を修せしめ、二十二日、三論宗少僧都實敏、法相宗大法師明詮、天台宗

大法師光定、總持門大法師圓鏡等を、清涼殿に召て、法華經を講ぜしめ、二十七日、京都及び平城の四十九寺に、勅使を派して、續命幡四十旒を以て、各寺柱に懸け、三ヶ日を限り延命法を修せしめ、又豐樂院に於ては、眞言僧に護摩法を修せしめ、三月五日には、名僧百口を紫宸殿に召て、三ヶ日大般若經を轉讀せしめ、且帝釋の像百鋪を畫かして、百ヶ寺に安置し、以て御惱平癒を祈らしむ、十一日には、大法師道詮等を召て、天皇永不殺生戒を請給ひ、且破壊の寺院百院を修理し、十九日には、清涼殿に於て、七佛藥師法を修せしめ、七佛像を御簾前に懸け、七重の輪燈を庭中に立て、紫宸殿南庭に於て、新たに十人の僧を度す、但し是より先きも、詔ありて五百人を度せり、以上の如く、御惱平癒の此祈は、殆ど諸宗競争の態にて、其盛んなる事、御歴代稀有の事なり、殊に是日、天皇御落傷あり、同時に皇子中務卿宗康親王、阿波守源多の二人落傷ありたり、されば、後世儒者の論に、天皇佛に淫せるを惜むとあるも、其故なきに非るなり、二十一日、遂に崩御ある、寶算四十一、二十五日、深草の山陵に葬り奉る、其儀極めて薄きに從ひ、綾羅錦繡の類を止めて、代るに、布帛を以てし、鼓吹方相等の儀を悉く廢停あり、皆遺詔を奉せしなり、續後紀に、天皇の御事畧を、帝叡哲聰明、苞綜衆藝、最耽經史、

講誦不倦、能練漢音、辨其清濁、凡厥百家、莫不通覽、兼愛文藻、善書法、學淳和天皇之草書、人不能別也、並工弓射、至鼓琴吹管、古之虞舜漢成不之過也、留意醫術、盡諳方經、帝自從少小、聖躰疴羸、然而負辰之年、既登十八、仙齡之算、亦踰四十、求諸中古、應無慙德、蓋由修善行仁服食輔養之力者歟とあり、能く簡にして盡せりといふべし、されば二十八日に、御近臣左近衛少將良峰宗貞遁世して僧となる、文德實錄に「宗貞先皇之寵臣也、先皇崩後、哀慕無已、自歸佛理、以求報恩、時人愍焉」とあり、後ち僧正に任ず、世に僧正遍昭といふは此人なり、明年仁明先皇第七皇子常康親王、及び正三位藤原貞子も落髮す、共に先皇哀慕の餘りに出たり、殊に貞子は同書に「貞子者先皇之女御、風姿魁麗、言必典禮、宮掖之内、仰其德行、先皇崩後、哀慕追戀、不肯飲食、亂容端削、臥頭之下、每旦有涕泣之處、左右見之、不堪悲感」とあり、又是年三月十日、右大臣藤原良房東都の第に、名僧を招き法華經を講ぜしめ、畢りて諸公卿と共に懷舊の詩歌を賦す、同書に「往年先皇有聞大臣家園櫻樹甚美、戲許大臣、以明年有翫其花、俄而仙駕化去、不遂遊賞、所期之春、今日是也、花是人非、不可堪悲、公卿大夫賦詩述懷、或和歌歎逝」とある等、いかに聖德の人心に徹せしやは察せらる。

然るに五月四日、是より先き嵯峨太皇太后も御惱なりしに、是日崩御ある、文德實錄に、

五月壬午^日葬太后于深谷山、遺令薄葬、不營山陵、先是民間訛言云、今茲三月三日、不可造饌、以無母子草也、識者聞而惡之、至于三月、官車晏駕、是月又有太后山陵之事、其無母子草、遂如訛言、此間河野有草、名母子草、二月始生、莖葉白脆、每屬三月三日、婦女採之、蒸擣以爲餅、傳以爲歲事、今年此草、非不繁生、民之訛言、天假其口

とあり、母子草は俗川原よもぎといふ、今の餅草にて、三月三日の草の餅の、由來久敷を知るべし、偕此太后は世に檀林皇后と稱へ奉り、今に至るまで、其淑徳を欽慕し奉る、其御事略は文德實錄に、

太后姓橘諱嘉智子、父清友、少而沈厚、涉獵書紀、身長六尺二寸、眉目如畫、舉止甚^{みまじ}都^{みやこ}寶龜八年、高麗國遣使修聘、清友年在弱冠、以良家子姿儀魁偉、接對遣客、高麗大使獻可大夫史都蒙、見之而器之、問通事舍人山於野上云、彼一少年爲何人乎、野上對、是京洛一白面耳、都蒙明相法、語野上云、此人毛骨非常、子孫大貴、野上云、請問命之長短、都蒙云、三十二歲有厄、過此無恙、其後清友娶田口氏女、生后、延曆五年、爲內舍人、八年病終

於家時年三十二、驗之、果如都蒙之言、后爲人寬和、風容絕異、手過於膝、髮委於地、觀者皆驚、嵯峨太上天皇初爲親王、納后、甞遇日隨、太上天皇登祚、弘仁之始、拜爲夫人、先是數日、后夢、出自針孔、立左京市中、六年秋七月七日、后又夢、着佛瓔珞、居五六日、立爲皇后、十四年、天皇禪位於淳和皇帝、尊天皇爲太上天皇、皇后爲皇太后、仁明天皇受禪、尊皇太后爲太皇太后、追贈后父太政大臣正一位、母正一位、后自明、泡幻、篤信佛理、建二仁祠、名檀林寺、遣比丘尼持律者、入住寺家、仁了助其同德、施捨五百戶封、以充供養、后亦與弟右大臣氏公朝臣議、開學舍、名學館、一書に官ともあり、院、勸諸子弟、誦習經書、朝夕、閣々拾芥抄に學、館院は淳和上皇離宮或云橘太后宮とあり、時人以比漢鄧皇后、初法華寺有苦行尼、名曰禪雲、見后未笄、就把其臂云、君後當爲天子及皇后之母、后竊記之、遂生仁明天皇及淳和太后、追想尼言、訪其所在、尼時既亡、及仁明不豫甚篤、后哀戚毀容、遂剃髮爲尼、求冥救也、天皇崩後、相尋而后亦崩、時年六十五、后正位之後、專務化導、宮闈之内、陰教邕穆、朝野稱之、嵯峨天皇、特加敬重、親愛甚密、故老相傳、伊豫國神野郡、昔有高僧、名炮然、稱爲聖人、有弟子、名上仙、住止山頂、精進練行、過炮然、諸鬼神等皆隨、願指、上仙嘗從容、語所親檀越云、我本在人間、有同天子之尊、多受快樂、爾時作

是岡、我當來生得作天子、我今出家、常治禪、病雖遣、餘習氣分猶殘、我如爲天子、必以郡名爲名字、其年上仙命終、先是、郡下橘里、有孤獨姥、號橘嫗、傾盡家產、供養上仙、々々化去之後、嫗復審問、泣涕橫流云、吾與和尚、久爲檀越、願在來生俱會、一所得相親近、俄而嫗亦命終、其後未幾、天皇誕生、有乳母姓神野、先朝之制、每皇子生、以乳母姓爲之名焉、故以神野爲天皇諱、以郡名同天皇諱、改名新居、后時爲夫人、號橘夫人、所謂天皇之前身上仙是也、橘嫗之後身夫人是也、后嘗多造寶幡及繡文袈裟、究盡妙巧、左右不知其意、後遣沙門慧萼、泛海入唐、以繡文袈裟、奉施定聖寺僧伽和上康僧等、以寶幡及鏡奩之具、施入靈臺山寺

とあり、實に御歷代中有數の御賢德にて、特に橘氏子弟の爲めに、學館院を設け給ひし如きは、申に及ばざる事にて、後ち村上天皇の康保元年に、詔して大學寮の別曹となし、橘氏は定の職は、長く三公の所帶となれり、但し當時の風潮として、佛教に御信仰ありて、頗る過度の如くなるは、茲に論ずるに及ばず、されどそれか爲めに、後世云々すべき汚點のなきは、其清操を拜すべし、唯上仙橘嫗の話は、後の淑德を欽慕の餘り、彼の僧侶の造言なるは、改めていふに及ばず。

第二十四節 御即位と立太子

先帝御在位中に崩御あらせられしをもて、皇位空しき事二十一日にして、四月十七日大極殿に御即位あり、文德天皇時に左大臣は源常、嵯峨天皇第八皇子右大臣は藤原良房、天皇の御外叔父なり、是年十一月二十五日、第四皇子惟仁親王を立て皇太子となす、御母は夫人藤原明子、即ち良房の女、是年三月二十五日、良房の東一條の第に於て降誕あらせられ、僅か九ヶ月にして立太子の宣下ありしにて、御當才の立場は之を初めとす、殊に此時惟喬親王、惟條親王、惟彥親王の三皇子おはせしに、第四皇子を立せ給ひしは、藤氏の出を以て、此事ありしは勿論なれと、其是に及べるは、文德天皇立太子の條に參看すれば、自ら内部の御事情を會得すべし、文德實錄に此事を、

戊戌廿五日、立爲皇太子、于時誕育九月也、先是童謠云、大枝オモエ乎超天、奔超天、躍止利、騰加理超天、我耶護毛留、田仁耶アサリ搜阿佐理食、無志岐耶シギヤ雄々イ志岐耶、識者以爲、大枝謂大兄也、略中皇太子是第四皇子也、超三兄而立、故有此三超之謠

とあり、李部王記承平元年九月四日の條に、參議定賴卿來談及古事云々と此三超の

話を載せられたれば、其當時にありて一般に喧傳し、別て藤氏の人々が唱道せしを察せらる、大鏡には、

御いみな惟仁、文德天皇の第四の皇子なり、御母皇太后宮明子アサキと申き、太政大臣良房のおどゝの御むすめなり、此みかとは嘉祥三年庚午三月廿五日に、母かたの御おぼぢおほきおどゝ(太政大臣)の、小一條の家にて、父帝の位につかせ給へる五日といふ日、生れ給へりけんこそ、いかにをりさへ花やかに、めてたかりけんとおぼえ侍り中惟喬の親王と、東宮あらそひし給へりけんも、この御事とこそおぼゆれ、やがて生れ給へる年の、十一月廿五日東宮に立せ給ひ中御母廿三にて、此みかどを生み奉り給へり中染殿の后と申、その御時の護持僧は、智證大師(延曆寺圓珍)におはします

とあり、但し惟喬親王と東宮あらそひとは、親王は第一皇子にてましませは、當然立太子たるべくと、一般に信ぜられしに、良房らの計ひとして其女御所生の皇子を立太子とせるより、之に反對の人々の物議をいひしにて、親王御自身の爭議にあらず、されど良房の此事に付て、苦心せる一斑は、三代實錄、貞觀元年延曆寺十禪師傳燈大

法師惠亮が延暦寺に年々度者二人を置き請ふ表文中に「惠亮等、以去嘉祥三年八月五日陛下在東宮日未だ立太子以前なれど」經啓所願又元享釋書に「釋眞雅弘法大師之弟也」中略貞觀帝降誕之初、入宮加持、相國忠仁公(良房)與雅謀、建精舍、安尊像、祝寶祚中略後勅名貞觀寺などありて、自家の計畫と同時に、僧侶の法驗にまで依頼せるを知るべし、偕立太子と同時に、大納言源信を東宮傳に、參議良相(良房の弟)を大夫、藤原冬緒を亮となせり、是ぞ藤氏即ち北家か全權を掌握せるの端緒なり、さるからに惟喬親王も、御不滿の餘り、初めは山崎に閑居あられしが、後ち比叡山の麓なる小野邑に隱遁あり、紀有常、在原業平などのみ、常に候問して、詩歌を以て御憂鬱を泄し給ひ、二十六歳にして薨去あられたり。

第二十五節 良房の任相國

右の如く良房が立太子の事は甚だ專恣の計ひたりとはいへ、自身は天皇の御外伯父として將た御舅として御信任の優渥なるに依るは勿論乍ら、蓋し叡慮も第四皇子にあらせられしはいふまでもなし、されば良房としては當時諸人に對しては隨

分仕惡き事を仕遂けたるにて、苦心は元より其膽力中々非凡といふべし、されば天安二年二月十九日に是より先き左大臣源常薨ず、依て右大臣良房を大政大臣に大納言源信を左大臣に同藤原良相を右大臣に陞せらる、是時の詔に「右大臣正二位藤原良房朝臣波暎之外舅那利又稚親王止大坐時與利助導伎仕奉禮留所利」安今毛又忠貞留心乎持天食國乃天下乃政乎相安是以殊爾太政大臣官爾上賜とあり、そも太政大臣は職員令にも、其人にあらざれば輒く任ぜずとありて、一には即欠の官といふ、其人なければ即ち欠くの意なり、大鏡に此事を、太政大臣は古の御門の御代にはたやすくおかせたまはざりけり」とありて、人臣として此官に任ぜられしは、良房を以て初めとなす、但し同書に「御とし五十四」とあれど、文德實錄、良房の此事に付ての上表に「擢臣於儕輩之中、夙忝崇班、頻歷顯要、遂使年未知命、位極人臣、榮進、望古而無儔、恩獎當今而罕匹云々」とあれば、五十未滿なり、以て御信任の渥きを知るべし、前述の如く、良房御信任の渥きまゝに、政局の立物となるに於ては、其職責元より重し、中にも天變地妖は、當時盛んに唐土の風を模する事として、其責宰臣にありとなせば、其之を恐るゝ事最も深く、茲に於て例の祈禱は頻繁と行はれ、從て迷信の弊は上

下に染渡り、遂には儒官即ち陰陽道の輩だも、佛教化して、種々の祈禱に従事するに至れり、蓋し當時唐土にては、彼の道家方士なるもの、流行を極めたる、其餘波の傳來せしにて、彼の密家と稱する佛教僧徒らの入唐して受來る修法行事の中に、全く唐土道術の佛教假面的多しと、先輩の論も少なからざるは、其故なきにあらず、殊に仁壽三年には、痘瘡さへ行はれ、文德實錄二月條に、是月京師及畿外多患胞瘡死者甚衆、天平九年及弘仁五年有此瘡、今年復不免此疫とあり、依て廿二日、名僧百口を大極殿に召て、三ヶ日大般若經を轉讀せしめ、尋て穀倉院の糶鹽を出して、京中の痘患者を救ひ、伊勢太神宮に勅使を派して、疫災を除くを祈らせられ、四月には京中死者多きをもて、加茂祭を停め、且天下に大赦を行ひ、及び諸國に詔して、承和十年以往の調庸未進を免じ、當年の儒を停め、相模以下六國に一切經を寫さしめ、尋て諸國に及ぼし五月には之か爲め、騎射走馬等の例典を停めらるゝ等、其重なる事にて、殊に關西は尤甚敷をもて、九月十四日、詔して太宰府の穀三萬八千七百餘石を出して、管内の痘患者を救はれたり、然るに當時太宰府官吏の一斑は、文德實錄仁壽二年滋野貞主卒去の條、其略傳中に、嘉祥二年春略中太宰府吏多不良、衰弊日甚、貞主上表曰、夫太宰府者

中可謂諸藩之輻湊、中外之關門也、因茲有德爲帥、貳才良爲監、大少監典、大少主典、若無其人、選取辨官、式部、頃年以來、絕而不行、近得飛語云、彼吏或擊目閉口、似避時人、或忘耻貪賤、爲聚斂之吏、略中不省とあれば、斯る吏員にして、此賑救の舉に出るを見れば、其慘况は推知するに足る、されば此年十二月、陰陽寮奏して、諸國郡及び國分寺等をして、陽陰書法に據りて、毎年害氣を鎮せしめんと申せしかば、之を許されたり、以て陰陽道の佛教に接近したる一斑を知るべし、但し其法とはいかなるやは、余輩之を知らずと雖も、今も僧巫の出し守符の如きは、茲に所謂陰陽の書法に出しも知るべからず、是よりして陰陽家にも、大法としては、泰山府君とか、或は露符の、丈は人目に見へざる、鬼神を驅使すなどいふに至る(次條參看)斯る世態なれば、齊衡元年(仁壽四年)に備前國より一伊蒲塞を貢せしに、實は賣僧なる事、文德實錄及び宇治拾遺物語に、昔久しく行ふ上人ありけり、五穀を斷ちて年頃になりぬ、帝聞召して神泉苑にあがめすゑて、殊に尊み給ふ(文德實錄)には安置神泉苑、呼爲聖人、男女會觀婦人之類、無不眩惑奔咽とあり、木の葉をのみ食ひける、物笑する若公達あつまりて、この聖の心見んとて、行向ひて見るに、いと尊けに見ゆれば、穀斷幾年はかりになり給ふ

と問れば、若きより斷ち侍れば、五十余年に罷りなりぬといふを聞て、一人の殿上人のいはく、穀斷の屎はいかやうにかあるらん略いて行て見んといへば、二人連れて行て見れば、穀屎を多くひりおきたり、あやしと思ひて、上人の出たる隙に、居たる下を見んといひて、壘の下を引あけて見れば、土を少し掘りて、布袋に米を入れて置たり、文德實錄には夜人定後、以水、飲送數升米、天曉如廁、有人窺之、米糞如積、謂之米糞、聖公達見て、手を叩きて穀糞聖々々々と呼はりて、嘗り笑ひければ逃去りにけり

とあり、以て迷信の世態を知るべし、斯る中に、齊衡二年五月廿三日、東大寺より毗盧舍那大佛の頭、自ら地に落下せし由を、奏せり、そも此大佛は、聖武天皇の御願として、諸國に課して造立し、皇室より位兆に至るまで、現世當來の救主と仰き來れるなれば、其上下の震駭は察すべし、依て聖武帝の御陵、及び宇佐八幡宮、八幡宮の事は、下の詔旨に見ゆに、勅使を派して、鎮禳の御祈あり、やがて修造の工を起し、右大臣藤原良相及び修理東大寺大佛檢校大法師位眞如ら、之を奉行するに當り、去る天平勝寶四年の勅書に、朕發大願、奉造毗盧舍那佛、願以一切人衆、爲善知識、とあるに、今件の大佛

大破して、修理を施すも、殆ど新造に同じと奏せるを以て、其工費を諸國に課すなど、頗る大事業となりて、清和天皇の貞觀三年に至り、漸く其工を竣る、されば落慶供養も、獨り東大寺に止まらずして、國家の祭典なりしは、三代實錄同年正月條に

廿一日丙申、是日宣詔山城阿内和泉攝津及七道諸國司、近來奉修理東大寺大毗盧舍那像、功夫既成、仍來三月十四日、當无遮之大會、極莊嚴之妙態、宜自三月十一日至廿日、禁斷殺生、至會日、於國分二寺、各開齋會、請集郡内僧尼、普爲供養、其料物使用正稅、其太宰府於觀音寺修之、令導師、具演事由、兼令參集僧尼、俱稱讚毗盧舍那佛號、乃無知小民、敎作是念我等知識、所奉修理毗盧舍那佛、今日至、心應奉供養、我亦運心專念、同就廣作同德、但准據本願天皇之弘願、以八幡大菩薩爲主、天下名神及万民爲知識衆、初候修理、今至當時、此事遂成、始終雖殊、德業惟一、然則使八幡大菩薩、則得解脫、令諸餘名神々力自在、本願天皇及先帝御靈、乃至開闢以來登遐聖靈、同願薰修、早開覺花云々

とあり、右の中に八幡大菩薩、應神天皇は、一に胎中天皇とも申奉り、神功皇后の御輔導、即ち攝政と、武内大臣の忠功に依て、寶祚長いに、皇胤榮えませるを以て、聖武天皇

の女帝を立るに、藤原氏を紀氏(武内)に擬し、寶祚長久の御願なればなり、偕東大寺に於る、落慶法會の莊重なるは、三代實錄三月祭に、

十三日丁亥、令百官限三ヶ日斷魚肉、以明日應奉供養東大寺大佛也。十四日戊子、於東大寺設無遮大會、奉供養毘盧舍那大佛、勅二品治部卿賀陽親王、三品中務卿御諱^光親王、四品彈正尹本康親王、正三品行中納言兼民部卿皇太后大夫伴宿禰善男、從四位下行右中辨藤原朝臣冬緒、左京大夫從四位下在原朝臣行平、從五位下守左衛門權佐紀朝臣春枝、散位外從五位下布留宿禰清貞、外從五位下左大史三善宿禰清江、少外記正七位下御室安常等、相率向寺、監修會事、是此佛像、感神聖武皇帝、天平十五年創造、文德天皇齊衡二年、頭傾頸斷頓落于地、年來修理、鎔鑄復舊、是日即開眼、佛師入籠、轆轤引上、乃點佛眼、凡其莊嚴之儀、不可勝載、殿廊之柱、衣以錦繡、檀場之上、敷其朱紫、懸七寶樹、遠裁庭際、藻飭幡蓋、挑批香花、極巧盡麗、奪人目精、歷覽梵宇、處々莊飭、觀者不能厭而拋過、袈衣宿德、振錫、秀眉威儀、俱足填噎堂宇、大唐高麗林邑等之樂、鼓鐘肆陣、絲竹高聲、先令內舍人、端貌者二十人、供倭舞、次近衛壯齒者東舞、後梵唄接響、衆樂遞奏、大佛殿第一層、結構棚閣、更施舞臺、天人天女彩衣霓裳、音伎晤空、以

移一天、南北兩京貴賤士女、充街塞陌、莫不聚觀、躡足翕肩、人不得願云々
とあり、此日の咒願文は、菅原是善勅を奉じて草する所、中に「示功非獨舉力、寄群緣、一切偕心、衆生共助、一粒攸捨、齊金剛之珍藏、半錢所施、比銅山之陶鑄」とあり、以て億兆の喜捨に依れるを知るべし。

右の如く、凶變ある毎に、之に伴ふものは、彼の奏瑞なり、蓋し妖は德に勝ずといふをもて、一凶變ある毎に、一祥瑞の奏上は、當時殆ど一の儀式の如し、されば仁壽四年に、群臣の祥瑞奉賀に對しては、文德實錄に「群臣奏瑞、相趨無已、勅曰^{中略}德未動近化、何覃幽、而今白龜甘露之祥至、公卿等表賀、朕之荒思、自知不堪^{中略}陳賀之言、非攸欲聽、而今公卿重上表、以求賀瑞、帝以苦請難拒、許之」とあれば、眞に天皇嘉し給はざるを知るべし、されど之に依て齊衡と改元あり、四年目に又天安と改元せらる、皆奏瑞に依てなり、こは元より、天皇の聖德を頌するの衷情に出しには、相違なきも、天變地妖等は、一に宰相の上に、冥譴を降せるといふ、唐土の俚諺に因りて斯く大層に囃し立たるなり。

第二十六節 崩御と御治績

文德實錄八月條に、

辛亥^{二十}日天皇倉卒有不豫之事、近侍男女騷動失精、壬子^四日帝病劇彌加、言語不通、皇太子侍於嘗藥、公卿大夫候陣頭、入夜召文章博士菅原朝臣是善、令草詔書、太政大臣良房奉勅^下、甲寅^六日^{二十}是日薦藥無驗、騷動殊切、屈名僧五十人於冷泉院、令讀大般若經、入夜遣固關使、賜勅符木契、勅諸衛、令警固甚嚴、乙卯^七日^{二十}帝崩於新成殿(冷泉院)左右近衛陣於東宮直曹、大納言安倍朝臣安仁、率少納言、近衛少將、主鈴等、令賚璽印櫃等、奉入直曹、丁巳^九日^{二十}大納言安仁、仰左右諸衛、令着鎧、皇太子與皇后同輦、移幸於東宮云々

又三代實錄、貞觀二年二月、僧正傳燈大法師真濟寂す、其傳の末に、

天安二年八月、文德天皇寢病、真濟侍看病於冷泉院、大漸之夕、時論嗽々、真濟失志、隱居云々

とありて、實に御惱は急劇なるに、間もなく崩御あらせ給へば、百官の騷動失精とは左もあるべし、殊に皇太子は、立坊の當時、一部に反對者ありし上に、御幼冲と申、且三代實錄に、二十七日乙卯、奉迎皇太夫人(藤原明子)於東五條宮、欲令擁護幼冲皇太子云

々、陰陽寮奏言、夜有星、入紫微宮、赤如炎火、長十餘丈とあり、紫微宮は陰陽道にて、帝宮となすに、茲に星の入るとは、正敷反者宸宮を犯すの凶兆なるに、赤くして炎火の如く、長さ十餘丈とあるに於ては、迷信の世態、警戒の程は察せらる、儲こそ諸衛の人々甲冑して万一に備へしにて、稀有の御事なるも、情勢を察すれば、當然の事といふべし、文德實錄の最尾に御事略を、帝初自登宸極、垂心政事、性甚明察、能知人奸、專思天下昇平之化、不好巡幸遊覽之事、仁齊之間、頻得嘉瑞、以薦陵廟、至于禁網漸密、憲法頗峻、天下以爲明、帝察々、官署屢聞補替選除之事、吏人還懷廢罷解散之愛、又聖體羸病、頻廢万機、撫運不長、在位已短、天之降命、盖有數歟、于時春秋三十有二(御在位僅に九年)とありて、御在位久しかんには、必ず御治績の隆昭を拜せしならんも、惜むべし、されば天安元年に、相阪の關を復置し、且大石龍華の二關を置き、都鄙の境域を確立されしも、必ず深き徽旨の在らせられしならん、儲御葬地は、三代實錄に、九月二日庚申、大納言安倍朝臣安仁、中納言橘朝臣岑繼、參議平朝臣高棟、伴宿禰善男、從四位下行文章博士兼備前權守菅原朝臣是善、正五位下兼守左中辨高階真人岑緒、從五位上行大學博士大春日朝臣雄繼、外從五位下行陰陽權助兼陰陽博士滋岳朝臣川人、外從五位下陰陽助